

鷺の御山



020201-000-5

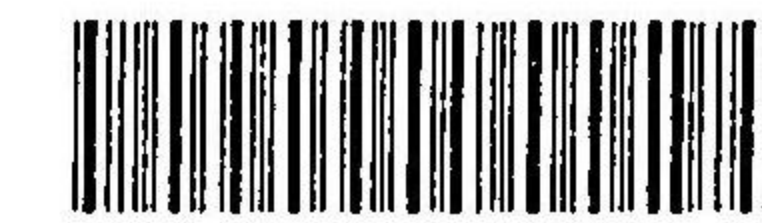
187-59

鷺の御山

身延山九遠寺／編

M32.9

ABH-0428

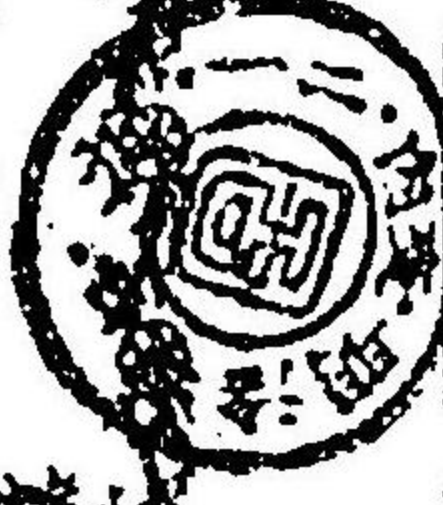
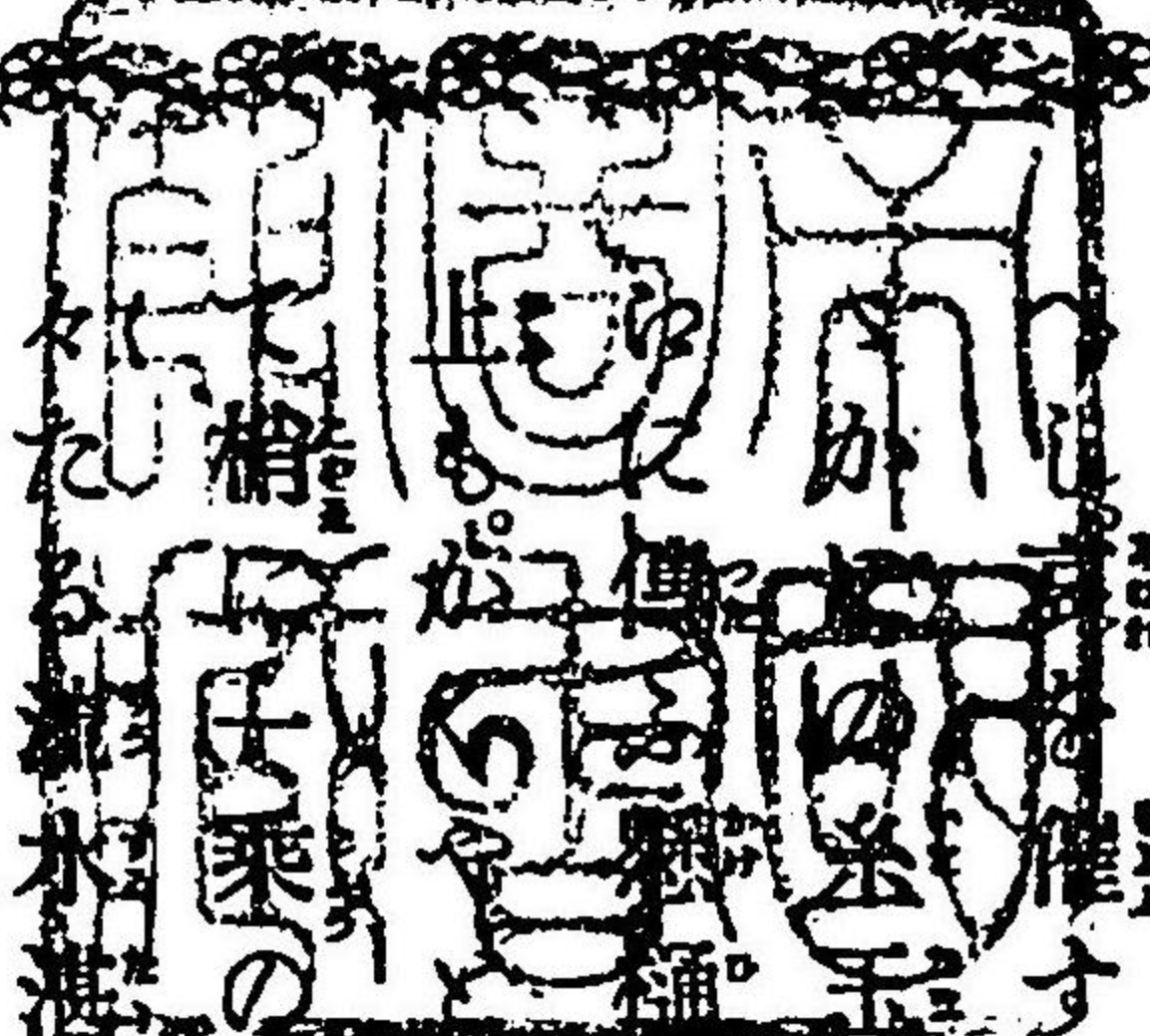


明治三十二年九月

鷲北布山 全

甲州 身延久遠寺

誠まことに身み延のび山の之の栖すまはちはやふる神かみもめくみを垂れ天下のり
ましますらん無心むしん志しつの男おとこしつの女ままても心こころを留めぬ
秋の暮には草の庵のに露深く檐にすたくさ
を連き峰の紅いつしか色深してたただ
の水に影を移せは名にしおふ龍田河の水
疑はれぬ又後ろには峨々たる深山そひへ
葉を結ひ下枝に鳴く蟬の音滋く前には湯
性の空に雲もなしかゝる砌なれは庵の内には晝は終日
に一乗妙典の御法を論談し夜も竟夜要文誦持の聲のみ
す傳へ聞く釋尊の住給けん鷲峰山を我朝此砌に移し置



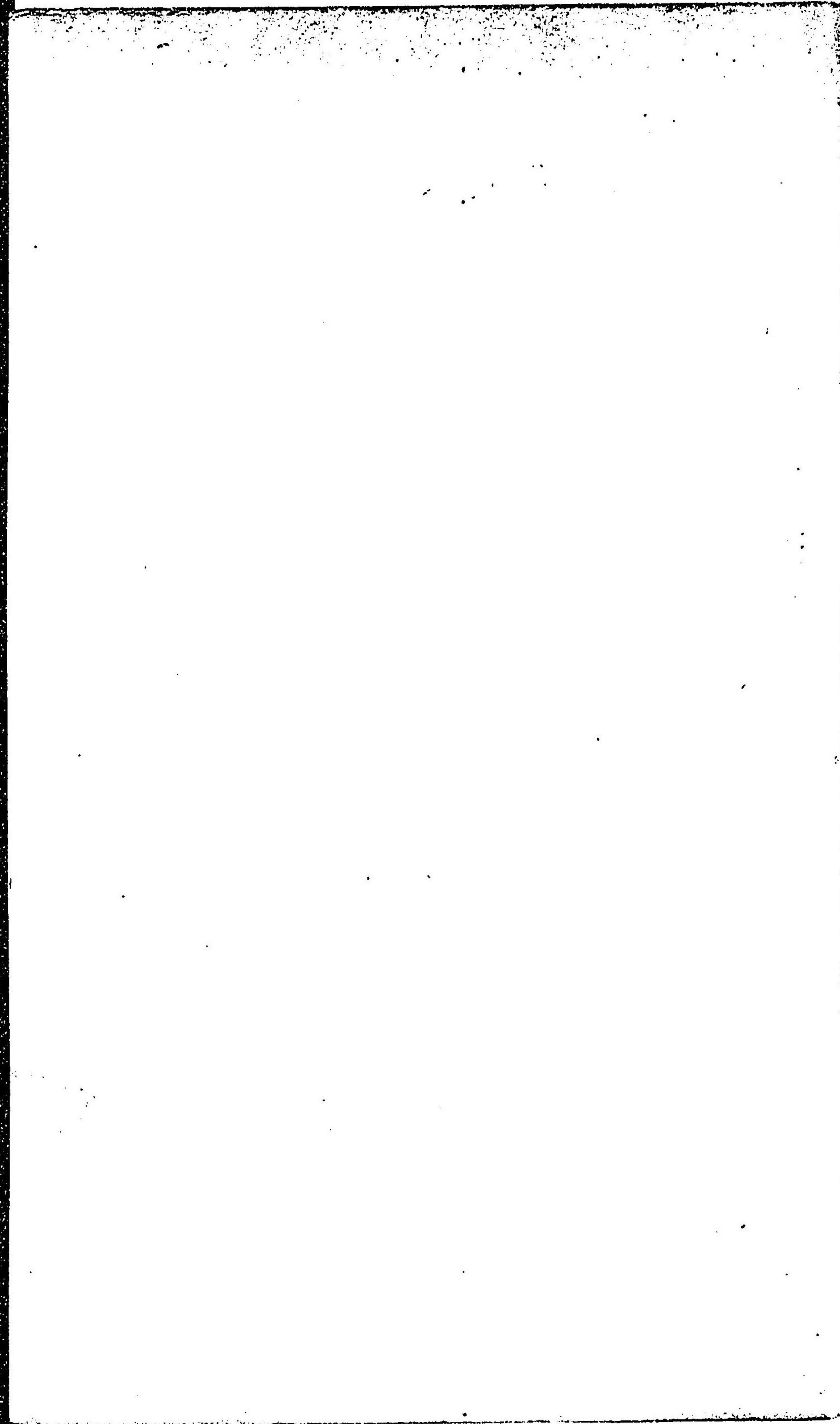
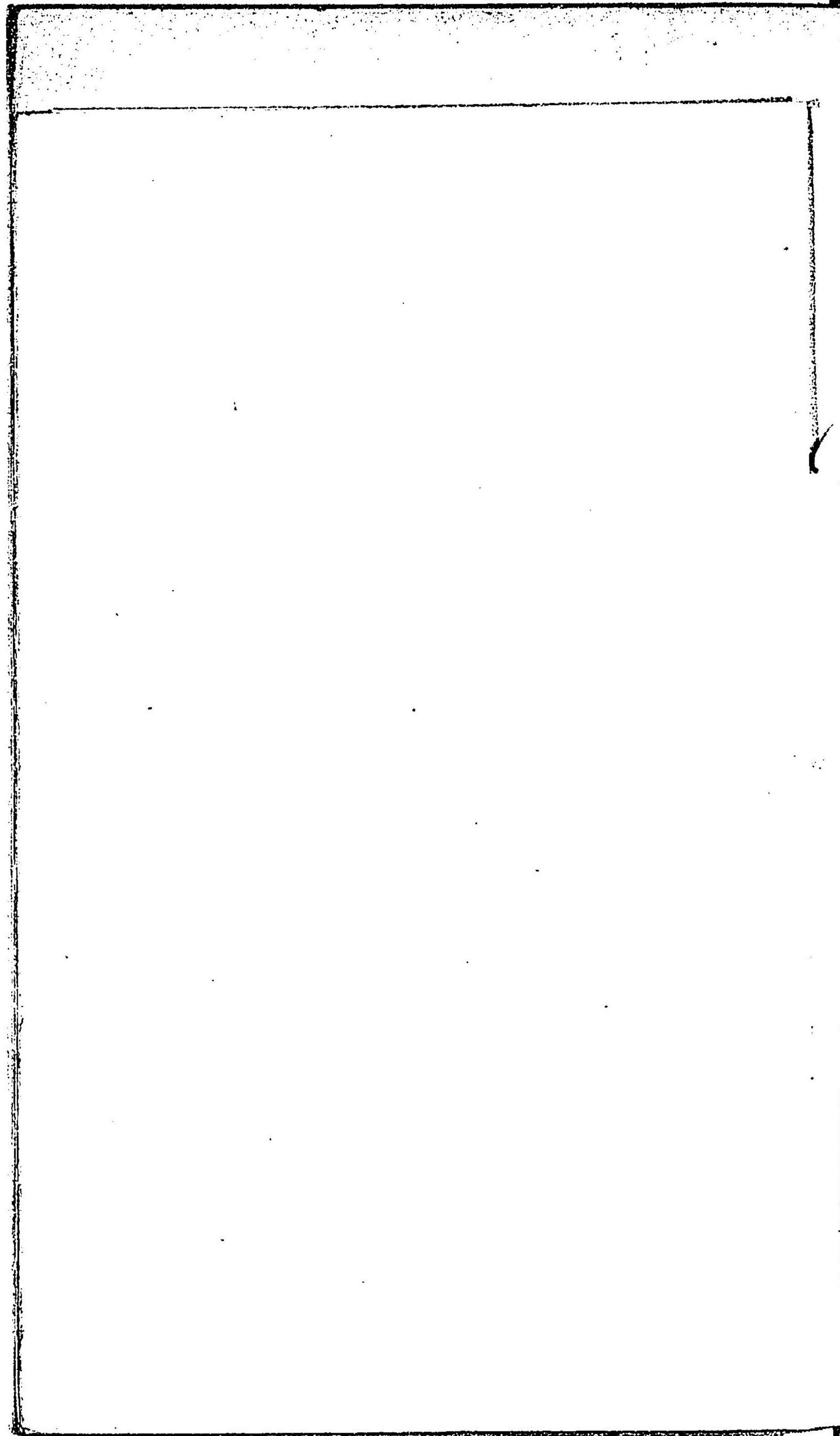
二
ぬ。霧立嵐はけしき折々も山に入て薪をこり露深き草を
分て深谷に下て芹をつみ山河の流もはやき巖瀬に菜を
すゝき袂しほれて干わふる思は昔の人丸か詠ける和歌
の浦にもしほ垂つゝ世を渡る海士もかくやと思遣るつ
くつくと浮身の有様を案するに佛の法を求給しに不異
乃至。されは法華經には四十餘年か程被簡女人も成佛五
逆闍提と被云提婆も佛になりけり。然者末代濁世の謗法
闍提五逆たる僧も俗も尼も女も此經にて成佛事無疑。然
者法華經第七云於我滅度後應受持此經是人於佛道決定
無有疑云云此文こそよに憑敷候へ。此等の様を思つ
つけて觀念の牀の上に夢を結へば妻戀鹿の音に目をさ

三
まし。我身の内に三諦即一一心三觀の月曇なく澄けるを。
無明深重の雲引覆つゝ。自昔今に至まで生死の九界に輪
る事此砌にまられつゝ。自かくそ思連ぬる
立わたる身のうき雲も晴ぬへし

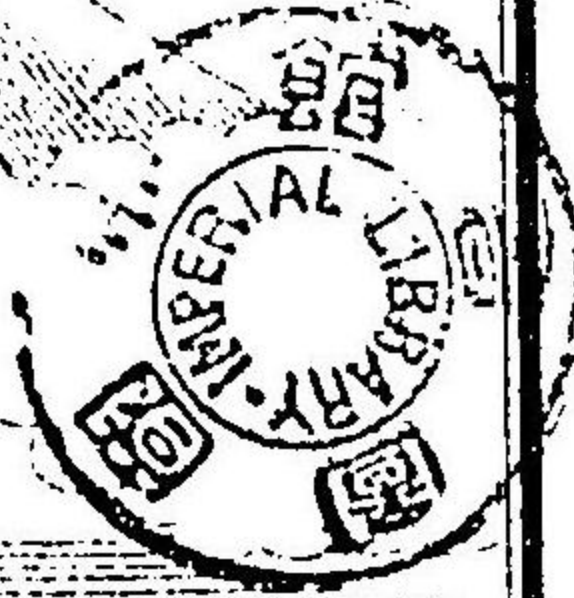
たはぬ御法の驚の山風

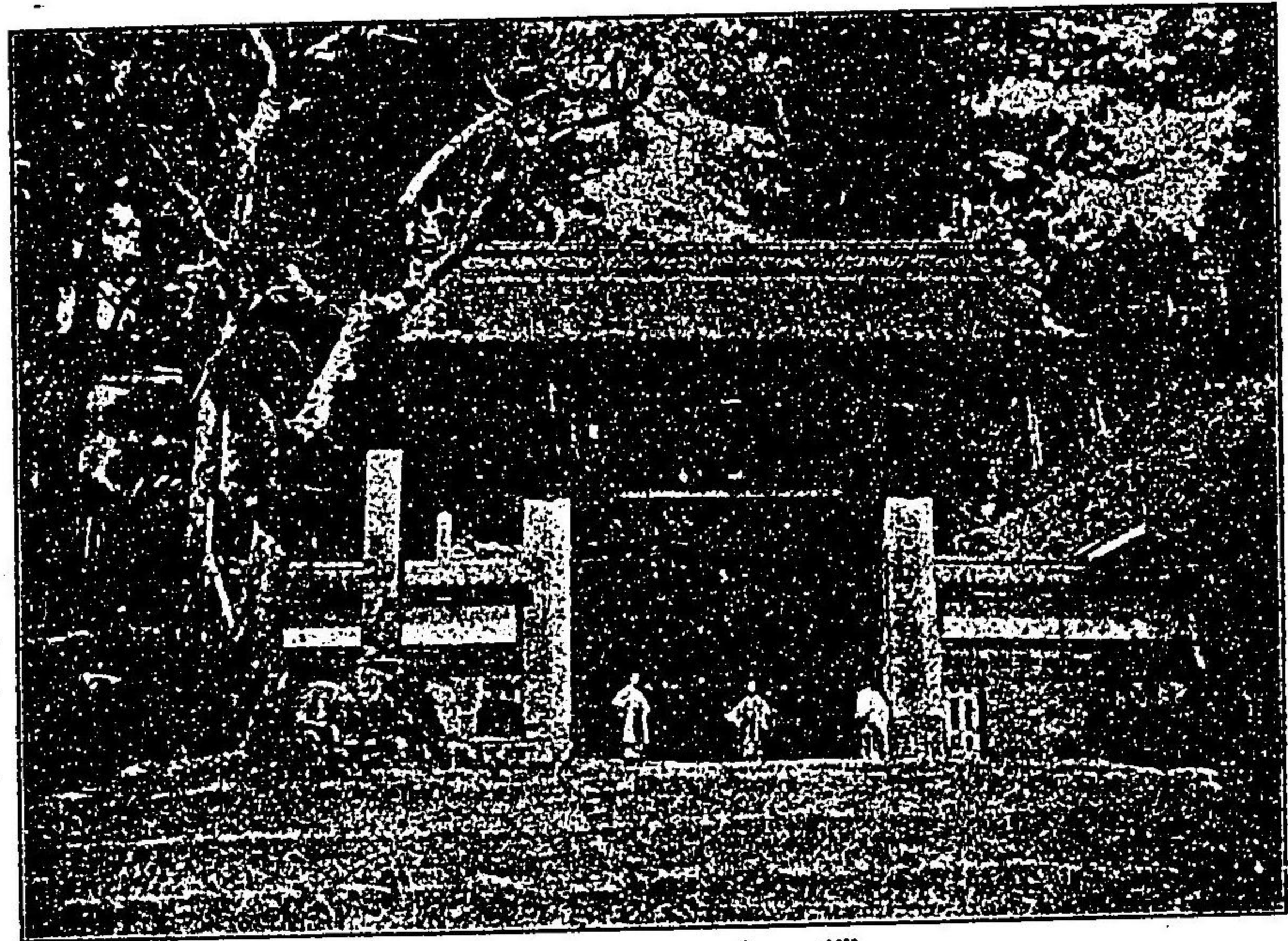
建治元年八月二十一日

日蓮御判

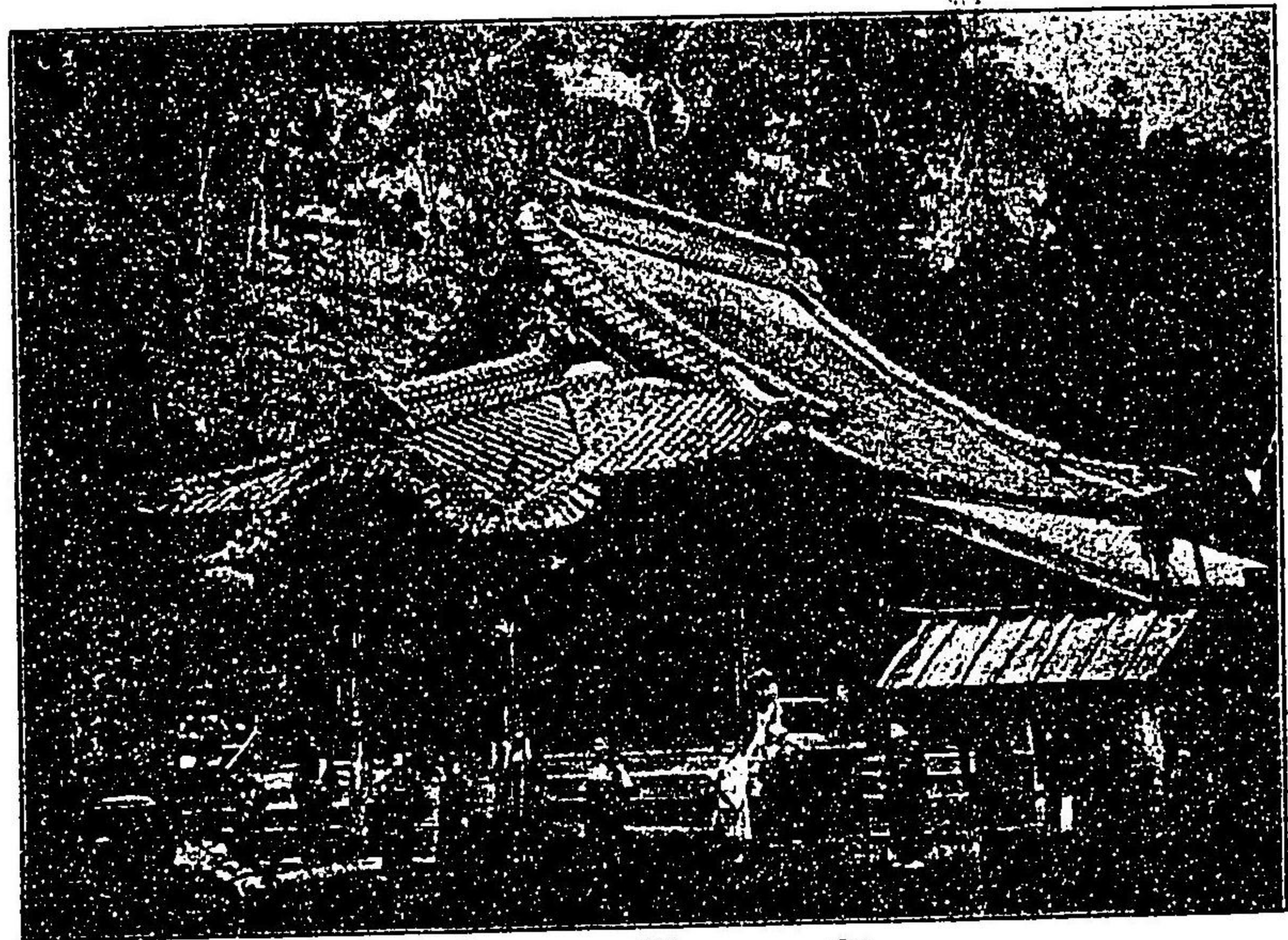


景真山延身





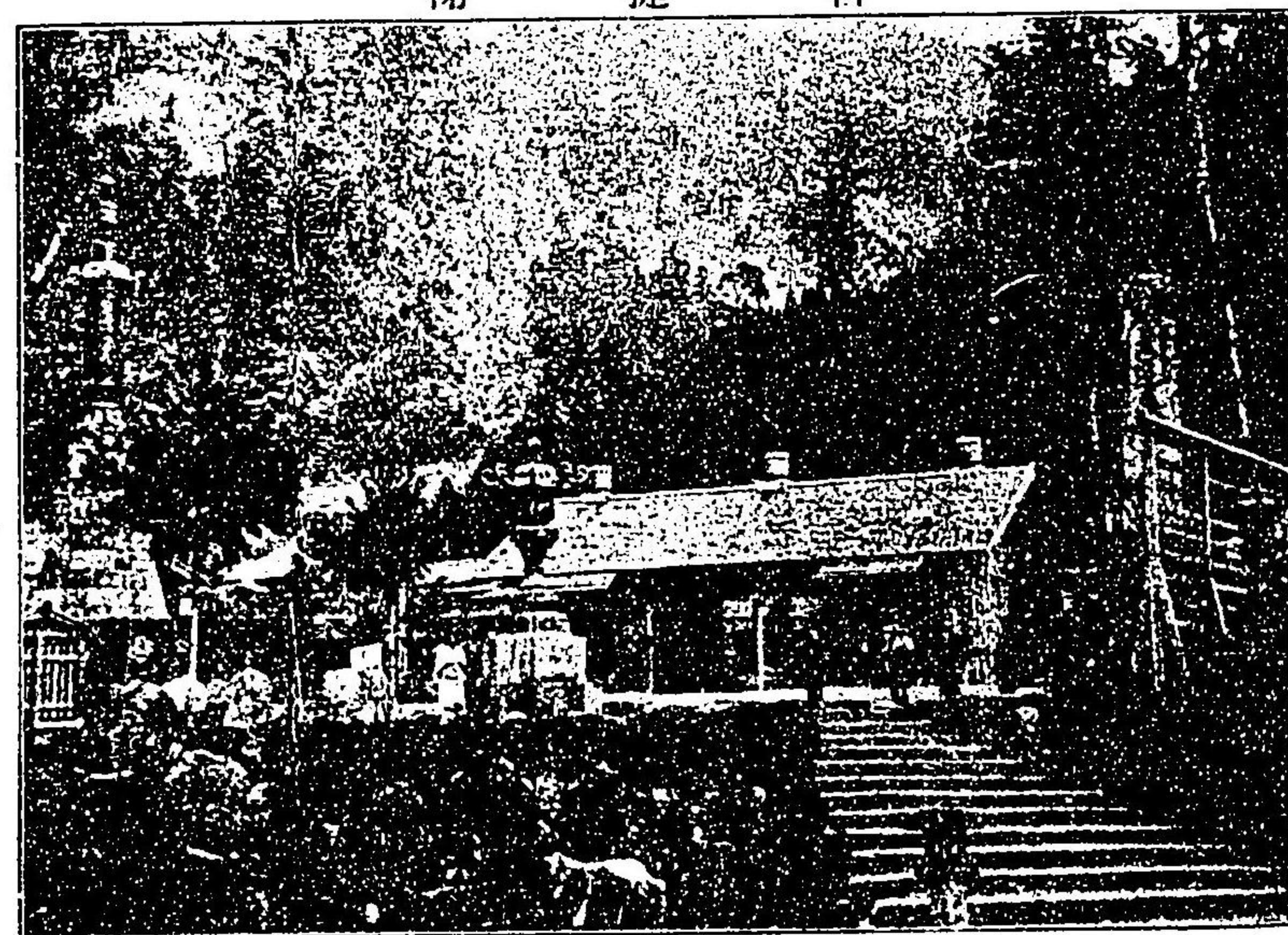
總門



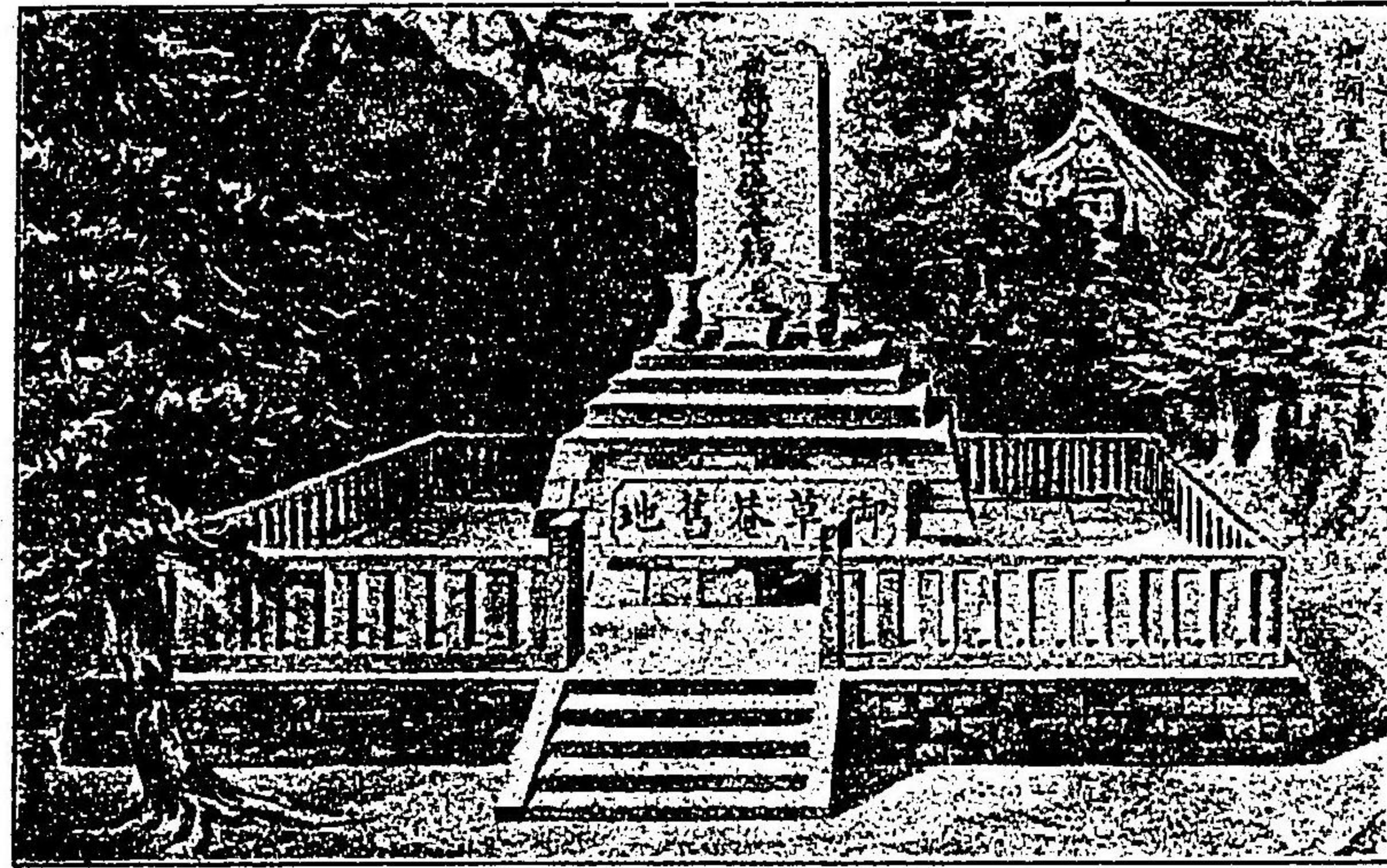
朝師堂



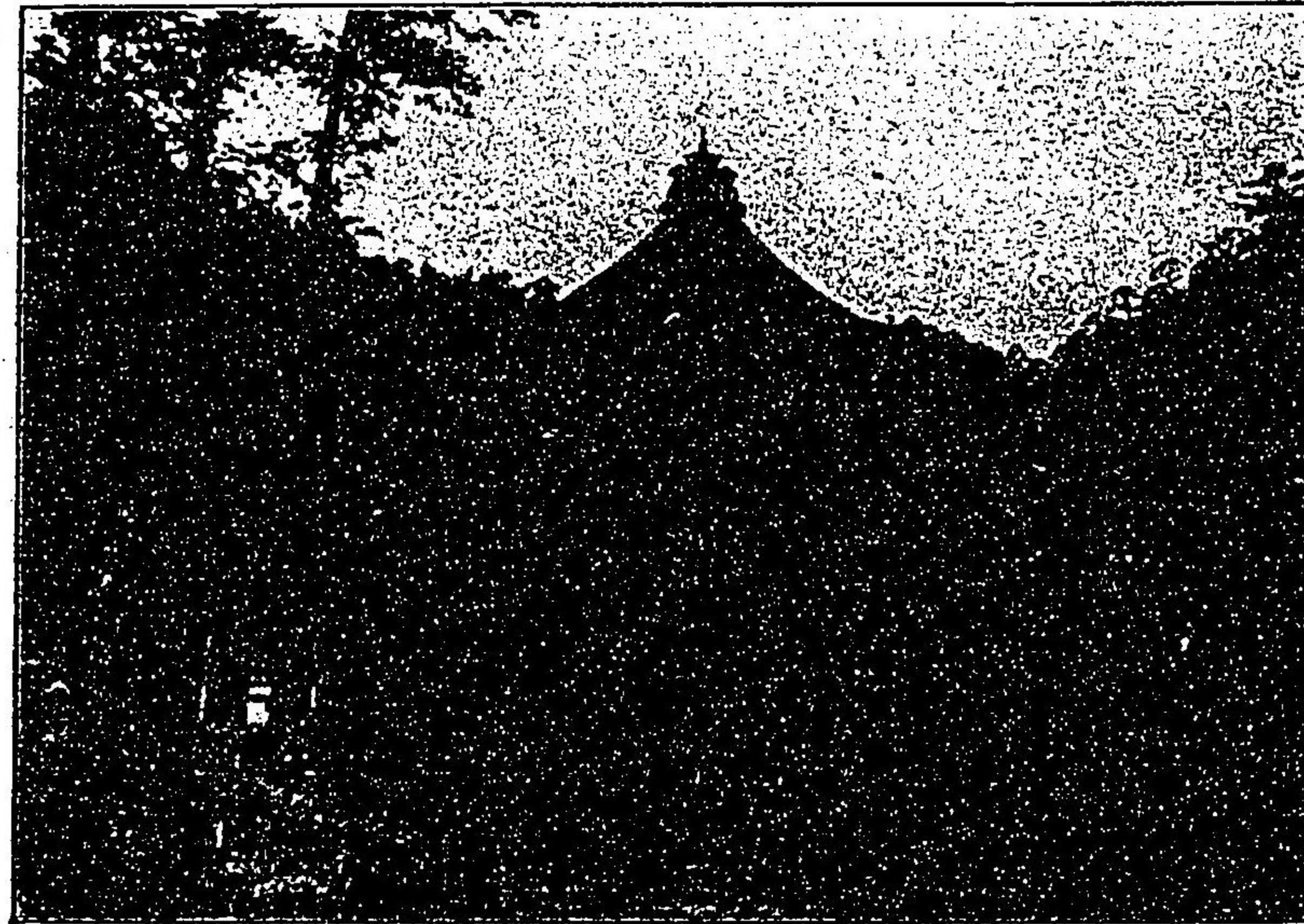
梯 提 菩



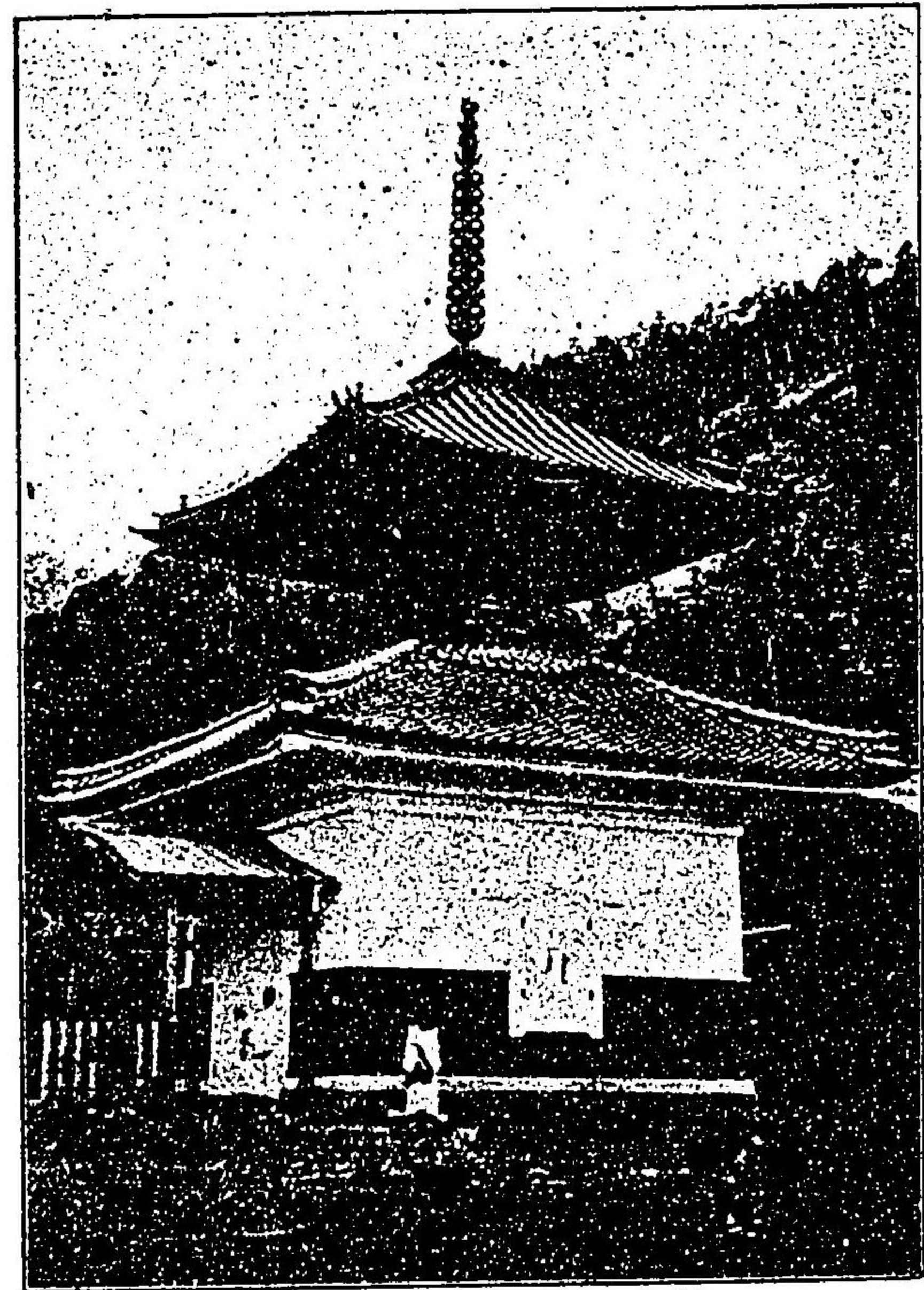
地 敷 門 三



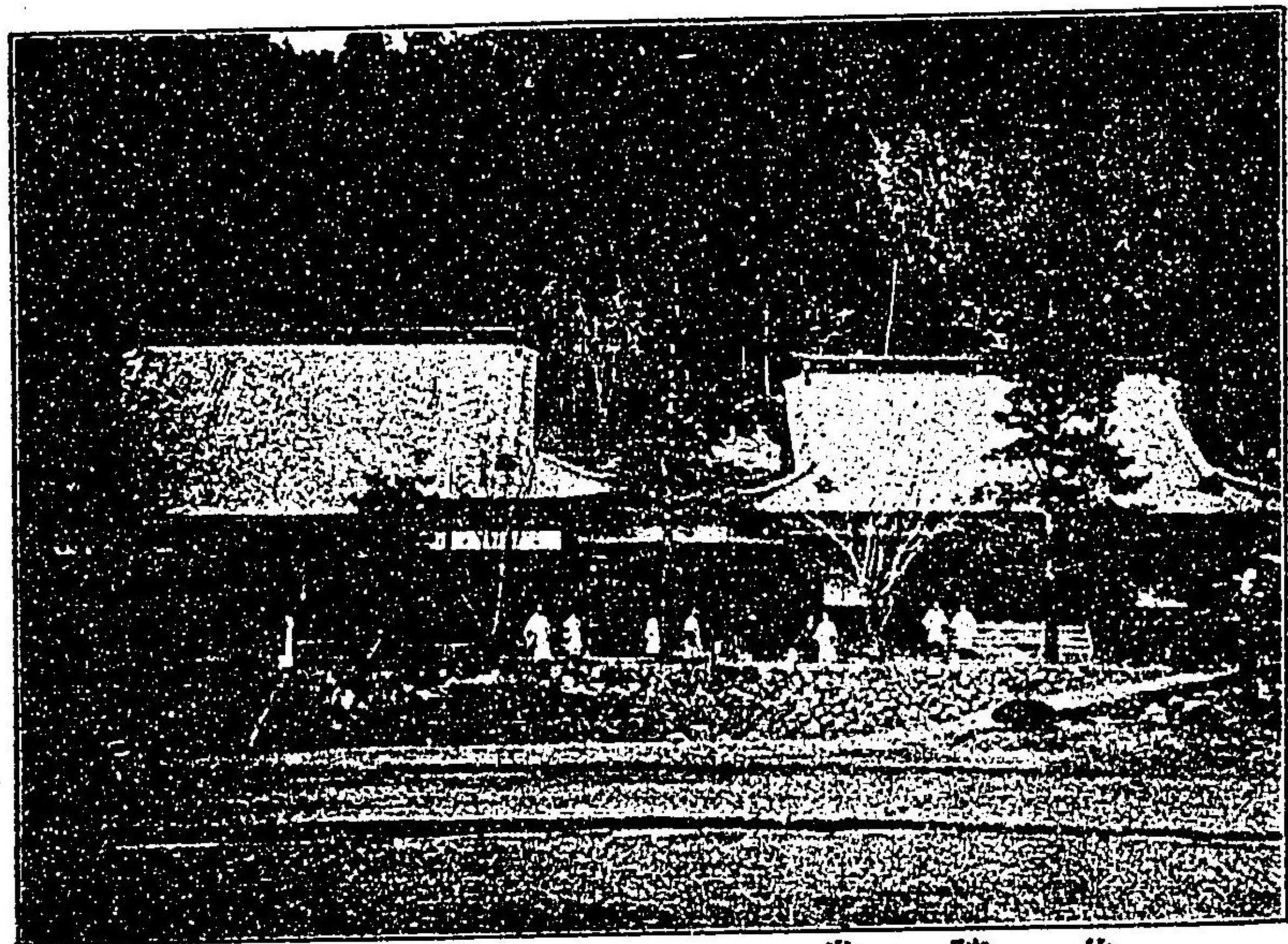
御草薙舊地



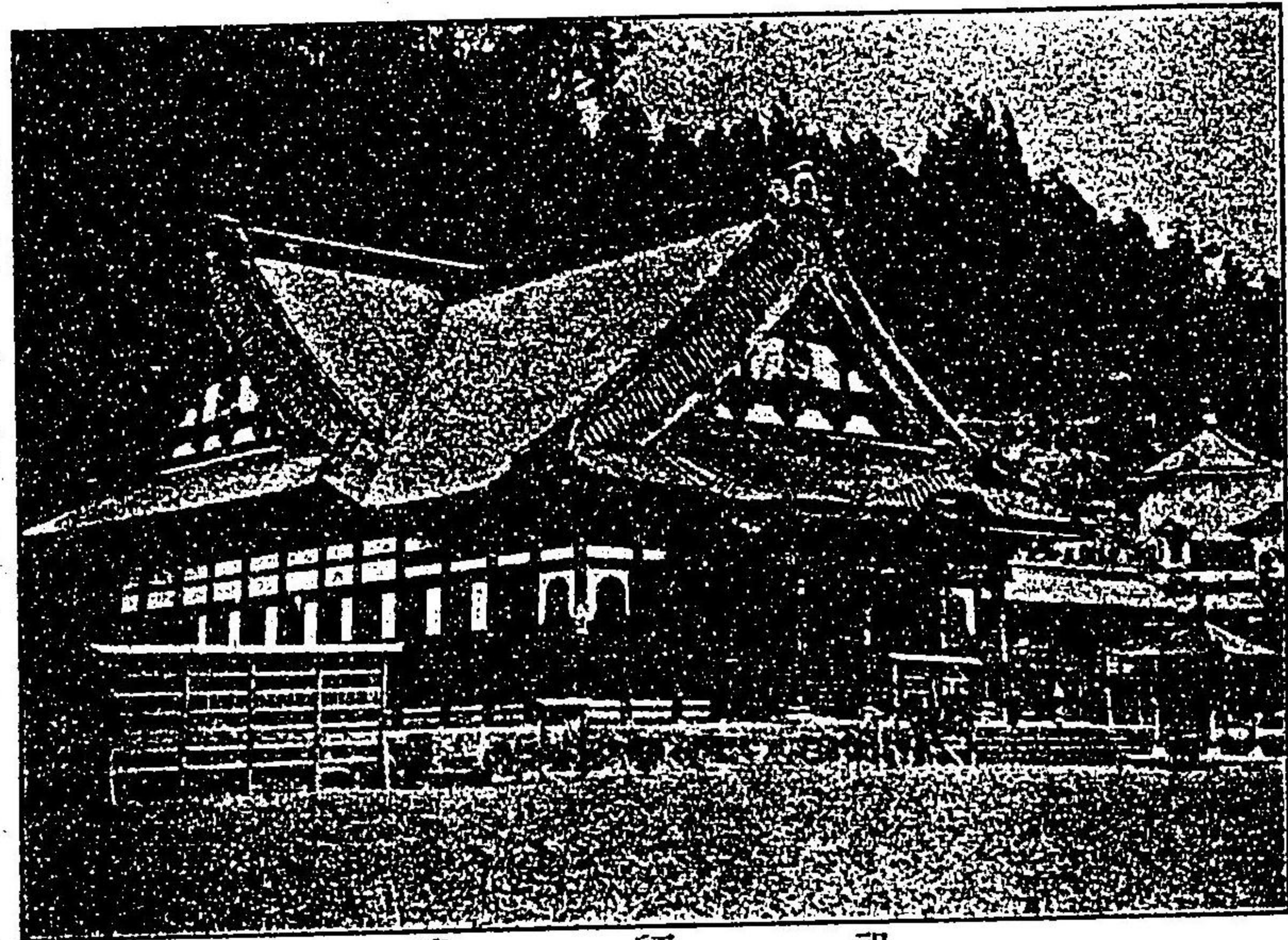
御廟堂



納骨塔



位牌堂 釋迦堂



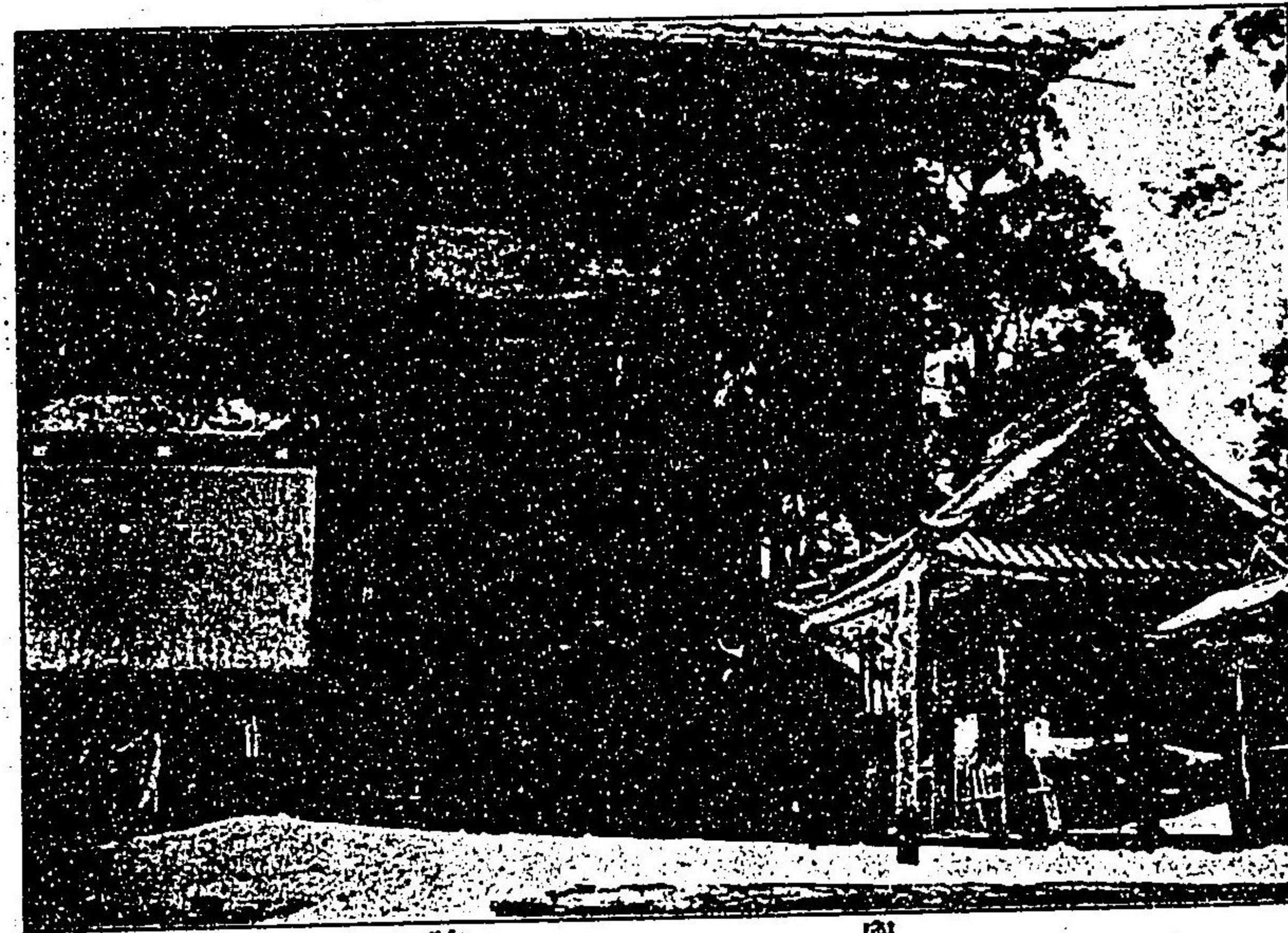
祖師堂



眞骨堂



大 客 殿



奥 院

凡例

一本編は當山歴祖略譜、本院諸堂記、塔中房院錄、身延鑑、身延山圖經、本化別頭佛祖統紀、甲斐國誌、其他古老の口碑等に依て纂述す

一 本院、支院、圍山諸堂、舊跡は各順路に之を記し以て巡拜に便す
一 所引の祖書多くは身延類聚に依れば遺文録と稍々同からず又略抄に従ふ所以は本編の穴長を恐るればなり
一 當山の寺歴は頗る宗史及び列祖の傳と相關涉し甚だ容易ならず而して山記寺錄の以て考徴に資すへきなく且つ本編脱稿限るに期日を以てし倉卒之を成す完備せざる所以なり若夫れ宗史の材料としての詳悉なる寺誌は之を他日に期せん乎

一 編者固文辭特に假字遣に嫻はず讀者請ふ其事に取りて辭に

取ると勿れ

二

編者識

鷲の御山目次

第一章	總説	一頁
第二章	沿革	七頁
第三章	歴祖	二十頁
第四章	第一、皇室由緒	二十九頁
	第二、武將公文及其歸密	三十三頁
第五章	年中法事	四十頁
第六章	第一、本院及講堂興廢	四十三頁

第二、支院、園山諸堂……………七十三頁

第三、支院の興廢……………百二十九頁

第七章

古徳遺文、詩、歌……………百三十六頁

附 録

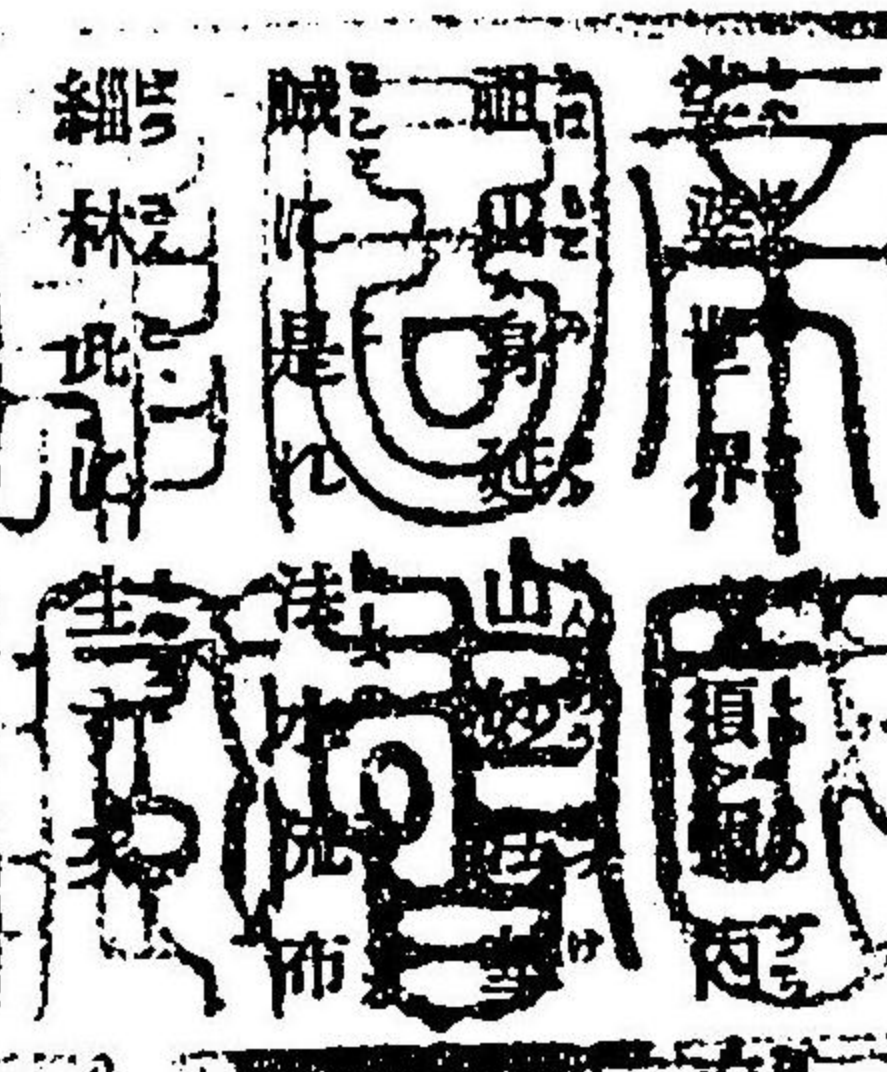
身延山參詣順路并里程表付地圖……………百七十一頁

以上

鷲の御山目次畢

鷲の御山

第一章 總説



南に閻浮提大日本帝國甲州南巨摩郡波木井郷日蓮宗久遠寺は吾祖開闢の勝地九年幽棲の靈廟にして淵源宗門興建の根本也四海の教流此に出で一天

吾帝國の中央東海道の北邊に位するは本州なり東南は相摸に隣り東

北は武蔵に連り南は駿河に接し西より北は信濃に界す本郡は其西部

に屬す郡の中央に聳時せる一峯を身延山とす東は鹽澤村に限り西は

小細赤澤村に界し南は大城小田舟原の諸村に接し北は下山村に連り方

十三里と云ふ巖々たる峰巒四面に屏列し北に峙て鬱葱たる者は身延嶺なり南に突兀たる者は鷹取山なり西に峻秀なる者は七面嶽なり東に屹立たる者は天子ヶ岳なり其遠く西北に嶺嶽たる者は白根ヶ岳なり早川北に波木井川南に富士川東に身延川中に五岳重疊々として雲外に聳へ四水潺湲滔々として山麓に流る東西南中、蓮華、黃鸞、金剛、醍醐の八谷山中に横はり古松老杉鬱々空を凌ぎ緑樹翠草森々溪を埋め松風颯々として世塵を拂ひ溪水淙々として俗慮を洗ふ况や朝嵐夕翠岫雲嶺煙其變幻之態出沒之狀風致の神韻なる光景の靈秀なる殆ど凡境に非ず寶殿瑤閣紫觀丹臺輪奐宏壯玲瓏瑰奇金碧燦然として鸞乎たる樹間に聳え香烟縷々林樹を繞り法鼓擊々山谷に響き群參腫を接し僧房疊を並ぶ誰か圖ん此崇山深谿雲封じ霧銷し巖危く水流る、寂冥幽邃の境斯の如き巨刹あらんとは更に興院芥陀梨峰に躋攀せんか峻

坂崎幅として天梯石棧艱辛萬狀なりと雖も絶巖を究れば浩々杳々吳楚を拆き秦越を分ち東南には田子ノ浦三保ノ松原賤機山清見瀉豆驛房總の海嶽雲煙渺茫の間に隱顯し坐に高祖當年遠く房岫を望み考妣の塚を念じて潸然袖を濕すを憶はしむ北には甲府城下天目山差出ヶ磯等悉く寸眸に收まり無限青山眺望雲奔浪捲入羅牙直將眼界爲三疆界何啻三千一大沙の概あり又杖を七面山摩尼珠嶺に卓んか碧落雲なくして仰で鼻端を照し天と相去ると差違からず芙蓉の朝暾夷洲の仙舟等奇勝絶景峻極旁礪具に狀すべからず雲邊高聳古禪關仙子躡來何所看堪掬蓮峰千歲雪天風習々拂衣寒の觀あり時々三寶鳥ありて翺翔喚呼す若夫れ身延山十二勝芥陀梨峰六致摩尼珠嶺八覽出がの雅致風趣及び西溪古草菴を訪ては謂ゆる月漏れ風隙き燭無くして經を照し巻かざるに軸收まり十二の柱四方の壁朽敗頽落して觀するに僧なく令

するに僕なく糧乏ふして雪を凌し野芋猶ほ珠よりも珍重なり(興起)御書取意)又靈なる哉異なる哉幽邃蕭寂紅葉霜に染ては鏡水影を醒して龍田の錦を思ひ後に峨々たる高山あり前に蕩々たる長川あり蟬鳴き猿叫で樹には一乗妙法之菓を結び水には實相眞如之月を浮べ無明雲晴て法性空清し實に凡夫不測之聖境覺者棲神之妙土西竺驚峰の佳會に滅せず復霧を分ち風に御し草を踏み露に沾ひ薪を深山に拾ひ芹を幽溪に摘み菜を濯ひ袖を曝ては人丸が詠を憶ひ吟賞して已まず樂只樂只等の(身延山御書の取意抄釋)聖祖當年幽棲の狀を憶ふが如きに至りては自から登陟歴覽且觀想するに非ずんば安ぞ詳悉するを得ん焉

祖書に云く、此山の爲躰、日本國の中には七道あり、七道の内東海道十五箇國、其内に甲州飯井野御牧三箇郡の内波木井の郷乾の方に入て

二十餘里の深山あり、北には身延の嶽天を頂き、南には鷹取が嶽雲についき、東には天子の嶽日とたけ同じ、西には峨々として大山ついきて、しらぬの嶽にわたれり、此外を廻て四の河あり、北より南へ富士川、西より東へ早河、此は後なり、前に西より東へ向て波木井河、中に一の瀧あり、身延河と名たり、天竺の靈山此處に來れり、唐土の天台山親り是を見る、(錄内廿一秋元書、錄外九松野書抄)

又云く、此處は人倫をはなれたる山中也、東西南北をさつて里もどをし、かゝる糸心細幽谷なれども、教主釋尊の一大事の秘法を靈鷲山にして相傳し、日蓮が肉團の胸中に秘隱持、去は日蓮が胸の間は諸佛入定の處なるべし、舌上は轉法輪の處、喉は誕生の處、口中は正覺の砌なるべし、かゝる不思議なる法華經の行者の住處なれば、争か靈山淨土にをどるべき、法妙なるが故に人貴、人貴か故に所尊と申は是也、此砌

に望望は無始罪障忽に消滅し、三業の惡轉して三徳となさん、彼中天竺の無熱池に臨む惱者が、心中の熱氣を除念して充滿其願如清凉池と嘯しも、彼此異なりといへども其意は争か替べき、彼月支の靈鷲山は本朝此身延の嶺也、參詣遙に中絶せり、急々に來臨せしむべし、是にて待入候云(錄内廿二南條書遺文錄廿三)

關於此是、眞の靈山事の寂光本化大士が生處、得道、轉法輪、入涅槃、四處具足の道場、盡未來際、樓神の靈窟、抑も其興起沿革如何

第二章 沿革

正嘉中波木井六郎實長(姓は源氏新羅三郎義光五代之裔にして甲州波木井、或は羽相近し作邑に館す故に波木井を以て之を呼ぶ、統紀廿四、傳高祖年譜攻異世四往看(鎌倉に直し荏原義宗九老僧朗慶上人の父、康元元年宗祖に歸す、統紀三十四)に憑て初て高祖に見ゆ高祖莞爾として笑を合み故相識の如し道機相熟して細に法愛を加ふ文永十一年甲戌高祖長興山比谷に入り啓運嘉會舞吼揚々たり是時大諫三(第一は文應元年七月十六日立出安國論奏上、第二は文永八年九月十二日平左衛門尉に對諫、第三は即ち文永十一年四月八日復平金吾に對諫なり(遺文錄六十七)に及ぶ時君協はず高祖竊に謂く甚矣澆季の化し難きとや三諫聽かざるときは則ち逃るゝ古の禮也嘉應時至る宜く是地を去るべしと因て隱築を擧ぶ諸州の檀越各閑靜の地を相し請して已まず高祖言く吾に所恩あ

り蹤を甲州に晦さんと(録外二)卷四條書に云く疎曉再三に及び乃至山
 林に遁れ道を進めんと思しに人々の言葉様々なりしかども旁々存ず
 る旨有之依て當國當山に入る云々(遺文錄七九)又後に録する朝師の身
 延山十徳併せ思ふべし時に風齡五十三、五月十二日鎌倉を發し十七日
 波木井に着す實長大に喜び(入山の御書逢島祖師堂の下に出す)精舎を
 延山に經營して以て之を奉せんとす高祖固辭す故に其居僅に規模を
 存ずるのみ小茅乃ち成る六月十七日初めて身延の澤に入る(興起の御
 書御草卷の下に出す此普請の間高祖留錫の地後寺と爲る今の波木井
 圓實寺是也)枯淡恬然として檀越を惱すと欲せず六尊圖を造り裁ゆ
 (即ち西谷の六老畑なり)實長之を察して寒煖の供物高祖をして知らし
 めず一時精廬の勝を問ふ高祖香を拈し咒を持し扇して身延山久遠寺
 と曰ふ延山幽遠と雖も四方欽慕して來る者星共雲集遂に叢林と爲る

興起の御書に云く坊は十間四面に又庇し指作
 莊嚴遺慶なり(録内四十)卷地引御書に云く坊は十間四面に又庇し指作
 り上げ遺文錄(高祖之を容れ十一月廿四日天臺正會を以て開堂の
 式を伸べ焼香祝釐す遠近異く會す實長爲めに一日經)一日に妙經全部
 を書寫すると即ち頓寫會なり(を營み還齡延年の舞樂を奏し以て萬歳
 を祝す之を當山開關の興起とす

身延古は鏡夫と呼び西行の歌にもあめしのか鏡夫のさとの垣柴に
 すたちそ初むるうくひすのこゑとあり宗祖入山身延と改むとは是
 れ口碑の傳ふる所身延鑑三、甲斐國誌七十四、之を載す宗祖の山を身延
 と名け寺を久遠と呼ぶ蓋し謂ゆる一斯山に詣づる輩は無始の罪障
 消滅し三障即三徳と轉じ己身の壽命を延長し久遠の本果を光顯し
 凡夫即極婆娑即寂光の妙果報を獲得する本國土妙なることを表示せ

しもの歎尙ほ巻首の御詠深く味ふべし

又文永十一年波木井公の寄附せる方十三里六町の地は東は下山村西は舟原村北は赤澤村南は梅平村を限り東西北は山上の水渡南は梅平川を堺とす公の置文今寶藏に現存するもの二通蓋し一は文永十一年とあれば即ち最初寄附の際之を認め其二は後永仁三年即ち其翌二年前重て書遣せしもの也公は永仁五年丁酉九月二十五日歿今茲明治三十二年に至る六百〇五年なり公及び二代教公の置文左の如し

在故十三里立四方界今日遺墨人寄附之自今以後吾一家輩身延事不可存慮略若異意之旨於有之 佛法僧は勿論於吾復不忠不孝罪科間未來原迄子孫好滅亡處依而如件

文永十一年甲戌十月廿四日

南都隱士波木井實長入道判

南都太郎實友其一家中

一身延の深の御事は塙を立て、永代寄進之上子細状に見へたり是偏に父母主君孝養報恩のため若日圓か跡未々の中に不信懈怠の輩身延の御爲疎略を存せん不孝不法のやから一分も日圓か跡不可知孝養の志他に異なる間未來まで禁して置處也

永仁三年乙未十二月十六日

日 圓判

一身延山之御事は故入道殿塙を立て、寄進の上は別の子細不可有子供等此旨を存努々緩怠不法の儀不可有未々まで禁處也

正和元年正月十六日

二代目 彌太郎日教判

明治維新方十三里の中央に於て五丁餘歩の地を官有第四種現境内
と定め餘は悉く上地御料林と爲る

草堂靜應顯經觀念說法著書九年一日の如し弘安五年壬午秋偶微恙を
示す徒に告て曰く吾所思あり武州池上に往かんと南浦氏乃ち其馬を
具し二男實繼(奥州遠野の城主八戸氏の祖にして今の男爵南浦氏即ち
其裔也)をして之に御せしむ九月八日象駕を發し十八日宗仲に至る書
を裁して波木井氏年來の護法を謝し且つ曰く病瘵は錫を歸さん然れ
ども老病期し難し設ひ何地に死すとも塚を延山に封ずべし(録外廿五
及卅三波木井殿御書靈廟の下に出す)又傳云ふ高祖六尊に命じて輪次
塔を守らしむと十月十三日示寂實算六十一乃ち遺骨を收取して瓶に
藏め一七日畢て諸子啓行之を當山に送る法公往年刻む所の影像(中老
僧日法上人宗祖尊像彫刻のと祖師堂の下に記す)を以て堂に安し明年

別に一室を營み以て遺骨を安し六尊各子院を造り(六尊の房跡支院の
部に記す)輪次に守塔す八年乙酉向尊直す實長向尊に因て五尊に告て
曰く守塔輪次遺命嚴重矣然りと雖も今にして之を視れば法の爲め山
の爲め甚だ便わらず所以者何諸山は主人在るを以て諸位志を盡ふし
山門日を追て盛なり身延山は然らず主也徒也旅泊の想を爲し衰ふる
有て榮ふるとなし高祖棲神の靈窟一家の祖山他日若し荒涼に就かば
胸を臨むも曷ぞ及ばん矧や如今海内隘ならず武門の弊氏天命計り難
きを哉公等夫れ熱く之を謀れと護法の一語五尊戻ると無し惟り與尊
肯ぜずして曰く輪次人なくんば之を護するも亦可也我等六人齊く最
後の嚴命を承く未だ一紀に滿たず高祖の聖鑑監と無し飛戻何ぞ速な
る法運の通塞は俗子の能く識る所に弗すと實長喜びずして曰く護法
の言爲山の護衆皆背かず公獨り痛く推提するとは何ぞ耶我れ公と絶

ん耳と是に由て師も亦去る實長重て昭尊に讓し向尊を請して第二代の主とす是より輪次の直なく主位整々御床堂々として山中の清規肅々齊々然たり矣

或人曰く守塔輪次の規は高祖の嚴命也而るに檀越波木井氏私を以て之に反す故に與尊之を拒む昭明向尊の之に與するは豈に義と云ふべけん乎と曰く然らず夫れ道の盛衰に二あり謂く内徳の厚薄也外徳の有無也内徳の厚薄を激箭するとは六尊の任なり矣山門の榮利を籌策するとは外徳の任なり矣戰國の時大丈夫廟に坐し鼎に食むとも一旦運傾くときは則ち其脆きと泡の如きは是れ俗諦の常なり實長之を思ひ之を謀る是時實長之を慮るとあらずんば吾山夫れ危乎哉果して波木井家耳孫給がず俸地も亦他の有と爲る矣惟り山門千載觀を改めざるとは其功實長が未萌を計るに在り謂つべし外

護の大善知識也且つ法王の化に四邊檀あり之に順するに世界の益あり昭明向尊之を須ゆ世を直するに對治の益あり與尊之を須ゆ取捨宜しきを得て一向にすべからず宗門章味の時に檀越に任するも亦宜ならず乎豈に祖意に戻ん乎豈に祖意に戻ん乎(別頭統紀九ノ)或人又曰く我聞く與尊の門人今に迄るまで祖山に背くと非乎曰く然也尊者高祖の願命を護持して移らず波木井實長と絶つ矣是の以に富木比企池上氏も亦絶つ矣昭尊朗尊等も絶たざらんと欲すとも得ん乎四家者護法の大檀越なり是時宗門章味唯六尊四家耳故に四家に善からざる者六尊も亦之を喜ばず時に與尊者是不幸に遭て房之窮巷(房州北野郡保田)舞今の平野吉濱村中谷山妙本寺其舊趾也與門派八本山の一なり)に盤す是れ山外一派の起る所以也平等の福田計らずして眇眇を生ず悲夫其法義に至ては豈に異味あらん乎二十

餘年御床を離れず最後の聖鑑六上足の數(御義下六十餘外三)に充るを
觀鳴呼何の日かその耳孫雲仍執敵を洗滌して僧に和合海に浮んと
を是れ予が至願也耳矣 (統紀九)

第二祖向尊は之を三位進師に進師は善師に以上高祖の直弟(善師は臺
師に而して臺師一時夢らく現今の淨界殿堂觀然たり思念すらく他日
吾山繁盛せば輪奐是に至らん乎と記を作りて之を遺す(後第十二世意
上、師の記を感得し記を作る下に録す)貞和二年丙戌(南朝正平元年)と云
ふ後百餘年文明六年甲午(開關より二百一年)第十一世行學朝上、西谷の
淨界狹隘にして衆を容るるに足らざるを以て手に唾し意を委して地
を易へ基を改め丕に鼎建を企つ是時や山榮へ風靜にして四衆快暢し
求めざるに財聚り告ざるに人來り木を拽き石を搬ひ蜂を觸き船を塞
ぎ神走鬼役四方力を勤すもの幾千萬人輒ち一大華界を開く現今の淨

境是也六牙潮公其當時を狀して云(統紀十四)く欄塔空に走り櫓雲を
攪し金殿寶塔方丈三門層々昭曉として吉祥天宮を寫すに似たり聖財
充溢して本國土妙と稱するに足る鐘鳴り鼓吼へ山呼び谷答へ子院孫
舍民居村落各地勢を抱くと殆乎千數加旂山中の清規山外の乘矩別頭
の禮數法會の樂律之が衆器を置き之が衆職を調へ壯觀巍々集而大成
す如今祖山の祖山たるとは師の功著し後に臺上の識文を見るに符節
を合たる如し奇哉謂つべし久遠劫來靈山一會儼然未散臺上は夢に託
して理を説き朝上は理に即して事相を跡す者乎高祖毎に言ふ身延山
は眞の靈山也と良有以矣と之を當山の中興と爲す即ち師を以て中興
祖と稱する所以也
爾來星霜正に四百年法運と共に益隆昌なりと雖も其最も旺盛なりし
は天正より享保に至る間(重、乾、遠、脱、省、亨諸師皆此間なり)とせん歟本宗

由來甚だ世榮俗爵を尊ばず夫の第卅一代脱師が元禄六年紫衣參内の
 繪旨(當山賜紫の鼻祖なり)第卅三代享師が寶永三年勅願寺及び永代紫
 衣の繪旨又第卅四代禿師が享保三年上人號勅許の繪旨(曾後に録す)を
 賜はり爾來永式と爲るが如きは只是れ皇室歸信の餘恩のみ諸師が悉
 權赴機のみ而も亦宗法山門俱に熾なるの餘勢なり豈に當時山門の隆
 盛をトすべからずとせんや
 物換り星移り降て明治維新に際し世局一變百度一新明治七年薩師官
 命を以て第七十三の法燈を嗣ぐ是時に方り本山弊習年久して復拯ふ
 べからず乃ち鑑師等と策り大に山規(第廿一代遠師慶長九年乾師と策
 り寺中の萬代法式廿一ヶ條又西谷檀林萬代法式即ち後に檀錄と稱せ
 しもの及び町中萬代法式廿ヶ條を定む)を釐正し支院及び西谷檀林の
 廢合(後に詳なり)を計る同十一年第七十四鑑師代宗會決議を以て總本

山と定む同十九年第七十五修師代保存會創設同廿三年上地御料林(千
 七百七十六町八反步)委託認可同廿六年第七十六阜師代大學院設立及
 び山規改正門末總會議法規規定又御料林永世委託認可同廿七年第七十
 七殿師代他部攻究生派遣(天台華嚴法相各二人、真言一人)又同廿九年本
 堂并三門再建を企圖し空く其志を齎して化す現董法主其遺業を繼ぎ
 今正に經營中より
 宗祖開闢已來今茲明治三十二年に至て星霜實に六百有六、傳燈七十八
 如今山榮へ風靜に法輪食輪俱に倍昌なり矣嗚呼宗祖の遺德偉大也乎
 哉
 已上之を當山沿革の梗概と爲す

由來甚だ世榮俗爵を尊ばず夫の第卅一代脱師が元祿六年紫衣參内の
 繪旨(當山賜紫の鼻祖なり)第卅三代亨師が寶永三年勅願寺及び永代紫
 衣の繪旨又第卅四代裕師が享保三年上人號勅許の繪旨(嘗後に録す)を
 賜はり爾來永式と爲るが如きは只是れ皇室歸信の餘恩のみ諸師が悉
 檀赴機のみ而も亦宗法山門俱に熾なるの餘勢なり豈に當時山門の隆
 盛を卜すべからずとせんや
 物換り星移り降て明治維新に際し世局一變百度一新明治七年薩師官
 命を以て第七十三の法燈を嗣ぐ是時に方り本山弊習年久して復拯ふ
 べからず乃ち鑑師等と策り大に山規(第廿一代遠師慶長九年乾師と策
 り寺中の萬代法式廿一條又西谷檀林萬代法式即ち後に檀録と稱せ
 しもの及び町中萬代法式廿一條を定む)を釐正し支院及び西谷檀林の
 廢合(後に詳なり)を計る同十一年第七十四鑑師代宗會決議を以て總本

山と定む同十九年第七十五修師代保存會創設同廿三年上地御料林(千
 七百七十六町八反歩)委託認可同廿六年第七十六卓師代大學院設立及
 び山規改正門末總會議法規規定又御料林永世委託認可同廿七年第七十
 七殿師代他部攻究生派遣(天台、華嚴、法相各二人、真言一人)又同廿九年本
 堂并三門再建を企圖し空く其志を賁して化す現董法主其遺業を繼ぎ
 今正に經營中より

宗祖開闢已來今茲明治三十二年に至て星霜實に六百有六、傳燈七十八
 如今山榮へ風靜に法輪食輪俱に倍昌なり矣嗚呼宗祖の遺德偉大也乎
 識
 已上之を當山沿革の梗概と爲す

第三章 歴祖

開山高祖日蓮大菩薩

文永十一年六月十七日開闢入山、弘安五年九月至、九年六月御在、同十月十三日池上に

於て御入滅

二世日向

佐渡阿闍梨

安八部公又安立院と號す六老僧第四なり、弘安九年、正和三年

九月三日寂

三世日進

大進阿闍梨

三位公と號す進初は、其後に改む、中老二僧の

八月二日寂

四世日善

大法阿闍梨

大進公と號す宗祖の御直弟(九老僧の善師)

入山在位三年、正慶元年九月廿二日寂

進善二師示寂年月等諸書異同あれども今は當山列祖略譜に據る

五世日臺

鏡圓阿闍梨

宮内卿と號す正慶元年七月入山、在位

六世日院

實教阿闍梨

民部卿と號す貞治五年入山、在位

七世日叡

上行院

應安六年五月七日寂、應永七年八月廿八年、

八世日億

行學院

同廿九年十一月八日寂、三年、

歷祖略譜に云く此代までは池上比企ヶ谷の住持をも兼ね是時比企ヶ谷より別住持を望まれ御舍弟延命院日行を御代官として鎌倉に下し玉へり云

九世日學

成就院

應永廿九年十二月七日寂、卅八年、

十世日延

觀行院

初は成就院と號す長祿三年入山、

十一日朝

行學院

加賀阿闍梨と號す寛正二年入山、在位四十年、

二十日意

圓教院

明應十九年入山、在位廿年、

三十 四十 五十 六十 七十 八十 九十 十二 廿一 廿二

日傳	寶聚院	永正十六年入山、在位廿五年、
日鏡	善學院	天文二十三年入山、在位十三年、
日叙	寶藏院	弘治二年入山、在位廿一年、
日整	琳光院	天正五年八月廿二日寂
日新	慈雲院	天正六年八月十一日寂
日賢	妙雲院	文祿元年閏三月十日寂
日道	法雲院	慶長四年七月十二日入山、在位三年
日重	一如院	慶長七年入山、在位九年、 功慶を以て年歴祖とす、元和九年八月六日寂、 師の
日乾	寂照院	慶長七年十月廿七日寂、 同十四年再入山、在山六年、
日遠	心性院	慶長九年三月五日寂、 同廿年再入山、在山二年、

三十 四十 五十 六十 七十 八十 九十 十三 卅一 卅二

日祝	慧眼院	慶長十九年七月七日入山、在位二年、
日要	顯是院	元和二年七月五日寂、 八年、
日深	妙寂院	元和四年十二月廿八日寂
日暹	智見院	寛永五年五月廿九日寂
日境	通心院	慶安二年十月廿八日寂、 萬治三年入山、在位八年、
日尊	妙心院	寛文七年十月廿三日寂、 萬治三年入山、在位六年、
日蓮	隆源院	延寶九年正月廿七日寂、 寛文七年入山、在位六年、
日通	寂遠院	寛文七年二月十一日寂
日脫	一圓院	延寶七年九月廿二日寂
日省	智寂院	元禄六年正月十三日寂

三卅	日亨	遠沾院	享保初は理入山の時改む寶永元年入山、在位十年
四卅	日裕	見龍院	元正二年正月入山、在位廿年、
五卅	日竟	誠峯院	同享保十九年正月入山、在位三年、
六卅	日潮	六牙院	元文元年九月廿日寂、
七卅	日寬	薩心院	延享二年正月廿一日寂、
八卅	日答	廣演院	同寛延三年八月十五日寂、
九卅	日總	貞明院	同寛延四年六月二十九日寂、
十四	日輪	圓通院	寛延四年四月廿日寂、
一十四	日妙	能治院	同寶曆七年八月三日寂、
二十四	日辰	耐慈院	同寶曆八年十月十八日寂、

三十四	日見	理天院	寶曆六年三月入山、在位五年、
四十四	日寶	潮音院	同明和六年八月六日寂、
四十四	日應	寂隆院	同明和六年十二月十九日寂、
除歴日唱			安永三年入山、在位四年、 異流を唱へ除歴せらる
六十四	日遙	領峰院	同寛延初は宣後改む安永七年入山、在位一年、
七十四	日豐	亮心院	同安永八年九月三日寂、
八十四	日源	光漸院	同天明六年三月十七日寂、
九十四	日地	本義院	同寛政五年八月六日寂、
十五	日沾	教山院	同寛政十年十月十日寂、
一五十	日全	明靜院	同寛政五年四月六日寂、

五十日	盛	堅樹院	同文化元年二月十九日入山、在位三年、
三十日	奏	上妙院	同文化二年九月廿九日入山、在位九年、
四十五日	審	智透院	同文化十四年七月二日入山、在位三年、
五十五日	暹	潮文院	同文化十四年九月廿二日入山、在位九年、
六十五日	晴	太裕院	在晴初二年精再檀の時改む文政八年入山、
七十五日	舜	究竟院	同文政八年八月廿日入山、在位一年、
八十五日	環	是運院	同文政十二年八月廿日入山、在位五年、
九十五日	詔	圓中院	同天保三年六月廿日入山、在位三年、
十六日	潤	一雨院	同天保六年閏四月七日入山、在位四年、
一十六日	心	智了院	同天保九年三月九日入山、在位五年、

六十日	扇	雙樹院	同天保十五年正月入山、在位三年、
六十日	闡	一乘院	同弘化二年二月十五日入山、在位二年、
六十日	仲	不老院	同仲初三年十二月廿三日入山、在位二年、
六十日	桂	普恬院	同弘化四年三月三日入山、在位一年、
六十日	薪	示宣院	同嘉永七年二月十一日入山、在位八年、
六十日	楹	智鏡院	同嘉永七年十二月廿九日入山、在位五年、
六十日	實	慈祥院	同安政六年十月四日入山、在位三年、
六十日	琢	事感院	同萬延元年七月三日入山、在位五年、
七十日	祥	止明院	同祥初五年六月九日入山、在位七年、
七十日	禱	智現院	同慶初四年四月十八日入山、在位二年、

七十 日健 獅音院 明治四年五月廿二日在位四年、
 二十 日薩 文明院 明治七年八月廿九日在位三年、
 三十 日鑑 自厚院 明治九年一月十三日在位一年(代理二年)
 四十 日修 心妙院 明治四年五月十七日在位六年、
 五十 日阜 春應院 明治六年八月廿六日在位二年、
 六十 日嚴 境行院 明治六年二月二日在位七年、
 七十 日嚴 同 明治六年二月二日在位七年、

已上高祖大士の傳は本化別頭佛祖統紀第一卷より第八に至る、第二祖は同第十卷、第三祖より第三十三世享師に至るは同第十四卷往見、以下別記

第四章 第一、皇室由緒

宸翰 南無妙法蓮華經

右七字

入皇百八代後陽成皇帝爲紀常兩候萱堂養珠夫人親染

宸翰賜之夫人有命置身延山藏中如今現存焉慶長十八癸丑年十二月

日 二十二代心性日遠奉之

日蓮大菩薩

右

入皇百十三代靈元皇帝之宸翰也 副書曰

日蓮大菩薩號

太上法皇御宸翰無疑者也有故今般奉納乎身延山可謂一宗之本意顯

然矣昔時大菩薩號雖有 敕書不到於本山于時享保五庚子年仲

夏奉納之序爲後鑑拜之畢是佛法韶隆宗門光輝永々可被抽懸祈者也

五月廿一日

久遠寺住持日裕上人御房

都護前亞相藤花押

繪旨

△紫衣參内之事

身延山久遠寺者爲日蓮法華一宗之大導師故著紫衣令參内宜施大乘經王之法威特奉祈國家安全 寶祚延長者依 天氣執達如件

元祿六年五月六日

右中辨

妙法華院住持日脱上人御房

著紫衣令參内宜奉祈 寶祚延長者依 天氣執達如件

左中辨

元祿十四年五月十九日

身延山久遠寺 妙法華院住持日省上人御房

甲斐國身延山久遠寺爲住持輩代々著紫衣令參内宜奉祈國家安全 寶祚長久者 天氣如此悉之以狀

寶永三年四月五日

右中辨

日亨上人御房

此時永代紫衣と爲り又此代正徳元年勅願寺詔勅せらる繪旨後に録す

勅願寺身延山久遠寺住持職事被 聞食訖宜令參 内奉祈國家安全

寶祚長久者依 天氣執達如件

權右中辨

享保三年四月廿三日

日裕上人御房

以後歷代參内繪旨大同小異今之を略す其年月日等左の如し

寛保三年閏四月廿二日	三十六世	日潮
明和三年五月十五日	四十三世	日見
安永二年五月廿八日	四十五世	日應
文化八年閏二月十九日	五十三世	日奏
嘉永七年八月廿五日	六十七世	日檀
明治三年七月十一日	七十世	日祥
全 四年三月十四日	七十一世	日騰

△勅願之事

身延山久遠寺者平日依令勤行
寶祚長久之御祈今度所爲
勅願寺之旨被下勾當内侍奉書訖
殊不可有怠慢者也仍執達如件

正徳元年五月七日

權大納言俊清

法華宗大導師日亨上人御房

右勅宣依之平日不斷四海靜謐祈禱每年正月祈禱卷數献上又御
即位の節は御撫物被爲降一七日間寶祚長久之祈禱執行

附記

△菊紋章之事

菊御紋附御文庫同御打鋪御幕

榮子内親王御方より御祈禱之御爲御寄附被遊候者也

元文五庚申年五月

藤木越後介

身延久遠寺日潮殿

第二、武將公文及其歸嚮

永祿元年十二月十五日第十五叙師代穴山信君公(玄蕃頭勝千代後に梅
雪齋不白と號す武田の一族にして東西河内一圓を領せり)より寺家並
町之事如前々永代可爲不入者也との定書下附又同二年武田信玄公よ
り左の制狀下附せらる

禁制

身延山久遠寺

- 一 殺生禁斷之事付於寺内射弓放鐵砲之事
- 一 任代々判諸役免許之事
- 一 押賣狼籍之事
- 一 寺家中町中之諸公事任寺法之上者爲衆徒者向後不可有非分之
沙汰之事
- 一 大坊並僧坊下人之外或號他之被官恣借俗家權威族町中不可許
容之事

一 當國中身延山末寺之事如先々可爲聖人御計之事
一 身延山中並町中之事如先々永代可爲不入之事
右之條々任先判仍而如件

永祿二年十一月九日

武田信玄花押

是より先き大永二年二月武田信虎公第十三世傳師に歸依し終に受戒
得度す統紀十四ノ師の傳に云く甲陽侯偶惡疾を感す思念すらく身延山
は法華經の靈地幸に我管中なり飲で之に歸依せんと件を馳て師に告
ぐ師住て之を見れば病乃ち平復す信虎大に喜び寺を造て敬待す今の
甲府信立寺是也終に身延山の樓越と爲る男信玄相次で外護の力を振
ふ是時身延山始て官寺と爲る(師が授與の本尊今當國中巨摩郡鏡中
條長遠寺に藏す)

同九年十二月十一日信君公より五ヶ條の禁制狀下附

天正九年五月朔日同公より門前諸役免許狀下附

同十年二月二日同公より五ヶ條定書下附

同年二月第十七新師代織田家信忠ノ花押 信長ノ朱印より各前項に例する禁制狀下附

同十一年十二月廿三日代替りに仍て寺領任先例の越勝千代朱印の定

書下附

同十六年徳川家康公より左の判物下附せらる

甲州身延山久遠寺

- 一 寺中門前殺生禁斷竹木免除之事
- 一 寺中井門前諸役等任回規例免除之上法度以下如前々從大坊可被申付之事
- 一 大坊并僧房に被官人之外令徘徊寺家中不可備俗家權威之事
- 一 分國中久遠寺末寺等如前々可爲住持上人計若寺僧末寺對本寺於相企不義之覺悟者則從大坊可追放其上國中不可許容之事
- 一 會式關免許之事 付當國中身延山諸末寺中寺役免除之事
- 一 右條々永領掌不可相違以此旨佛法興隆無怠慢修行肝要也仍而如件

天正十六年十一月十一日

家康公直判

是時公當山に詣りし莊田一千石を寄附せんとす統紀十四新師の傳に曰く神君身延に詣りし道話日を累ね且つ山の常住を問ひ將に莊田一千石を願んとす師曰く吾山は高祖棲神の靈地白毫相光淨界に盈溢し自然に餘裕あり他日閣下嘉運を得て一都城を築かば小坐具の他を賜へ往て精靈を携へ快く宗風を振はん神君其清廉に感じ東都を啓くに及んで親く師を召して殊に護法の印を賜ひ東都停住の地を割く(又九飯高中村小西三談林の俸地を割く)今の瑞輪寺是也特に臺命あり慈雲山と號す抄

同十七年正月九日會式中關免許の朱印下附但寛永以來の朱印には一紙に載せられたるなり

同十八年豊太閤より左の朱印(長東大藏大輔富田清左衛門の名押あり)を下附せらる

甲斐國身延山久遠寺

山中殺生禁斷竹木採用東西門前諸役等如先々令免除事付僧房抄彌之外門前不可徘徊之事

- 一 鹽澤入日市場武田信玄山中へ開入之地不可有相違事
 - 一 當寺會式參詣之豐國中役等令免除之事
- 右相守修之旨佛法可有勤行者也

天正十八年八月二十三日

秀吉公直判

同廿年二月十四日加藤平兵衛尉光政寺領狀並國中諸末寺屋敷免許記合七町一反中一冊下附廿九歩あり

文祿三年六月廿三日左京大夫長祿印寺領の定書下附

元和二年十二月廿日徳川秀忠公より天正十六年の例に任せ永不可有相違旨の判物を賜はる爾來徳川家代々皆然り又寛永年中通師不受不施對論身延正論の判決ありしよりは歸信愈篤く宗祖の法衣は多

く御本丸より奉納なり寺領等に關する尺牘等枚舉に遠あらず甲斐國
 跡十五ノ佛寺部第 又第十四ノ古蹟部 具に擧げ且つ云く因之觀れば昔は八日市場
 今は鹽澤とある處は今の身延町一躰を指して市立もありし所と聞へ
 たり今は總門の東に民戸僅に存する處を鹽澤と呼ぶ以上皆此時代(武
 田信虎以後)に久遠寺に寄附せしと明なりと
 因に記す 慶安年中紀伊大納言頼宣公本宗を信し外護の力を振ふ公
 の男頼純(伊豫西城城主左京侯)亦當山に歸依し寛文十二年九月妙經及
 び圓頓章等を書寫し納められたり故に兩家代々皆若干の寄附あり元
 禄年中水戸光國卿亦外護の力を加ふ公の第卅一代脱節に贈られたる
 尺牘其筆數通今藏中に存す(中納言綱條公元禄十五年十月十三日妙經
 を書寫し七寶の珠數十連其他數品(寄附又發鈔の扁額は同公寶永年中
 の書なり又中納言齊昭公も歸信せられ樓神法窟の扁額は天保二年同

公の筆なり寛文九年安藤查岐守重常公一千兩を喜捨し西谷檀林講堂
 を建立す(以上三項は諸堂記參看)尙ほ舊記に據るに前田實加山内佐土廳堂
 勢伊酒井保科會久松山中川 岡太田川侯等皆歸依檀度たりしと云ふ又
 優婆夷としては瑞龍院養珠院壽福院養仙院等の外護檀度たりしと
 諸堂記の下に於て自から見つけければ今之を略す

第五章 年中法事 ●印は三大會

- 一月 元始新勝會 三日向師會本日より例月支 十三日御頭會此後由等す本
- 二月 十五日釋尊涅槃會 十六日宗祖誕生會
- 三月 彼岸會 廿八日立正會
- 四月 六、七、八、九日釋尊誕生會六、七、兩日千部讚會八日天童
- 五月 十二日伊東法難會
- 六月 四日傳教大師會 十三、四、五、六、七日開關會十三、四、千部讚會十五、六、天童
- 七月 十四、五、六日廟參孟蘭盆施餓鬼會
- 八月 七日鹽賣虫拂會
- 九月 彼岸會 十二日龍口法難會 十九日七面會 廿五日圓師會
- 十月 十一、二、三、四日會式十一、二日讚會十三日天童
- 十一月 十一日小松原法難會 十三日小會式後に 廿四日天台大師會
- 十二月 歲末新勝會

△御頭會 古記録を案するに 宗祖御在世中全國の弟子檀那が登

山して御年頭申上たるより二祖向會以後例年正月十三日を以て全國弟子檀那が登山し祖師堂寶前に於て法要を修し終りて熊王四郎の後裔之が御として堂前飛馬の式あり之を終れば書院に於て一同列座年頭祝儀三芳膳七獻の式を擧げ宗祖の御盃を法主初め諸本山并に本願人等順次に頂戴す之を御流盃頂戴と稱す是れ御年頭講の緣由なり

爾後第廿代頃までは全國諸本山等必ず登山此式を行ひたり其法要及び祝儀式の座配席次等は今之を略す

△小會式 古記録に緣由の以て考ふべきものなく之を古老に徴するに或は池上より御靈骨着山の日なるがゆゑと云ひ或は二祖向尊藻原に在りて正當御諱辰に逢はざりし爲めなりと云ひ或は當

國土俗正當御忌の頃は産業繁忙にして多く參詣する能はざるに
由る等其言ふ所一定ならず更詳

第六章 本院支院關山諸堂及各其興廢

○ 本堂 榑間十五間 再々建工事中

○ 祖師堂 二十二間 第七十四鑑師代明治十四年建立全國寺院 御宮殿一丈八寸

明治十三年造立東京有「棲神閣」の三大字額は鑑師の筆なり 東京飯田
本尊々像は中老僧日法上人の御作なり妙日妙蓮兩尊儀及び波木井
日圓上人を合祀す

本化別頭佛祖統紀卷十一日法上人の傳紙云く師性彫刻の巧を得
たり而も道行を廢するを以て嘗て刀を取らず身延洞畔偶々異光
を見る夜々以て爾り師就て之を視れば檜樹百尺直幹雲を凌ぐ師
以爲く靈材なり吾師百年の後必ず似像を遺さん其柔和にして威
あり卑謙にして相を具せる庸工の及ぶ所にあらず吾れ絶刀を再
起して萬世の福田と爲さん可ならず乎と乃ち高祖に告ぐ高祖之

を聽許す師陀羅尼を誦して之を加し之を咒し伐て材を造り等身の像三軀を成す慈眼威容傳神儼然たり高祖自から點眼を修し命じて身延長興上地長榮谷の三山に措かしむ云
實に慈眼威容傳神儼然親り尊容を拜するの想ありて未來際までも心は身延山に可住候云の聖訓思出され感涙に堪へざるなり草山師資香偈あり云く

一上延山心念悲。俱生末法不遇師。手香頂禮影堂下。淚濕尼壇。欲起運元收。

險難携母上身延。粉骨曷酬是大緣。唯願生々取師履。淚痕難盡影堂前。惠明

△前堂 香爐并龕五方九尺 明治十四年鑑師代造立東京秋葉大助

舊記に紀伊大納言頼宣公病氣平愈立願成就の與め寛永六年同

北方瑤林院、堂前御灯籠一對、同一對茶屋中島長右衛門(今の眞骨堂前の外に)奉納と見へ、又身延燈に三堂前一丈二尺の八ツの金灯籠常夜灯なりと云ふ、此皆堂と共に回縁せしもの歟、又堂前左側なる石壘漱盤は天保十年當國矢崎又右衛門の奉納なり

△銅蓮華壘盤 銘に云く

沙門覺樹院日寶懷至誠心爲自他罪滅鑄銅蓮華壘盤安置堂前永施參拜緇素銘曰

湛功德水 蕩滌心塵 法流無竭 惠澤日新

寶永第三丙戌年八月三日 日亨誌

廻廊 九一丈廿 堂守寮 三間 同前

○眞骨堂

△拜殿 六間 廻廊 九間 △寶藏方五角間 同前尾州信眞骨寶塔尾州信徳中寶龜

蓮華華蓋臺院中寶 龍八角唐木佛 天蓋玉物阿闍陀 唐土、同上

寶龜蓮臺は古代の玉にして臺上の水晶は堅七八寸横四五寸のも
の六枚にて作り鏡に金銀を以て鑲めたる四天王は元龜年間後藤
祐乘の作なり嘗て鑑識家某氏參拜し水晶を熟視して云く此は是
れ眞に宇内の絶品なり夫れ水晶のものたる其始め尺寸の璞にし
て之を切瑩琢磨して而して後僅に分厘の洞明を得るのみ今此水
晶の大さ斯の如し豈に會に趙璧のみならんや思ふに當時琢磨の
術未だ開けざりしを以て些の曇りを存じ十分に洞明ならず爲め
に靈骨眞に皎然たらず又某師の言を聞く云く先年薩鑑兩上立
會にて鏡西身延へ御分骨の際親しく靈骨を拜し奉りたるに平素
水晶外より拜するに比すべくもあらず皎々然として光明瑩徹し
殆んど白玉に類す云と

夫れ舍利は戒定慧の盡修する所最上の福田なり况や我れ日本の柱
とならん我れ日本の眼目とならん我れ日本の大船とならん等(開目
抄)と誓ひ玉ひ身輕法重死身弘法即ち身は輕ければ人打はり憎むと
も法重ければ必ず弘まるべし法華經弘まるならば屍かへつて重か
るべしかばね重くなるならば此かばねは利生あるべし等(乙御前御
書)の誓詞ある盡未來際接神の靈骨をや吾等緣淺くして「俱生末法不
遇師」は悲むべしと雖も幸なるかな妙機純熟して今斯最上の福田に
遇ふ蓮成近師(京本法寺廿三、五代)の香偈に云く「悲歎交落數行淚、離恨
後師亦勝緣」又「碎身舍利依然在、千載後猶如遇師」と嗚呼之を拜するも
の雖か大恩勝緣に感泣して敬ふ首のもたげ得ず坐に元政上人の眞
詠を思はざらんや
なにゆゑにくたきし骨の名残ぞと

ちもへば袖に玉ぞちりける

△金灯籠一對 明曆萬年第三丙午年茶屋中島長右衛門 同一對
文化四年武州鶴屋市三郎 同一對 嘉永七年灯は大坂中村富十郎石臺は同福助尾張屋新七 鎌天水一對 大坂、奈良、米浪氏奉納
○唐金寶塔 銘に云く

東都、買人高崎長右衛門名、章虎市川甚兵衛名、崇雄等十二人曾、開闢、功徳、共發、淨信、相謀、樂財、更勸、餘人、助之、購藏、經新造、庫以納之、於當山、焉今復建、此寶塔、其福報、登唐相、哉

嘉永二己酉七月大安

甲州身延山久遠寺

賜紫日新花押

明治八年回祿の際寶塔亦延焼燬せしを同廿八年東京高橋長右衛門宮下新兵衛氏等が修繕再建せるものなり後の唐金寶塔

廻廊 九尺半 同前

○釋迦堂 七間半 第七十三薩師代明治九年建立後の堂記

本尊々像の左右に歴代法主の位牌を排安す

廻廊 五間 同前

○位牌堂 八間二尺 同前後の堂記

紀州左京兩侯始め國國信徒の日月牌堂なり

廻廊 六間半 明治十八年鑑師代建立

○大客殿 六間三尺 同前

廻廊 八間半 (大客殿間) 同 九尺三寸 (大客殿間) 同前

○大書院 七間 明治九年薩師代建立

廻廊 十六間 同前

○水鳴樓 九間四尺 同前後の堂記

小座敷 三間 同前

○獅子室 四間五尺 同前

侍衣寮 三間 明治十四年鑑師代建立

○靈寶藏(三) 後の堂記

東藏 三間半 第廿八眞師代創立第卅一亨師代寶永七年改造

中藏 五間 同前

西藏 四間半 第六十七極師代安政二年創立

○事務寮 九間半 第七十六阜師代明治廿六年創立

○法喜堂 十三間半(附井上) 明治十六年鑑師代建立(甲斐寺院「法喜堂」の

三大字額は同師の筆なり

△金庫 第二 明治廿七年東京(杉山喜一郎奉納)

○納骨塔 二方三間 (本堂敷) 明治廿四年第七十修師代創立

○大鐘堂 方三 明治十五年鑑師代建立(當國南鐘は第廿二遠師代企圖(奉加

帳今寶藏に存す)第廿五深師代鑄造、銘は第廿一世乾師の撰なり(後に

○本願所 尺五間(四真骨) 明治十三年鑑師代建立(普請會所亦大學院假敷

場に充つ

○時鐘樓 間方二 (法喜) 明治十年鑑師代建立(當國中 鐘は第卅一脱師代延

寶八年伊豫松山城主松平隠岐守定長伊勢桑名城主松平越中守定重

公の母堂(養仙院)の奉納、銘は脱師の撰なり(後に

○表門 間方一 門 監察九尺 休憩所三間半 文久元年第六十九球師代

建立(後の堂記

○裏門 間方二 正徳二年第三十三亨師代改造(後の堂記

食堂等略之(上

右は専ら現狀を示せるのみ若夫れ開闢已來地境の變遷諸堂の興廢等に
至りては番記回祿して之を詳にし難し今左に聊か中古の記録を略

抄して諸堂與廢の沿革を見んか

○二天門 三六間半 圖經に白毫樓と云ふ石階の上本堂の正面に在り第三十通師代延寶年間養仙院夫人の創立なり元と此處にありし二王門は相州六浦妙法禪門の建立一丈六尺五間半なりきと云ふ寛永十九年第六十六退師代三門新築二王尊を遷座し門は與院に曳く今の二王門是也「久遠寺」の額は近衛信尹三藐院の筆なりしと云ふ文政七年第六十六薪師代嘉永六年再建四間半第六十九球師代元治元年再々建「久遠寺」の額は間部下總守藤原詮勝公の筆なり明治八年

○二重寶塔 方三間 圖經に寶淨龍と云ふ即ち多寶塔なり東向にして二天門の左に在り第十一代朝師代文明六年の建立なり(朝師直筆の勅募序今寶藏に在り)文政七年第六十一心師代再建企圖扇、闌、仲三代を経て第六十七退師代安政五年落成征夷大將軍家齊文恭院殿冥福の爲め御本丸本輪院の本願なり(鑑に妙法禪門の再興本尊多寶尊像は正中山第三世祐師の作なりと云は此已前の事なり)明治八年

○圓師堂 三間半 二天門の西に在り當山開基波木井法寂院日圓上

人の影堂なり寶曆四年第四十輪師代企業同七年第四十一妙師代落成文政七年第六十一心師代再建「波木井堂」の額は水戸宰相宗翰(倫)公の筆なり明治八年

○鐘樓堂 方三間 番寮九尺二間 第三十通師代寛文十三年創立文政七年同年第五十五退師代假再建明治八年明治十五年再々建今の堂是也

○法鼓樓 方二間半 第三十一脱師代元祿五年創立文政七年第六十六薪師代再建企第六十八製師代安政七年成明治八年

○本堂 方十一間半 方九尺 往古の堂は豆州伊東高祖請居の舊跡大行寺に曳き慶長四年第十八賢師代企業第十九道師代竣功諸尊に至るまで一式太閤秀吉公の姉關白秀次卿の母堂瑞龍院日秀尼宮(京村雲御所の開祖なり統紀廿三十傳あり)の建立「久成殿」の額は第四十五世應師の筆なり第六十一心師代再建企業、扇、闌、仲、桂四代を経て第六十六薪師代嘉永五年落成方十三間、方一丈、明治八年今再々建工事中なり

○祖師堂 方十七間 方二間 第十三傳師代天文年中建立或は第十二意師代の企業と云ふ「應識寶殿」の額は本阿彌光悅の筆なり文政七年第五十

五邊師代再建企業、晴、舜二代を経て第五十八環師代天保二年落成
方二十間「栖神法窟」の額は水戸從三位中納言齊昭卿の筆なり明治八年
回祿

○位牌堂 十三間二十一間半
方七尺 本尊は釋尊にして日月牌堂なり往古の

堂は三島本覺寺に曳き第廿七境師代慶安四年建立「萬善寶殿」の額
は同師の筆なり(已上之を三堂と云ふ皆廻廊傳ひなり)文政七年
回祿同年

第五十五邊師代再建方十間半假祖師堂に充つ明治八年
回祿明治九年西谷檀林
講堂(寛文九年守藤壹岐守の建立)を曳て假堂に充つ今の釋迦堂是
也

○萬灯室十二間灯主堂三間半 祖師堂前南向なり第三十三省師代創立

(灯主堂は灯明施主の位牌堂なり)文政七年
回祿第五十八環師代天保二年
再建明治八年
回祿

鑑及び圖經に據るに此わたりに接待、茶の假屋ありて庭上妙法
櫻と云ふ老樹一株あり立正會の頃盛に開けば亦立正櫻とも名
く云

○御供厨 五間 圖經に清淨厨と云ひ俗に御供屋と呼ぶ初め二天門

の側次に西谷の道の邊なりしを第三十三享師代寶永三年祖師堂
前に改築四間半第五十五邊師代再建「御供所」の額は本妙臨師の筆な
り明治八年
回祿

○舞臺方三間樂屋二間半 圖經に琥珀臺と云ふ北向祖師堂前に在り大會

に舞樂を奏する所なり朝、意、傳三代間の創立なるべしと云ふ文政七年
回祿

第三十三享師代正徳二年舞臺改造同寶永四年樂屋並廻廊改造同
七年祖師堂に至る廻廊新築第五十八環師代再建企第五十九諸師

代天保五年成明治八年
回祿

○通本橋廿一間廻廊廿三間 位牌堂東此の廻廊通本橋に連り福會堂に

至るなり第二十四要師代元和年中創設「通本」の額は光悅の筆なり
文政十二年
回祿橋は第五十八環師代天保二年再建、廊は同三年第五十九
諸師代再建明治八年
回祿
橋は今の眞骨堂前即ち西行の歌に「あめしの々簀夫のさとの垣
柴にすたちそ初むるうくひすのえ」と云ふ、鶯溪に架せり鑑に琢

澤とあるは此谷の下なり

○會合所 二十七間半 圖經に福會堂と云ひ俗に千疊敷と呼ぶ又衆會所とも云ふ第廿六退師代寛永十三年創立第二十二世遠師の本願養珠院殿の助力なり安置の諸尊中尊四菩薩は瑞龍院尼公宗祖尊像は乾師(此尊像今寶藏に存す)堂内莊嚴一式は瑤林院なり玄關式臺は第三十一脱師代元祿八年備前少將松平新太郎光政の息女中川佐渡守久恒の内室長壽院(亨師の養母)の建立文政十二年第五十八環師代天保二年玄關式臺三間半寄附五間半茶間八間二尺建立明治八年堂内諸尊安置又同奉加帳序に此殿者塔中院内之衆僧春秋寒暑二六時中來臨聚集讀經誦咒論談決擇之五種法師所在也云云と云へば謂ゆる客殿の如きもの歟

○大方丈 十三間 右唐門玄關三間左勅使門(俗に不開門と呼ぶ)本院は南向なり圖經に別付室と云ふ第十八賢師代文祿二年岐阜宰相秀勝公天正二十年高麗に於て逝去冥福の爲め母堂瑞龍院の建立なり鑑に院の歌なりとて五つ三つ障の雲もはれぬへし身延の山の

嶺のあらしにと見ゆ 文政十二年 天保二年第五十八環師代再建十五間

玄關唐門は同七年第六十潤師代再建明治八年

○厨司 十二間 圖經に香積厨と云ふ大庫裏なり慶長十三年第二十

二遠師代建立文政十二年 第五十八環師代假再建明治八年 明治八年薩

師代西谷善學院庫裏(寶曆年間建立)を曳き庫裏八間屈八尺受附四間半玄

關式臺二間新築明治十五年 同十六年建立今の庫裏是也

國の後霞軒 四間八間は鑑の小庫裏 六間獅子室は法主の居間なり

其側なるは大奥の供膳所四間にして亨師代再建なり又且過窓と

は東坡の詩に身是雲堂且過僧とありて即ち客僧の宿舍なり又

鑑に見子部屋 外様 長屋等都在本院(會合所已下)の棟數三十六と

云ふ就中奥書院學問所 休息所 七間半は寶永五年第三十三亨師代

合して一棟とす 文政十二年 安政六年第六十七極師代再建二十間なり

明治八年 明治八年薩師代西谷檀林妙玄庵(寶永年中建立)を曳き講

究所六十一間とし 玄關式臺三間並生徒寮新築明治十五年 又明治十四年

鑑師代西谷本是院頭寮(天保年間建立)を曳き奥書院建立同上

○大書院六間次間四間 圖經に大慈悲室と云ふ對面所なり寛文十五年

第廿六遷師代建立文政十二年 第五十八環師代假對面所四間居間三間二尺建

立明治八年 明治九年再々建今の對面所是也

○水鳴樓 方六 小方丈又は小書院、上の座、古法眼の間と云ふ創立年

代未詳本院第一の古殿にして古法眼元信の繪座敷なり第二十九

廷師繪畫を剝で大小卅二幅として寶藏に秘す統紀二十四八廿云く

佛堂客殿書院文房多くは是、父(元信)子(隼人成親)の畫なり鷹を繪て

は鷹の爲めに覆まれ馬を繪ては夜出で、麥を噉ふ其神斯の如し

而して今之を剝して秘藏す云今の大書院上の床間及び唐紙繪是

也明治九年薩師之を張らしむ「水鳴樓」の額は潮師の筆なり文政十二年

天保六年第六十酒師代再建明治八年 明治九年西谷清水房書院(弘化

二年建立)を曳て増築今の奥書院見也「水鳴樓」の扁額は清客吟梅黃

超曾の筆なり

圖經の玉津池は今の對面所右なるものにして神、仗橋は之に架す

又眞如海とは對面所前水鳴樓下の林泉なり上の山より注ぐ長舌

泉は千丈の飛瀑、翠々として「溪聲便、是、廣長舌」なれば、露、星、島、青、獅、巖、

白、象、巖、淨、身、巖は薛、若、若々として「山色豈、非、清、淨、身」月、印、橋、底、水、不、上、

昇、月、不、下、降、而も水月相應じて澄潭の月影波瀾に散せず静夜の溪

聲風雨に響かず政公の謂ゆる「水月橋邊水月秋。水光月色共、悠々。我

心如、水、還、如、月、月、落、水、流、不、流」又、本地、風、光、法、界、寬。夜來一月落、微、瀾、

不知、成佛、先、塵、劫。人、只、偏、作、久、近、看、の妙致遺裏方に領するを得ん樹

老、石、古、地、幽、境、靜、洞、泉、清、冽にして魚算ふべく經を誦すれば澄々と

して聚り聲息めば悠々として散ず况や風松雨竹朝嵐夕翠遠巖近

岫雲烟淡濃千態萬容愈出愈奇具に狀すべからず寔此、不思議境常

寂光國涅槃山中、功德林、下、清涼池、畔也亦是れ靈鷲山中の小蓬萊也

「地遠、塵、緣、自、不、生。雲、房、煙、舍、夜、聽、清、松、澗、夢、斷、講、堂、曉、靜、聽、懸、河、流、瀉、聲」

草山、「吹、風、も、ゆるぐ、木、草、も、流、水、の、音、ま、で、も、此、の、山、に、は、妙、法、の、五、字

を、唱、ず、と、云、こ、と、な、し」祖、尊、嗚、呼、松、韻、や、泉、聲、や、夜、來、八、萬、四、千、偈。他、日、奈

何、舉、示、人、圖、經、に、各、題、詩、あり、今、之、を、略、す

又、今、林、泉、の、上、なる、山、内、鎮、護、永、守、稻、荷、の、小、社、は、其、勸、請、の、緣、甲

年代等未詳或は第四十四五代頃なるべしと云ふ

○祈禱堂 方六間半二重 廊四間半 尺番寮 三間半 又は廣宣堂と云ふ第三十

一脱師代貞享年中創立卅六坊の結衆を定め晝夜誦經して天下
安泰妙法廣布を祈る 明治八年 燒失

○願主堂 方三間 外三間 當山賜紫祖脱師の影堂也 上全

○夏鐘堂 方九尺一夏の間 日中推之 上全

○影現七面社 方三間半 外三間半 幣殿外三間半 三間半 第卅二省師代
元祿十四年七面本社に詣つる能はざる老幼の逸拜所として建

立 上全

○經藏 方四間 第卅三亭師代寶永四年伏見宮息女紀伊大納言光貞卿

の藤中天眞院(統紀廿五) 紙四傳あり の建立 文政十二年 唐本一切經本藏

二百一十函續藏九十函又續藏三十八函目錄共三百四函亭師募緣

寶永三年安曾 同上 依之更に江戸谷中領玄寺良雅日感奉納此經三

百四十九函今寶藏に存するものは是也第六十六薪師代嘉永二年黃

梨版藏經傳大士普成普建の像及び經藏唐舎寶塔(前に出づ)共江戸

酒家中奉納 明治八年 但藏經は唐本藏共災を免る

○眞骨拜殿 六間 圖經に樓神寶殿と云ふ西谷御草庵の古材を用て

造れりと云ふ脱師代壇を構へ諸侯の位置を安置せるを寶永年中

亭師改造位牌堂は別に新築す △中央拜所 方三間半 廊下二十五間 亭師代

改造 △眞骨寶藏 方三間半 圖經に而實不滅塔と云ふ第二十二遠師代慶

長年中養殊院殿の建立なり中古は舊拜殿の中央に在りしを第二

十八眞師代寛文二年後の山を拓き東の谷を埋め寶藏を曳き廊下

を設く亭師代改造本願は紀伊大納言頼宣卿の息女松平相摸守光

伸の内室芳心院 養殊院の也 文政十二年 天保二年環師代寶藏 方三間半 建立 京都

萬兵衛 中央 六間半 廊下 四間半 拜殿 五間半 右 尾州 拜殿東西の柱掛「吾祖樓神玉骨

鮮。永留舍利資人天」毎拜感涙懐戀慕。滅後靈光耀萬年」は應師の筆寶

藏の而實不滅度の額は村雲日尊尼宮の筆なり 明治八年 明治八年 薩

師企業同十四年落成今の堂是也

○奥位牌堂 六間 圖經に資福堂と云ふ歴代法主井諸侯日月牌堂な

り寶永五年亭師代創立 文政十二年 第五十九詔師代天保三年再建嘉

永五年新師代轉地改造嘉永七年明治九年西谷本行房客廳嘉永七年建立)を曳き假堂に充つ今の位牌堂是也

○古佛堂 四間半 第卅一脱師代元祿九年創立文政十二年天保二年環師

代御本丸松壽院夫人再建明治八年古佛像今は寶藏に安置す

○東藏 三間半 莫師代創立脱師亨師各改造あり

○中藏 四間半 同上、元の靈寶藏なり亨師代拜殿三間半建設文政十二年

○西藏 四間半 安政二年松師代南谷積善房の土藏を曳て建設す

已上小書院より經藏、眞骨堂、與位牌堂、古佛堂、東、中、西藏に至る各廻廊亨師代建設なり

○表門 二間半 番察十四間 莫師代創立文久元年再建なり圖經に甘露門と云ひ俗に黒門と呼ぶ

○裏門 二間半 圖經に紫雲關と云ふ厨司下東谷の大門なり往古厨司

の前に在り莫師代今の地に曳き亨師代正徳二年改造す

莫師代初めて此二ヶ所に下馬札を立て後亦三門にも之を立つ

又亨師代正徳二年鹽澤口、總門、三門、退分の四ヶ所に土手を築き

御朱印寫の境界標を立つ

已上は前一老覺林房第廿四世故妙俊壽師が輯録せる諸堂記(正徳二年)に至る分は本院第卅三世遠沾亨師の記録ありに依りて其重なる堂塔伽藍與廢沿革の一斑を記せるのみ若夫れ上古に溯りて宗祖御在世當年の狀は如何絶へて番記の徴すべきなく横に曆代略譜第三代進師の下に「宗祖御在世は十間四面之御草薙なり本堂以下は大抵進師代なり」と云ふあるのみ而して其謂ゆる進師の當時進師より朝師及び朝師が現淨界開闢當時の狀況如何等是亦絶へて記録の考ふべきものなし然れども朝師代の建設として既に二重寶塔舞臺刹女堂に及びり以て堂塔伽藍の周備整頓せるを推知するに足る况や法運嘉會時熱し縁熟し加ふるに師が絶大非凡の氣宇道德は一たび手に唾して此洪基を闢く統紀(十四ノ十一)が記する所蓋し溢美にあらざるべき也爾來正に四百年

其間天異人過災害頻りに至り就中文字政七年明治八年の二大回祿は實に吾人をして長大歎息殆んど筆を抛たしめたり之が爲め消耗する所の一山の靈縁全國緇素の淨財其れ將た幾許ぞ天災固に測り難きも人過豈に深く賦め且慎まざるべけんや

斯の如く幾多の回祿震水害等を経て地境封疆隨て變じ堂塔伽藍亦大に其位置を異にす特に堂塔の如き輓近稍事業其緒に就けるも之を昔日の壯觀に復せんとする洵に容易の業にあらず然れども祖山は日蓮國宗の祖山なり決して身延一山の祖山に非ず今や寺院幾千信徒幾萬焉んぞ一祖山をして祖山の祖山たる所以を保たしむるの難きこと之あらんや吾人曾て疑ふ夫れ現時信徒日に増し月に加ふ而して獨り吾山と云はず宗内諸山復昔昔日の盛況なし諸山中或は諸侯大禮度の外護力に藉りしものあらん吾山の如きは天正慶長の間僅に養珠院及び

瑞龍院殿等一二大禮度ありしのみなるに拘らず聖財充溢して塔中百餘淨侶幾千法輪食輪俱に盛を極め堂塔伽藍亦美を盡せり災害或は至るも經營輒く成る何ぞ其昔日の盛にして易く今日の衰へて難きや蓋し昔者緇素俱に護法扶宗祖恩報謝の信念深厚にして今者淺薄なるの致す所なり嗚呼豈に慨嘆に堪ゆべけん復何の顔あつて靈山會上宗祖に見んとするや吾人敢て堂塔伽藍の輪奐宏壯を以て宗法の興隆と謂はず又必ず之が莊嚴を以て祖恩報謝と謂はず宗法隆盛ならん乎十間四面の草薙にして可なり而も亦堂塔伽藍の必須は言ふもさらなり今や内地開放せられて普く異邦人異教徒の拜詣するあるをや夫れ堂塔伽藍は其宗緇素が道念信仰の反影なり而して今一宗の祖山にして斯の如きは他宗異教徒に對して愧づる所莫き乎特に宗祖が親く末法萬年四海歸一の淵源根本道場と定め盡未來際永く吾等が福田たらんと

を誓はせ給ひたる棲神法窟なるに於てをやされば

其後身延山へ分入て、山中に居住し法華經を晝も夜も讀誦し奉候へば三世の諸佛十方の諸佛菩薩も此砌におはすらん、釋迦佛は靈山に居して八箇年法華經を説玉ふ、日蓮は身延山に居して九箇年讀誦也我此山は天竺靈山にも勝たり、然れば吹風もゆるぐ、木草も流水の音までも此山には妙法の五字を唱へずと云ことなし、日蓮が弟子檀那等は此山を本として参るべし此則靈山の契也、山に入て九箇年也、佛滅後二千二百三十餘年也云云

(録外廿五卷波木井殿御書遺文録十九ノ五)

今此所も此如し、佛菩薩の住玉ふ功德聚之砌也、多くの月日を送り讀誦し奉る所の法華經の功德は虚空にも餘るべし、然るを毎年度々の御参詣には無始の罪障定今生一世に消滅すべきか營べし

(録外第二卷四條御書遺文録七十九ノ)

縦いづくにて死候と云ども、九ヶ年の間心安法華經を讀誦し奉候山なれば墓をば身延山に立させ玉へし、未來際までも心は身延山に可住候云云 (前に出づ)

朝抄に云く、加機に當山の事をば執心に思食けるにや、末弟如何と

して輕易の思をなすやらん可歎之 (同上)

聖訓至切斯の如し争か此色心二法常在の本國土妙眞の靈山事の寂光を莊嚴々淨して以て祖恩海嶽の涓埃に酬ひ奉らざるべけんや是れ實に弟子檀那たる者の義務なり責任なり
夫れ現今の祖山をして果して祖山の祖山たる所以に於て缺く所なく他門に對して愧づる所莫からしめんとするには其要する所一にして足らず曰く大學院なり曰く小檀林なり曰く保存會なり曰く委託御料

林栽培なり吾人は今且く先づ伽藍の整頓實地莊嚴(特に切要なるは本堂三門也)前第七十七代嚴師企業未だ成らずして示寂(を以て切に一宗緇素に望まんとするなり)乃ち左に第六十一代一雨潤上が募緣(直筆卷軸今藏中に存す)の言を假りて其趣旨を述べんか

夫甲州身延山は吾祖大菩薩幽栖の精舎なり。祖師生涯遊戯弘通の國土。數多なりといへども。祖意ふかくとめさせたまふは。身延山のよし顯然たり。例せば。釋尊初成道已後。說經五十年中。轉法輪の勝地。その數しれずといへども。とりわき佛意三世常住にとめさせたまふは。八箇年法華演說の靈鷲山とこそきけ。常在此不滅とも。常在靈鷲山とも。如來不朽の金言あり。抑吾宗身延山は。天然靈鷲山にもをどらざる。法華開顯の佳境なれば。寂光の寶刹ともいふべかりける。眞の靈山。事の寂光とかや。祖師みづから稱揚したまふ。その御心深淵なるべし。祖

師のたまはく。日蓮身延山へわけ入て。(前に出れば略す)又のたまはく。我門弟等。身延の寺を以て本寺とすべし。我此山に住。樹の枝葉花菓を成就せんとおもはは。まづ其根をかたくせよ。流のすへを斷絶せざらしめんとおもはは。其みなもとのふかいらんことをねかへ。根源の本寺をわすれん。門弟等は。何事もいたつらことなるべしと遺誠(三傳外十三)したまふ。又身延山の色相。たすまひごとをのべたまふ。その言の葉にいはいく。誠に身延山の栖は。千早振神もめぐみをたれ。(中略)。立わたる身のうき雲もはれぬべし。たへのみ法のわしの山風となん。げにげに身延山の結界。みねのこたち。谷のさゝれに。いたるまで。たふとくもあるかな。ひとたびもうつる。ともからは。無始の罪障を消滅無量功德をうることを決定なるべし。不妄語の祖言。あふひて信受すべし。かゝる靈場といへども。世界不牢固。如水沫泡焰の色相なれば。變化あり。應了

知。天地には成住壞空の四劫あり。年々春夏秋冬の四時の代謝あり。日々生住異滅の四相の遷移あり。有爲の色法は。一として常住不變なるものなし。釋迦如來御在世す。みたまひける。祇園精舍も。焰上しける。と（續外五十四卷）きたまひける。法身の佛祖の意根は。起（文錄卅五卷）きく。不二にして。變化ちどろきたまはずといふとも。凡眼の所見みなとどろく。みななげく。なげかすんばあるべからず。心は九識にといむといへども。修行は六識なるべし。ねがはくは吾宗の緇素力を戮せ。世縁を寡り。とく堂閣を再建し。道場を莊嚴し。佛祖を供養したてまつらまはしく。佛祖は喜捨のころを。稱歎し。冥應したまふべし。祖師入滅已來。半千年にをよべは。顯應の身相は。見たてまつらすといへども。真心は。靈未來際までも。身延山にすみたまふよし。遺教明白なり。信ふかければ。かならず現前したまひけん。水あらば。月影のうつるがごと

し。憶昔晋の法顯三藏が釋尊入滅後。數百年をすきて。釋尊の舊跡靈鷲山あがまん。と。おもひ立て。はるく。葱嶺流沙の十萬餘里の險阻をわたり。中天竺にいたり。靈鷲山にのぼりたる。とき。佛樓僧舍の跡形もななく。草木生繁り。虎狼亂暴なり。雖然。竟夜誦念したまへは。靈鷲山守護の摩訶迦葉尊者。あらはれなまふとそきく。（梁傳）佛祖靈應のためし。あまたありといへども。こゝに擧揚せず。かならずしも佛祖舊住の地に偏執固着なしといへども。生處得道轉法輪入涅槃の四處は三世の因縁甚深なること。經論の明鏡あり。まことに三寶安置の清境のみは。三災却末の時も不壞して。次の成劫まで。儼然として。必のこるよし。金言あり。吾宗の僧俗。吾祖の弟子。檀那とつらなりし人々は。生と世と結縁厚き身延山そかし。延山の佛樓。舊時に不劣造營あらんことをねかふ。すゝむる人も。すゝめらるゝ人も。能所同等にして。自他俱安。同飯常寂の。

本願成就すへし。布施に法施財施の二種あり。法施とは教授の人となりて法門の實理を演説して衆生を化益し。法身の慧命を養育するをいふ。法身の慧命とは心性所具佛種のことなり。財施とは外護の人となりて衆財をさしけて佛殿僧房を起立し。三寶を供養するをいふ。此二種の布施。一方かけても佛法流布すへからず。法ひとりひろまらず。法のひろまるは人にあり。法施なくして佛教をきかずは。三世開見の智慧明了になるるときなかるへし。財施なければ。佛寺破廢し。僧侶の解行成就することかたかるへし。施物の多少をえらはず。互にすゝめすすめて寄附すへし。一錢輕しといへども。これをかさぬれば。まつしき人をとめる人となすことし。一塵を大山にそへ。一滴を大海にくはへかし。九層の臺も累土よりおこり。合抱の樹も毫末より生ずるかことし。千里の行は足下よりはしまる。かへすくも。吾宗の清信士女。異跡

同心に造營せんともひたらば。とをからすして。身延山の樓臺舊觀
 になるへくとそ。しかいふ。

文政九年丙戌秋九月吉日

尾州那姑射法華同志同修之人に代て

一兩日潤走筆書

附記

靈寶什器は今特に記せず。○山規は別刊。○末寺總數五百五十餘箇寺
 其所在地及び等級表は別刊。○大學院學科並に規則は之を畧す。○小
 檀林學科規則等渾て宗規規定の如し。○保存會、委託御料林栽培規則
 及び報告等は亦別刊とす

第二、關山諸堂支院

○總門三同半 第廿八奠師代寬文五年三浦壹岐守明敬公の母堂壽應院

の建立にして「開會關」の類は第卅六潮師の筆なり又礎は自然岩を直に用ゐしものなりと云ふ

△宗祖五百五十遠忌報恩石寶塔 總門上り口左側に在り第六十潤師の筆なり天保二年駿州小島善立寺方圓院師の建立とす

△唐金寶塔 未詳
△同 寶塔 安永八年第四十七豊師代大坂河内屋彌兵衛の建立なり

○遠發軫堂一尺三間(門内) 第廿六暹師代慶安三年の創立潮師代の再建なり抑も此所を達島と呼び堂を發軫と稱する所以は 宗祖大士文永十一年甲戌六月十七日初めて御入山の砌波木井實長公と御對面遊ばされし謂ゆる

録内廿三卷云 本より期せし事なれば、三度國を諫めん用ひず

ば國を去るべしとされば同五月十二日に鎌倉を出で此山に入る

(遺文録廿の卷三十七)

又録外廿五卷波木井殿御書云 國の報恩の爲に國に留り三度は諫

むべし用ずんば山林に身を隠せと云本文也本より存知ぬ何なる

山中にも籠て命の程は法華經を讀誦し奉らばやと思ふより外は

他事なし時に五十三、同(文永十一年)五月十二日に鎌倉を立て甲斐の國に

入る文 (全七十八又卅卷八紙)

又云 路次のいぶせさ、峰に登れば日月をいたくが如し、谷に下れば

穴に入が如し、河たけくして船渡らず、大石流れて箭をつくが如

し、道は狭くして繩の如し、草木しけりて踏みへず、かゝる所へ尋入

事淺からざる宿習也、かゝる道なれども釋迦佛は手を引き、帝釋は

馬となり、梵王は身に立そひ、日月は眼に入かはらせ給ふ故にや、同

十七日に甲斐國波木井の郷へ着ぬ、波木井殿對面ありて大に悦び、今生は實長身に及ぶ程は見つぎたてまつるべし、後生をば助け玉へと契りし事はたゞことゝも覺えず、偏に慈父悲母の波木井殿の身に入かはり、日蓮を哀み玉ふ歎文
(同州卷八紙)
 と遊ばされしいと尊き靈跡なり古歌に曰く
 わたつ海千尋の底に住む龜の

花のうき木に法の逢島

堂内宗祖大士及び波木井日圓上人の像を安置す「發軔」の額は水戸中納言綱條卿の筆なり石階の側なる石は大士御腰掛石なり
 附記 現別當佐野順道明治廿八年より東都信徒の協賛外護を得て堂宇を修繕し玉垣を造り石崖を築き大に奮觀を改む
 △堂守寮(左側) 元は圓柳房とて別當所なりしが明治七年他房へ合廢

し今はたゞ此寮を存するのみ

○茶堂(門内) 參詣者の休憩所にして明治廿七年第七十七嚴師代に創設す

○太平橋(二回橋門より) 又は極樂橋と稱す下の清流は身延川なり

○鏡圓坊(橋を渡りて右折し四丁) 開祖は波木井實長入道日圓上人二世は本院第五世蓋師にして十四世に至るまで系統連綿波木井家より出て職を襲ぐ

△波木井公墓 鏡圓坊の側にあり同坊にて之を守る

○石門(石割稻荷) 俗に石割稻荷と呼び 宗祖大士御入山の砌奇瑞を現せしといふ文殊坊に屬す境内に禪定石といふあり

○全文殊坊(稻上) 本院第十三傳師代天文十七年に創立す
 △寺平塔林 坊の山の上なり 宗祖大士御入山前には眞言宗の寺

塔ありしとて

△櫻山黒岩(下稻荷祠前より二丁許) 又岩鼻といふ岩上碑あり

あしひきの山川よとに澄む月は

こころを洗ふ鏡なりけり

遠江人豊秋の吟なりそが側にまた

此山のしけりや妙の一字より

御影講や油のやうな酒五升

法華經とのみ山彦も鳥の音も

○花之坊(川向ひ) 蓮華院日應師長祿二年の創立なり師此にありて常に

水行せしかば蓮華谷と名く境内に地神の祠あり

○山之坊(花之坊より) 日徳師元龜三年の創立なり山神の祠あり

○岸の坊(黒岩より下町を三丁許入る三丁許) 長亨二年久遠成院親師の創立なり

夢太

翁

完來

潮師詩あり

火鍋着頭呼就冠。可憐聖者遇斯難。死身弘法度生地。千歳猶存

苦行壇。

○三門(八丁許) 再建工事中 第廿六選師代寛永十九年甲府松平氏母

堂の本願第廿二世遠師の助縁により(三門五間半廊門三間)創建身延山の

額は潮師の筆なりき慶應元年回祿翌二年第七十祥師代假門建設明

治廿年焼失現假門は明治廿三年第七十五修師代建設なり

△二王尊像 本化別頭佛祖統紀第十四卷當山第十三代傳師傳紙云

く鎌倉に六浦氏平次郎光善入道法號妙法なる者あり元荒尾城主播

州刺史なり亂後名を避け蹤を晦す六浦に真言の廢寺あり願を禿に

して一心唱題雜れ業雜れ務め佛像を安置し再び上行寺(身延鑑に稱

名寺と云ふは非也)と願く佛工學増(鑑)には定朝の作と云ひ又或誌に

は運慶と云ふ更詳が造の密迹の舊像あり或夜妙法の夢に入り告て
 言く吾れ傳に往かん吾れ傳に往かんと妙法謂らく傳者身延山主也
 と即日二像を肩にして至る師徒に告て曰く今日密迹金剛の二六像
 を感得せん六浦妙法も亦來らん山神告ぐるとあり汝等之を待てど
 果して來る矣師山本房にして之を待し後大門を造て之を祀る靈威
 益々加はる今の二王の像是也妙法者不測の人なり(中略)今の密迹の
 長七尺六寸の二大像他の助を假らず一舉して歩いて至る人見て之
 を恠み呼て異人となす師妙法の像を造て以て傍に置く也天文七年
 戊戌世壽六十七微疾を示し十二月十一日化す矣没後一僧夢らく師
 者宮内卿日臺上人(當山第五代の法主なり傳は統紀第十四紙に出づ)
 の再來なりと衆聞而恠まらず焉六浦妙法者不測の人也或時曰く荒
 尾城主六浦播磨守光善者最明寺時頼の臣なりと身延の牌銘に曰く

文和二年癸巳六月十三日寂すと今謂く文和二年は時頼の没後九十
 一年なり又傳上身延進山は永正十五年妙法没後百六十六年なり嗚
 呼至人の域出沒自在甚だ怪むに足る者也身延の牌銘は六浦上行寺
 の碑を寫すと云ふ因に之を記す已上

新編鎌倉志八、上行寺の項に云く堂前に六浦妙法法師の石塔あり
 文和二年六月十三日とあり當寺の大檀那なり寺僧の云く此法師
 は杉田如法とて平の時頼の臣也と然れども時代異り始は眞言宗
 なりしが下總中山第三祖日祐に歸依して當寺を建立す故に日祐
 を開山とす身延中山にも此法師の像あり云祐師を請して寺を改
 めし事統紀十八卷四に見ゆ祐師は當山第四世善師と同時なると
 亦紀の十八卷十四に見ゆ而して文和二年は當山第五世蓋師の頃に
 して天文七年より百八十六年前なり又當山曆代略譜第三世進師

の下に二王門及び尊像は妙法禪門の寄附又禪門の像長一尺六寸
貞和四戊子年(文和二年より六年前なり)九月四日大佛師學増彫刻
と誌す云云是等に依るに禪門は中山祐師當山進善兩代間の人にし
て二王尊像は既に第三進師代に奉納せしものにして第五蓋師の
文和二年寂なり不測の人なりと謂ふと雖も統紀亦據なくんばあ
らざ更詳

尊像兩度の回祿無難にして靈驗愈々顯著なれば參詣者常に絶えず
慶應元年に回祿せる三門樓上には正保年中受源院日行の寄附にか
ゝる十六羅漢の像を安置しければ圖經には羅漢閣と云ふ古杉齋著
白雲搖曳の間紫閣朱門巍然として空に聳えしさまやいかにありけ
む元政上人記して曰く
三門にのぼり羅漢もがみしばし高欄によりて眺望す前に川漲り

其めぐり皆山なり

甲陽延壽秀東關。重疊奇峰雲裏閑。飛閣高臨溪水邊。層巒遠
逐殿堂環。若非靈鷲金仙洞。定是天台銀地山。今代文章孫綽
後。何人賦得到人間。

- △宗祖六百遠忌報恩石塔長一丈四尺 總丈四間三尺(三側門) 第七十四鑑師
- 代明治十五年興州白石信徒中發起建立す
- △征清軍忠死者冥福銅塔長一丈六尺 總丈三丈一尺五寸(三側門) 第七
- 十七殿師代明治廿九年十方緇素の助縁を以て建立す
- △金燈籠一對 第五十四番師代江戸河内屋善右衛門の奉納△石燈
- 籠一對 明曆二年伊勢桑名城主從五位下松平攝津守源定良の奉納
- △同一對 寛文八年是眞日諦奉納△石水壺不納主
- 附記 元門左側に第卅三亭師代創立の常唱堂厨司兼寮并に二王尊
- 御供所等ありしも慶應元年の火災文政十一年の水害に消失又石

階下左側に第廿六通師代正保三年京極丹後守高國公の建立なる浴室八間ありしも文政十二年に焼失せり

●参拜者の便宜を計り左の四道に別ちて順次に示すべし

- 第一 三門より正面本院へ
- 第二 三門より右東谷を経て本院へ
- 第三 三門より左西谷を経て本院へ
- 第四 三門より左御草巻に詣りて七面山及び奥院祖師堂へ詣る

順路

●第一 三門より正面本院への順路

○解脱橋(三石門内) 右方の木橋を慈濟橋と云ふ

○菩提橋(本堂へ登) 二百八十七級高五十八間六箇の休息所あり舊記に

云く第廿六世通師寛永九年七月良日佐州信士仁藏法師蓮心に授與本尊の脇書に寛永九年三月吾達階切石佛營重疊之砌搬置一石者附與銅錢一百元焉是以郡郷雲集不日成功况復探原中興之大禮度也云々とあり又第廿九世通師第卅通師代とも記せり想ふに通師代に至り全く功を竣はるもの歟鎌鏡は遠州寺院信徒中の奉納なり

俗に此石段を男坂と呼び右稻荷社について登るを女坂といふ

○善長院社(女坂の登口) 文殊稻荷を祀る側の小祠は妙正明神なり圓蓋坊に屬す

○遺世橋(女坂登口) 鷺溪の下塚潭の溪流に架すここを渡りて四丁程登れば本院表門へ出づ

○圓蓋坊(右橋を渡りて) 中老日源上人正和年間の草創なり

●本院表門

●第二 三門より右東谷を経て本院への順路

○中谷松井坊(坂の右) 波木井實長三代の主信濃守長氏入道日長貞治三年の草創とす

△妙見堂(三門) 本尊北辰妙見大菩薩は傳教大師の御作にして日長の隨身佛なり、松井坊に屬す

○全山本坊(三丁左に折れ下ると) 六老日頂上人嘉曆三年此に庵を結びて住し玉ふこれ當坊の起源なり境内廿三夜尊并に妙翁稻荷明神を祀る

○志摩坊(山本坊坂下の流) 開祖中老日傳上人は元真言宗の學匠なりしが法論にて宗祖大士に歸伏し茲に草庵を結び奉仕すると三年後小室へ歸る即ち小室山の開祖なり上人號を醍醐といひしかは後人以て

地名とす

○窪之坊(半丁許上り) 海外宣教の鼻祖六老日持上人正應元年の草創なり境内に口中諸病并に痲病守護の本院第十二世耐慈院日辰上人及び智慧守護の虚空藏菩薩を祀る

○東谷覺林坊(辰師上の左) 本院中興第十一世行學院日朝上人明應八年閉居し玉ふ舊跡にして今山内一老職なり

△朝師堂(後坊) 本尊は右眼病守護の日朝上人なり靈驗顯著にして參籠者常に絶えず堂の右側なるは其廟堂なり

○全大善坊(右覺林坊の) 長祿二年大善院日邊の創立なり

○全大乘坊(朝師堂) 本院第卅一世脱師天和元年に創立退隱せられし跡なり

額は六牙潮師の筆とす門前の小祠は洗足村願瀨稻荷の分社なり

○全端場坊(大林坊) 收玄院日願上人及び日眼尼即ち四條金吾夫婦弘安三年の草創四條殿の額は鑑師の筆なり

○全武井坊(左端坊小丘) 日勢の創立堂に毘沙門天を安置す

●本院裏門

此門を入れば本院厨司の側へ出づ 又東方左の諸坊を經れば甲府街道下山村へ出づるなり

○全智寂坊(右端坊) 寶永三年本院第三十二世省師の建立なり境内に七面天女の祠あり

○全延壽坊(智寂坊前の細道) 本院第十五叙師代天正年中に武田家の一族穴山伊豆守梅雪の建立なり

△紅葉尖明星池此側にあり

○全蓮盛坊(半丁許上り) 元和元年日在の創立なり明治卅一年覺林坊第卅

五世智返院日照此に轉地再興す境内に摩利支天堂あり

○新遷泉坊(遷盛坊門前より三丁許) 文政五年遷泉院日泉の創立境内清正公堂あり

○竹澤旭祖師堂(山道へ三丁許下) 本尊は宗旨建立の大立像にして「大因縁」の額は本妙日臨律師の筆なり文政四年本院第五十五退師代了達の建立

明治七年まで大圓坊と稱せり

甲府街道より登山するものは此道へ出づるなり

△本妙日臨律師草庵舊跡 清正公堂前より右七八丁にして鹽澤の山中に在り

●第三 三門より左西谷を經て本院への順路

八十九

○金剛谷 惠善坊(三門) 二王門の別當所なり明和八年日信の建立とす

○全竹之坊(三門内) 六老僧日朝菩薩弘安三年御創立二世日元上人三世中

老僧三位日進上人四世日善上人曾 宗祖大士の御直弟なり又進善

兩上人は本院の第三第四世とす

○全清分寺(惠善坊前より身延川) 明治十九年本院第七十四世鑑師が第二祖

日向上人の御舊跡鍾澤房再興且つ其隠棲處(而も落成に至らずして

遷化)に充てられたるものなり地境幽静構造雅潔自ら山中の別仙區

を爲す本堂は師が遷化後明治卅二年舊播州姫路城主伯爵酒井顯壽

院夫人の一基建立なり今左に當世知名の文士墨客が題壁の二三章

を抄す

○

又結前生未了因。夜參妙法見眞身。燈前只禮高僧影。不見西溪

又結前生未了因。夜參妙法見眞身。

燈前只禮高僧影。

不見西溪

唱偈人。

丁亥七月廿六日夜宿延山清分寺時鑑上人已寂壁上有長岡雲

海贈上人詩因次其韻賦此

三洲居士 芟

○

曾評詩卷是前因。淨界來投塵俗身。何料清溪好山水。唯看遺愛

不見人。

明治丁亥七月念七日訪身延山清分寺日鑑上人所鑄上人曾

寄示詩稿屬余評而今即亡會壁上有長岡雲海贈上人之詩因步

其韻以述退懷之意

中洲先生三島毅

○

日落群峯鎖晚嵐。知從何處試幽探。夜來步月沿谿水。欲訪蓮公

古草菴。

丁亥初秋宿清分寺

靜齋居士隄勝

重峰分下界。草木自含靈。入座雲皆白。滴簾嵐悉青。溪深龍出窟。壇靜鶴聽經。盡日與僧晤。悠然欲忘形。

丁亥七月遊箕夫山宿清兮精舍賦之。

羽峰南摩綱紀

扁舟解纜下津關。臘末天涯未擬還。老壁題詩探勝蹟。殘碑討古訪名山。崢嶸寺占白雲外。跋涉路通幽壑間。半日參來遠公話。使人汗泚塵土顏。

七堂丹碧倚層峰。曾此蓮公咒毒龍。落枕泉聲清夢寐。透欄山色豁心胸。沈險幾試嚼余筆。晏起輒聞飯後鐘。頭白學禪猶可及。蒲團枯坐送殘冬。

賦呈鑑上人併正

癸未抄冬

岡千仞

○二王瀧

清兮寺の左稱澤川の下流にあり

是より橋を渡りて西すれば御草庵舊跡に詣で七面山へ到る道(後に委く示す)又右へ上れば左の諸坊を経て本院へ達す

○四谷林藏坊(清寺の左稱澤川を)六老僧日興上人正慶元年の草創とす元は

醍醐谷にありしが明治八年類焼此處(戒善坊跡)に移す

○全北之坊(林藏坊より)永仁五年波木井實長入道日圓上人の草創なり

○全麓坊(林藏坊の上)初祖は本院第十二日意師二世は第十三傳師なり堂内に

傳師感得の觀世音菩薩を勸請す舊與院道の麓なれば此名あり

△西谷檀林跡 此附近は元善學院として西谷檀林のありし地なり今左に舊記に依り其梗概を抄記す

●西谷檀林善學院十一間 本院第十四世善學院鏡師の隠棲所にし
て第廿二代遠師慶長九年に改めて檀林とす故に遠師を以て檀
林開祖と爲す寛永廿年檀林化主第七世遠師遷化後絶講數十年
本山第廿八代奠師再興の志願あり而も果さずして遷化第廿九

廷師代寛文八年再興、遊師第八世化主として開講明治七年第七十三齋師代身延檀林と改め本院に属す●講堂七間半寛文九年江府安藤壹岐守重常慈父伊賀守法號蓮花院追薦の爲め建立明治八年本院位牌堂回縁につき之を曳く今の釋迦堂是なり其他朽廢等に歸せしものは●取拂堂(又は學室)額は光悅の筆●化主寮七間半●所化寮月之寮一側十五軒九尺二間●柳之寮全上●察舍十四軒四軒に五尺十軒は●玄義五間文句九間止觀五間集解八間各談所●隱寮五間半●浴室三間七尺は●妙玄菴五間半●土藏三間●經藏方二●庫裏八間廊下四間●辨天堂方三●妙見堂方三●鐘樓堂方二(堂は明治廿年焼失し鐘は今内船寺に存す銘は本院第四十二代辰師の撰也)●總門八尺二尺「旂檀林」の額は潮師の筆なり已下

○檀林曆代

- 初祖 心性院日遠
- 二世 慧眼院日祝
- 三世 智寂院日豪
- 四世 禪那院日忠
- 五世 禪智院日立
- 六世 僧那院日豊

- | | |
|-----------|-----------|
| 七世 智性院日遠 | 八世 興源院日遠 |
| 九世 本源院日然 | 九世 隆善院日慶 |
| 十一世 養眞院日住 | 十二世 情存院日妙 |
| 十三世 本如院日順 | 十四世 大中院日孝 |
| 十五世 寶聚院日城 | 十六世 智光院日遠 |
| 十七世 乘妙院日追 | 十八世 中道院日秀 |
| 十九世 大慈院日解 | 二十世 隆性院日永 |
| 廿一世 常唱院日迅 | 廿二世 本妙院日亮 |
| 廿三世 觀理院日義 | 廿四世 本成院日宥 |
| 廿五世 觀如院日透 | 廿六世 承國院日念 |
| 廿七世 十如院日諦 | 廿八世 相應院日實 |
| 廿九世 太壽院日量 | 三十世 空如院日信 |
| 卅一世 玄收院日義 | 卅二世 隆存院日追 |
| 卅三世 本禪院日述 | 卅四世 邊漸院日正 |
| 卅五世 修學院日道 | 卅六世 即眞院日在 |

○全 清水坊(鹿右) 日像菩薩正應元年の御創立なり

○全 定林坊(清水坊) 天正元年第十五代叙師の草創なり

○全 本行坊(定林坊) 比企大學三郎能本即ち本行日學上人(統紀廿四)初傳あり弘安九年の創立なり境内に

△帝釋堂 本尊帝釋天は弘安年中 宗祖大士御開光大學三郎へ授與の靈像にして元興院にありしを本院第六十七位師代安政五年當坊に移し奉る

△尊賀堂 尊賀院日廷上人の影像を安置す(明治八年回祿今は帝釋堂に合祀す)上人は伏見宮邦房親王の第八子にして本院第廿六代退師に就て薙髮し西谷常住房に住し三門建立の普請奉行たり後京妙覺寺第廿五世となり貞享元年九月九日入寂生前疫病守護の誓願ありしかば後人之を祀る

△琥珀堂(本行坊前の流を) 日廷上人の勸請にして琥珀明珠明神を祀る「琥珀殿」の額は鑑師の筆なり此坂を上れば祖師堂の側に出づ

●本院祖師堂

堂後の山路は三光堂及び興院道なり單に興院のみに詣でんとするものは此處よりすべし若し七面山并興院へも詣でんとする者は左の第四項に示せる順路によるべし

●第四 三門より御草菴舊跡に詣で七面山へ登る順路

○南之坊(二王) 當坊舎は第五十三世奏師の創立にして上妙坊と稱せしものなり今は六老僧日昭上人正和二年御創設なる南之房(慶應元年焼失)と爲し且つ御料林委託栽培假事務所に充つ

○全 法雲坊(南之坊下許) 第十四世鏡師永祿二年の創立とす堂に松尾明神を祀る

○妙福坊(法盛坊) 寶永八年第卅三世亭師自ら資を抛ち御廟番僧寮と

して創設第五十五選師代天保九年坊號を授與す

△位牌石 坊の前なる大自然岩に多くの法號を刻するものなり

○御草菴舊跡 是れ 宗祖大士文永十一年六月十七日初めて菴室を

結ひ九箇年間朝夕誦經觀念ましまし、靈跡なり即ち

録外第五卷太白牛車御消息云 去文永十一年六月十七日に、此山

の中に木を打切て、かりせめにあしつを造りて候しが、やうやく

四年が程柱くちかき、かべをち候へどもなをす事なくて、夜る火を

とぼきねども月の光にて聖教をよみまいらせ、我と御經をまきま

いらせ候はねども、風をのづからふきかへしまいらせ候しが、今年

は十二の柱四方にかうべをなげ、四方のかべは一所にたふれぬ、う

だい(有待)たもちがたければ、月はすめ雨はとまれど、はげみ候つ

る程に、人夫なくして學生どもをせめ、食なくして雪を以て命を助
て候處に、前に上野殿よりいも二駄、これ一駄はたまにもすぎ文

(遺文廿三卷六十一)

又録内第廿一卷秋元書云 四山四河之中に手の廣の平あり、爰に庵

室を結ひ天雨を脱れ、木の皮をはいて四壁とし、自死たる鹿の皮を

衣とし、夏は炭を折て身を養ひ、冬は茸を取て命を支候つる程に、去

年の十二月より雪降り積り、改年の正月今に絶ることなし、庵室は

七尺雪は一丈、四壁は氷を板敷とし、中には雪を米と積、本より人來

らぬ上雪深く道塞りて問人もなし、現在に八寒地獄を我身に感じ、

生ながら佛には成ずして寒苦鳥と申す鳥となれり、頭は剃ことな

ければ鶴のごとし、衣は氷に閉れ、鷲の羽を氷の結るがごとし、か

ゝる處に古へ眠ひし人も問はず、弟子等にも捨られて候つるを、御

器を給て、雪を盛て飯と觀じ水を飲て漿と思ひ志のゆくところ思ひ遣せ給へ(三)

(同廿八卷紙十五)

又錄内第十三卷妙法比丘尼御書云、此内に狹小の地あり、日蓮が庵室也、深山なれば晝日を見たてまつらず、夜も月を詠むることなし、峰には巴峽の猿喧しく、谷には波の下る聲鼓を打がごとし、地にはしかざれども大石多く、山に瓦礫より外には物もなし、國主はにくみ給ひ萬民は訪ず、冬は雪に道を塞ぎ、夏は草生ひしげり、鹿の遠音恨しく、蟬の鳴音喧し、訪人なければ命續がたく、膚をかかす衣候はざりつるに、斯る衣を送給こそ何とも申す計なく候へ、乃至偏に是別れし我父母の生かはらせ給けるか、十羅刹の人の身に入代て思よらせ給歎文

(同廿五卷七紙)

是等の御書を拜しこゝに詣づるもの誰か御在世當年の狀を追憶し

感涙に咽ばざるものあらんやされば

第卅三世亨師遺誠云く、此處は宗祖當山最初御建立十間四面の堂地也、九箇年讀誦說法書寫著述之靈地也、然從古爲良俗葬送場、山地狹小、別無廣地、故歎仰願後代買主、此處爲清淨靈地、立四方境、葬場別可設之、特以凡人骨收此所、汚穢不淨也、日亨代禁之、收納骨堂(下に示す法界)、永代不可破此式

中古は宗祖已來の大禮越太田新六郎資康(統紀廿四傳あり)法覺院林院日宗の息女井上筑後守内室法鏡洗妙院の造立なる釋迦の尊像を安置せる堂(四方あり)しか、明治廿五年第七十五修師代伯爵酒井顯壽院夫人の篤志により、方十間に花崗石の玉垣を設け、又同卅年第七十七嚴師代内房本成寺、鶴川日行の發願、東京澤田治助、藤懸與左衛門の助、力十方の喜捨によりて、中央に一大銅碑(長一丈三尺、巾五尺、臺石一丈

○二寸八分)を建つ(修師代企業)その玄題は正中山主日龜師か御眞筆を謹寫し奉りしものなり唐金三具足は西京中村忠兵衛吉田忠三郎等の奉納なり

△東櫻 石階の左側なる古木なり

○法界堂(石階の) 又は髮堂といふ骨并に齒等を收むる堂なり

○御廟堂(四間一尺の御草庵) 天正十三年第十七新師代建立八角中慶長十一年

第廿二連師代拜殿二間中に創設且つ堂を修理し廟を御草庵地より移し奉る石廟の玄題は向師の御筆(或は昭師ともいふ)宗祖尊像は像師の御作なりといふ常在殿の額は第五十八世環師の筆なり

録内卅三卷波木井殿御書云 畏申候道の程別の事候はで池上迄着て候道の間山と申河と申若干の大事に候けるを公達に守護せられ進せ候て難も無是まて着て候事恐なから悦ひに存候さては

明て歸參候はんずる道にて候へども所勞の身にて候へは不定なる事も候はんずらんさるにても日本國に若干持扱て候身を九箇年迄御歸依候つる御志申す計無候へは何くにて死候とも墓をば身延の澤に立させ候へ候 (遺文錄卅卷一五)

又録外廿五卷同御書云 弘安五年壬午九月八日に身延山を立て武藏國千束郡池上へ着ぬ釋迦佛は天竺靈山に居して八箇年法華經を説玉ふ御入滅は靈山より良に當る東天竺俱尸那國跋提河の西、純陀が家に居して入滅なりしかども八箇年法華經を説せ玉ふ山なればとて御墓をば靈山に建させ玉ひきされは日蓮も如是身延山より良に當て武藏の國池上右衛門太夫宗長が家に於て死すべく候歟、繼ひいつくにて死候と云ども九箇年の間心安く法華經を讀誦し奉候山なれば墓をば身延山に立させ玉べし、未來際までも

心は身延山に可住候、日蓮は日本六十六箇國島二の内、五尺に足らざる身を一つ置處なく候しを、波木井殿の御育みにて、九箇年の間身延山にて心安く法花經を讀誦し奉まつり候つる志をは、何なる世にかは思ひ忘べく候や云

(同九紙十)

又身延御書の朝抄に云 下總國平賀本土寺開山日明直弟日典の書載られたる物の本に云 高祖聖人池上にをいて御終焉之尅の仰云、我が入滅の後には全身を瓶に收て身延山へ送べしとの玉ひければ、日明申さく、御存生の時さへ御一身にをいて、心安く往復有難おわせし事歴然也、然に御入滅の後全身を一日半日なりとも届申がたかるべし、况五日六日の道すがら野山に臥様にしては、如何様に送とづけまいらせんや、然べからざるのよし申されたりければ、上人仰あり、加様に申處げにもなり、さらば日明宜様に計ひ玉へと仰

ありける間、聊池上において火葬したてまつり御身骨を悉く之を收め奉、全身のごとくしたゝめて、身延の澤へ送りどづけ奉り、御墓を建立し、老中若三親の御弟子、十二月の御番勤めらるゝのよし注置れたり、如何に當山の事をば執心に思食けるにや、末弟如何として輕易の思ひをなすやらん可歎之文 (啓蒙二十七卷八紙)

又亭師遺誠云 覺林坊曆代一行院日俊爲令法久住祖恩報謝收無盡財、永代毎日於廟前令讀誦妙典壹部、其志深重也、永々簡鄭重讀誦人令勤之、不可退轉

△日向上人廟 御廟堂の左側に在り

△波木井公廟 全上

△阿佛房日得上人廟 全上

録内卅一卷阿佛房御消息云 然故阿佛房(統記十二、五傳あり)聖靈

は、日本國北海島夷の身なりしかども、後生を恐て出家して後生を願しが、此人日蓮に値て法華經を持て、去年春(弘安二年三月廿一日)佛に成ぬ、戸陀山の野千は佛法に値て生を厭ひ死を願て帝釋と生たり、阿佛上人は濁世の身を厭て佛に成給ぬ、其子藤九郎守綱(佐渡阿闍梨日滿上人、同十一、六傳あり)は此跡を繼いで、一向法華經の行者と成て、去年は七月二日に父の舍利を頸に懸て、一千里の山海を經て、甲州波木井身延山に登て、法華經の道場に收之、今年は又七月一日に身延山に登て、慈父の墓を拜見す、子に過たる實なし、子に過ぎたる實なし文

(遺文錄廿八卷三十紙)

是れ當山に納骨及び建碑の澄船、因に塔婆の功德を示さば

錄内十八卷中興入道御消息云、然に貴邊は故次郎入道(統紀廿四の六傳あり)殿の御子にておはするなり、御前は又よめなり、いみじ

く心賢かりし人の子とよめどにおはすれば、故入道殿のあとをつぎ、國主も御用なき法華經を御用あるのみならず、法華經の行者をやしなはせ給て、としく千里の道ををくりむかへ、去ぬる幼子の娘御前の十三年に、丈六のそとばをたてて、其面に南無妙法蓮華經の七字を顯ておはしませば、北風吹南海のいろくづ(魚類)其風に當て大海の苦を離れ、東風吹ば西山の鳥鹿其風に身をふれて、畜生道を脱て都率の内院に生る、况かのそとばに隨喜をなし、手をふれ眼に見まいらせ候人類をや、過去の父母彼そとばの功德によりて、天の日月のごとく淨土をてらし、孝養の人並に妻子は、現世には壽を百廿年持て、後生には父母とともに靈山淨土にまいり給はん事、水すめば月うつり、つらみをうてばひきのあるごとしとをばしめし候へ、云此より後の御そとばにも、法華經の題目を顯し給へ

(全廿七卷五十五)

△ 歷代法主墓 御廟堂の右左にあり

△ 富木 日常上人母塔 御廟堂の側にあり

録内十七卷富木入道御書に云く、今常忍統記十廿傳あり、貫邊は營む所は悲母の爲め、存する所は孝心耳、而るに去る下句の比、生死の理を示さんが爲めに黄泉の道に越く、此に貫邊の與め歎て云く、船既に九旬に及び、子を留めて親去ると次第たりと雖も、情事の心を按ずるに、去て後來るべからず、何れの月日を期せん、二母國に無し、今より後は誰をか拜すべき、離別忍び難きの間、舍利を頸に懸け、足に任せて大道に出で、下州(下總)より甲州に至る、(中略)然る後深洞に尋入て一菴室を見る、法華讀誦の音青天に響き、一乘談義の言山中に聞ゆ、案内を觸れて室に入り、教主釋尊の御寶前に、母の骨を安置

し、五躰を地に投げ合掌して、兩眼を開き、尊容を拜し、歡喜身に餘り、心の苦み忽ち息む、我頭は父母の頭、我足は父母の足、我十指は父母の十指、我口は父母の口なり、譬は種子と果子、身と影との如し、教主釋尊の成道は淨飯摩耶の得道、吉占師子、青提女(目連尊者の父母)目健尊者は同時の成佛也、是の如く觀する時、無始の業障忽ち消え、心性の妙違忽に開き給ふ歟、然後隨分佛事を爲し、事故なく還り給ふ云々

(原漢文、遺文録廿九、四十一)

○ 六老知 御廟堂東北に當る山の間、間にあり、是れ六老僧が、宗祖大士に奉仕の折、自ら耕耘し、玉ひし圃跡なり

○ 妙石坊(御廟堂より右流に) 永祿年中、學禪院日達の創立なり、圖經には此處を七面山第一の華表とす

△ 祖師堂 寶永三年本院第三十三亨師代建立、宗祖大士の銅像は

奥院より移し奉りしものなり

△高座石 建治二年に 宗祖大士法輪を轉し玉ひし高座石にして
即ち七面天女の影現來聽して發誓せし處なり

△六老僧塔 此境内に在り學禪日逢の造立なり

△御硯水(高座石の後流の下側左) 是亦 宗祖大士の用ひたまひしものな

り

△妙法堂 本尊は山内守護の妙法兩大菩薩なり

●妙石坊より右すれば七面山道なり左すれば左の所へ出づ

△願滿稻荷社(妙石坊より) 草創時代等詳ならず今の堂は明治十年何

某の建立なり

△洗足井 宗祖大士御足を洗ひ玉ひし所といふ

△晴雨淵 願滿社より左へ五丁許なり

△御判石 全社より七面山道松の木息寮へ出づる山中の澤にあり

○松樹菴(妙石坊より大凡八丁) 宗祖大士御小憩の舊跡なり本院第三十三亭

師代實永元年の建立とす

△袈裟掛松祖師堂 菴の側にあり

△千本杉 菴より卅丁許上れば古杉鬱蒼として晝尙暗し

○道分(千本杉より) 本院第卅一脱師代元祿六年の建立なり

△神水 貞享四年三月十九日午刻靈夢を感じて涌出せるものなり

△帝釋天 日明菩薩の御作なり

●此處より右の坂を上れば奥院祖師堂なりされど先七面山へ

參詣し飯途此より奥院へ詣で本院へ下るを順路とす

○小銅村 十萬部寺(道分より) 創立は慶長元年和年間といふ寛文四年法利の再

建なり

△祖師堂 宗旨建立の尊像を安置す

△妙法堂 妙法兩大善神を祀る

○宗説坊(十萬部丁) 文化年間に妙宣尼慈父宗説の志願によりて建立す

○赤澤村 妙福寺(宗説坊丁) 日明菩薩御作の子安示現大菩薩を勧請す

△羽衣橋 赤澤村の麓に在り或は萬年橋ともいふ七面山御瀧の末流春氣川に架せり

○南 神力坊(羽衣橋丁) 開祖は法意といふ寶永三年院第卅三亭師代坊

號授與す明治廿九年九月の大雨に坊後の屋一時に潰崩し祖師堂等悉く埋没す目今七面山二丁目の地に再建中なり

圖經には此處を七面山第二の華表とすされと通途は第一と云ふな

り本社迄五十丁なり

△白糸瀑 又は五色瀧ともいふ七面山卅三瀧第一の瀑泉にして春氣川の源流なり磯で雌雄と爲る圖經に之を梵音瀑天鼓瀑と云ふ大中孝師詩あり

山似屏風林似畫。巖間直下瀉長川。川源空洞蓄藍水。三十三瀧

第一泉。

世人亦阿萬種瀧といふ即ち紀州亞相頼宣水戸黃門頼房兩卿の母堂阿萬方此瀧に關伽垢離して七面山へ詣でられしゆゑなり

統紀廿五卷二養珠院夫人傳云 正保元年夫人身延に詣で祖塔を拜し七面山に上らんと欲す神女人を忌み媒るゝときは則ち性を
見る夫人潔齋七日歩して峻巖を踏む是日快晴山珠に静なり是時
夫人年六十八如今天下の女人恣に神境に入るを得るは威な夫人

の賜也云云

○肝心坊(十四丁目) 天明七年肝心院日行の草創なり

○中道坊(廿四丁目) 開祖を慈心房といふ

○晴雲坊(卅六丁目) 本院第五十盛師代文化元年善心院日修の建立とす

○七面山 永仁五年九月十九日六老僧日明菩薩初めて此山を開闢し玉ふ亦摩尼珠樹と稱するは天女が持經者をして志願満足を得せしむると摩尼珠如意寶珠の梵語の如くならしめんとの誓願に取るなり神祠の縁由興起并に七面山入勝等は後に記するが如し別當所を敬慎院といふ諸堂は第卅通師代延寶三年の創立にして隨身門鐘樓の餘は安永天明年間第四十七豊師代の再建なり
△本殿四方幣殿四間拜殿五間半 天都宮又は天女祠と云ふ末法鎮

護七面大天女を祀る

「七面大明神」の額は享保廿年前の寶鏡寺宮中務卿智忠親王法號天眞院殿の筆にして「寶珠殿」の額は第六十世潤師の筆なり

△鐘樓堂方九 鐘銘は大中孝師の撰なり後に録す

△隨身門三間半 喜見城ともいふ七面大明神の銅額は延寶七年攝政

關白鷹司房輔卿の筆なり

△池太神宮三間半 沙堀祠と云ふ池太神の額は第六十七楹師の筆なり

△靈池 入功徳水又は無熱池といふ御土の靈驗著しきは人皆知れる所なり

△御供寮三間客寮八十一間籠屋等以下

○七面影響石(本社より) 七面山の奥院なり延寶年間學禪院日逢初めて

小社を建つ寶曆年間本院第四十二辰師代本殿并に拜殿再建今の堂は明治廿年本院第七十五修師代監守義傳の再建なり

●此處より北方へ下れば北麓早川へ出づ是亦五十丁なりされど奥院祖師堂へ詣でんには元來し路追分まで戻るべし次に委く示す

○安住坊(廿五丁) 俗に栲木といふ開祖等未詳

○神通坊(北麓) 開祖を慈性房といふ寶永三年本院第卅三亭師代坊號授與す麓鳥居の「摩尼珠嶺」の額は潮師の筆なり

* * * * *

●追分より奥院祖師堂に詣で本院へ達する順路

○朝師腰掛石(追分より大) 日朝菩薩が小憩し玉ひし所なり元は祖師堂

ありしが地狹くして危険なれば遂に追分威井坊に移し奉りしといふ此を丹澤嶺牛首徑と稱し舊奥院道なり

○奥院 追分より十八町なり身延山又は芬陀利峰(蓮華の梵爾なり)と稱す別當寮を孝東院七間又は大孝院といふ第廿八製師代創設第卅

二省師代元禄十六年に再建座敷は第四十輪師代の建設庫裏は第六十七楹師代安政二年の再建なり芬陀梨峰の六致等は後に記す

△二王門 五間半 文和年間六浦妙法禪門の建立にして元山麓本堂の前

の前にありしを第卅一脱師代天和年間此地に移す二王尊像は同師の開光なり「芬陀梨窟」の額は第四十五世應師の筆とす

△思親閣 外六間 拜殿 四七間半 宗祖大士文永十一年六月十七日西谷に草庵を結び玉ひしより御在山九箇年の間常に此峰に登らせ玉ひて遙に房州小湊をみそなはし御兩親を追慕し玉ひし靈跡なり故に思親

閑育恩堂と名く弘安六年五月即ち大士御入滅の翌年六老僧日朗菩薩其高德の恩びかれて遂に此に草庵を設け玉ふ第廿四要師代元和年間加能越三州太守菅原朝臣亞相利家卿側室高岡亞相利長小松黃門利常兩卿の母堂壽福院(本化別頭統紀第廿五卷紙五夫人の傳あり)更に堂宇を建立上の山五重塔も此夫人の建立す第廿九建師代征夷大將軍家綱殿有院殿の御臺所伏見院の息女圓明院殿の(上野院にては)再建なり 宗祖大士の尊像は中老僧日法上人の御作「思親閣」の額は應師の筆とす

錄外第十二卷新尼御前御返事云 あまのり一袋送給畢又大尼御前よりのあまのり畏入候、乃西は七面の嶺北は身延の嶺也、高き屏風を四つつい立たるがごとし、峰に上て見れば草木森々たり、谷に下て尋ぬれば大石連々たり、犬狼の音山に充滿し、猿猴の鳴て谷

に響き、鹿の妻を戀る音哀しく、蟬のひいきかまびすし春の花は夏さき、秋のこのみは冬になる、たま〜見る者はやまかつがたきと拾すがた、時々訪人は昔なれし同朋也、彼の商山の四皓が世を遁し心地、竹林の七賢が跡をかくせし山もかくやありけん、峰に上ておかめやをひたると見候へば、さるにてはなくして、わらびのみ立ならびたり、谷に下てあまのりやをひたると尋候へば、覗りてや見るらん、せりのみしげりふしたり、古稱のこと遙思忘候つるが、今此あまのりを見候て、よしなき心思出、うくつらし、片海市河こみなどの磯のほとりにて、昔見しあまのりなり、色形もかはらざるが、なぞ我父母替らせ給けん、かたちかへなるうらめしさに、涙も押へがたし文

(遺文錄十七卷紙七)

嗚呼身輕法重死身弘法威武も屈する能はず白刃も冒す能はざる毅
然たる吾祖が鉄石心腸も猶ほ物に觸れ事に感じて故郷の空なつか
しくて御両親を想ひ戀させ玉ふ至孝至誠は實に末代吾等をして覺
へず感涙袖を濡はし轉た欽慕の念を起さしむされは深草元政上人
老母に侍して此峰に詣でし詩あり云く

投身湯鑊拯群毛。終向雲山深處逃。宗祖九年猶忍苦。吾儕一日

登辭等。若研蒼海記鴻業。欲聚須彌爲兔毫。別有風教可追慕。

贈望父母碑斯高。

△御手植杉(左右門前) 大士御手植の杉なり

△鐘樓堂一尺二間 第卅通師代延寶五年の建立第七十群師代元治二

年再建鐘銘は寛文八年第廿九建師の撰なり

△元政髮塔 二王門内左側にあり

上人の身延行記云 うしろに大なる木ありそのもとをほりて父
の遺骨をおさめそのがそりかみをもうづみぬあへてそこなひや
ぶらずといへるもあもひ出てつゝみ紙に書つけたる歌
いたづらに身をばやぶらで法の爲

我くろがみをすてし嬉しさ

後人其跡に碑を立て上人の辭世を刻す

驚の山常に住むてふ峰の月

かりにあらはれかりにかくれて

△御供寮三間半 第五十八環師代天保二年の建立なり

因に祀す 當所最も水に乏しく今の井戸は尾州名古屋の信徒白
木屋勘吉の心願によりて明治七八兩年に涉りて漸く穿ち得たる
ものなり

○上ノ山照宮四尺六寸雨屋三間（奥院凡八丁下り大）位牌は元和二年神祖薨去の折養殊院夫人當山に於て法會を營み造立せられしものなり堂は御朱印拜領報恩の爲め第廿八奠師代創立五方三尺第五十八環師代文政十一年再建なり

○全 御水屋凡一町下り大）抱水菴又は法明坊ともいふ 宗祖大士此峰に攀ち玉ひしとき日明上人此處より水を抱みて供し玉ひし靈跡なり本院第卅一脱師代貞享年中の創立第七十祥師代明治三年に再建す「常隨恭敬」の額は蓋し日明上人の孝徳を表しまつりしものか

△富士見石凡八丁下り大）芙蓉峰を眺望するに好適地なればこの名あり又近くは早川の急流に臨む木葉の流るゝが如きは所謂十八里半日にして下るもの白帆悠悠々たるは則ち登り船なり其他最も眺望に富む絶景言はんかたなし

○全 常唱堂大凡二見下り大）第廿九建師代寛文十二年無安日養の本願にて

建立堂三間半衆寮五間第七十祥師代建號を授與す「法久菴」の額は楳師の筆なり側に安産守護鬼子母神堂あり

△龍潭 俗に清淨水といふ常唱堂の左一丁許の山中にあり

△風穴 龍潭よりなほ五六丁あり圖經に風師井といふはこれなり

○全 三光堂四方外投凡六丁下り大）別當寮を大光菴といふ第廿八奠師代寛

文五年の創立堂は第廿六還師代寛永廿年養珠院の建立にして同夫

人造立の千佛を安置しまつりて祖師堂の上在りしが奠師代千佛

（嘉永二年第六十六薪師代再興）は丈六堂に合祀し堂を此地に移し甲

府宰相綱重卿造立の三光天子を奉安す「三光堂」の額は第四十三世見

師の筆なり
△銅像釋尊 第卅通師代延寶五年從五位下京極信濃守高勝公の造

立なり

△大黒堂中方三間本尊大黒天は 宗祖大士の御作なりしも是は本院寶藏に納め今の尊像は第廿一世乾師の開光なり往古は祖師堂の上にありしが奠師代此に移す「大黒堂」の額は第四十五世應師の筆なり
△相輪塔三丈第四十七豐師代天明年の建立元三光堂の下にありしを安政三年松師代此に移して再建す

○全 觀道坊(凡三光堂下り大)丈六堂の番僧寮として第廿八奠師代創立なり

○全 丈六堂四間第廿六遷師代寛永廿年養珠院夫人の建立にして本尊は一丈六尺の釋尊及び同夫人造立の千佛を安置す但し丈六尊は中院日護僧都の作「獨尊」の額は應師の筆なり

△宗祖遺愛松 今は纒つらに其朽根を存す

○全 圓光菴(丈六堂下り) 開祖年代等未詳

△雄師廟堂外二間一丈三尺第廿九世隆源院日慈上人の廟なり堂は明治

八年焼失同九年第七十四鑑師代再建す

△瘡守稻荷 菴の側にあり

△兒文殊宮四尺六寸 傳へ云ふ第十二意師代の兒童鶴若丸此處に於て自盡し其後此處より清泉涌出づ依て見の涙水と呼ぶ靈驗あり堂を建て之を祀る

年ふるゝ松の岩根の苔むして

きよき流のあつる兒水

當山歴代の詠なりといふ

○全 十如坊(圓光菴下り大) 天明二年第四十七豐師代鬼子母神堂御供所と

して創設明治三年第七十祥師代坊號を授與す

△鬼子母神堂外三間四方 第十一朝師代明應三年の建立元は祖師堂の

上にありしが寛文二年奠師代此に移す「鬼子母神」の額は應師の筆也
 ○全八幡宮(十如坊下り大) 又は番神社と稱す舊記に據るに南部六郎實長
 公の鎮守にして往古は波木井に在りしを故ありて第十四鏡師代當
 山片隈澤に徙りし第十五叙師書寫の妙經及び天照太神を合祀し第廿
 八奠師代此に移す拜殿は第十八賢師代慶長三年淺野右近大輔忠吉
 公の建立嘉永六年第六十六薪師代の再建なり「八幡宮」の額は第卅六
 潮師の筆とす身延伽藍記に言ふ所の第五世靈師建立の八幡社と同
 異未詳更檢

○全本地堂二方二間(八幡宮下り) 本尊は宗祖の本地上行菩薩なり第卅三享師
 代寶永七年創立方丈に四文政七年燒失第六十六薪師代嘉永五年再建
 す「般若臺」の額は享師の筆なり是より一丁餘下れば本院祖師堂なり

●本院祖師堂

附記 舊記、圖經、身延鑑等に依るに文政十二明治八年の回祿前
 は上の山より興院へ到る間に左記の諸堂宇ありしなり今其興廢
 を略記す

●五重塔共一丈八尺六寸第廿四要師代元和元年壽福院殿の建立(甲斐
 國誌に本尊は後向の彌陀なりとは妄誕笑止)元位牌堂の前に在り
 しを第廿八奠師代寛文三年上の山に移す施主松平加賀守綱利卿
 (後號綱紀)なり文政十二年燒失第六十六薪師代再建企業椋師實師兩代を經
 て萬延元年落成方三間高十二丈三尺明治八年燒失●寶塔一丈六尺(圖經
 には一乗塔といふ)第廿九鑑師代寛文十年豫州松山城主松平隱岐
 守定長公母堂養仙院冥福の爲め建立(十二辰鐘二天門の施主も此
 夫人なり其傳は別頭統紀第廿五卷紙九優婆夷列傳にあり)明治十六
 年塔は本堂敷地の側に曳て修營を加へて納骨塔と爲し別に碑を
 立て院の髮塔を葬る●一切經藏四方間第廿六暹師代正保三年創立
 經は東叡山版にして第二十七境師代明曆二年之を納む第廿八奠

師代寛文七年本堂の上より上の山へ移す蔵は朽廢經は寶藏に納む●經藏側の廟塔一は八條宮中務卿智忠親王天香院殿にして一は甲府宰相綱重卿の母堂順性院なり其遺言に依り卿の御子綱豊卿の建立納骨塔なり本化別頭統紀第廿五卷優婆夷列傳紙五云夫人篤實至心(中略)一心唱題高祖を念ずる外他事なし平生の所願一たび身延山に詣で無始の罪障を消滅せんと而して大家嚴重年を経て未だ果さず天和三年七月廿九日正念に滅をとる老侍女に告て曰く多年身延詣拜の願あり未だ果さずして終る遺憾少なからずわれ死せば生前の儀衛を以て諸堂巡拜し汝代て焼香し逗留一百日日々堂頭(法主)を請して説法受戒し讀誦唱題一に生前の聽聞に擬し而して後に葬歛の式を設け全身を山上に變せよと言了りて目を閉づと實に未代優婆夷の龜鑑と謂ふべし特に茲に之を抄出す●又此上なる三智院殿圓明日融大居士の石塔は伊賀四位少將兼大學頭藤原朝臣藤堂高次公の建立にして本院へ三百兩支院へ二百兩の祠堂金を寄附ありし大禮度なれば今に其命日(十一月十

六日)を以て一山大衆舉て爲めに法要を修するなり●妙見宮三間半元は七面宮にして第廿六選師代建立第卅三世亨師妙見宮と改む是れ一は第廿八奠師西谷檀林を上ノ山に再興し併せて其妙見宮をも移さんとの本願ありしに依り又一は山上に妙見宮なきが爲めなり尊像は奠師の開光なり堂は朽廢し尊像は本院に移し奉る以上

第三、支院の興廢

塔中支院の興廢之を詳にして昔偈ばん便にもと思へどいかにせん數度の火災水害等は獨り本院のみならず山中到る處たゞ空しく荒廢の跡を見るのみ左の表は前の一老故妙俊壽師が廿餘年間に涉りて蒐集せし記録に依りて略記するものなり

- 印は現存のもの
- ◎ 印は宿院廿夕坊跡

△印は行事坊跡(前八の廿房を合して)

×印は祈禱堂結衆卅六坊跡

●印は六老僧塲跡

●南谷 附：蓬島、蓮花谷、醍醐谷、梅平村、

圓柳坊

實道坊×

壺簪坊

普賢坊

能生坊

敬神坊

文殊坊

山之坊△

東之坊△

積善坊

觀松坊×

慶成坊

淨蓮坊×

花之坊△

教泉坊

忠光坊

玉藏坊

蓮秀坊

林藏坊西今在

隅之坊

了雲坊

下之坊△

岸之坊△

仁宗菴

秀悅坊義泉

高雲坊始(蓮夢)中(光玄)

志摩坊△

窪之坊△

知恩坊

妙仙坊始(樹)下(菴)

教圓坊

常榮坊×

計 三十二坊

●東谷 附：鹽澤、竹澤、片隈澤、

信行坊始(心達)

大善坊△

覺林坊△

大乘坊△

大林坊始(東藏)中(評定)

逕泉坊

大縁坊

淨隆坊

了圓坊

妙音坊

證明坊

大圓坊

林行坊

忍脱坊×

成道坊

延壽坊

了慶坊

顯成坊×

杉之坊△

春窓坊×

福泉坊始(十行)中(南林)

南延坊△

蓮盛坊△

學立坊

眞淨坊△

智寂坊始(本)住

端場坊△

武井坊△

善綱坊始(隆源)中(覺樹)

妙法堂眞門

計 廿九坊外一室

●中谷 附：鶯谷

山本坊△

松井坊△

圓臺坊△

仙臺坊×

松壽菴

慶林坊△

計 六坊

●西谷 附：棚澤、田代、金剛谷、

竹之坊 [◎]	常唱堂	惠善坊	一圓坊 ^{又云}	本應坊
南之坊 [◎]	清閑坊 [×]	法雲坊 [◎]	仙應坊	松玄坊 [×]
正運坊	涼池坊	本學坊 [×]	常經坊	淨心坊
感應坊	眞善坊 [×]	宗幸坊 [×]	定林坊 [◎]	寂光坊
至言坊	樋澤坊	清吟寺 [◎]	了源坊 ^{始云了}	上妙坊
澁谷坊 [×]	圓應坊	圓正坊	吉祥坊	福聚坊
玉泉坊	芳春坊 [×]	妙福坊	淨安坊	了閑坊
長松坊	長壽坊	清耀坊	中山坊 [×]	宗林坊
宗賢坊 [×]	見塔坊 [×]	妙石坊	一行坊	大運坊
大心坊	仁淨坊 [×]	松林坊	南向坊 [△]	北之坊 [◎]
圓教坊	戒善坊 [△]	中之坊	佐倉坊 [△]	妙善坊 [×]
蓮信坊 [△]	光精坊	清水坊 [◎]	麗坊 [◎]	本種坊

西之坊[△] 通感坊 寂照坊 本行坊[◎] 常住坊
 圓種坊 實圓坊 大蓮坊 善學院^{禮林} 學寮<sup>小路一個十五
 堂宛一卜棟
 數計九十月あり</sup>

●上ノ山

計 六十七坊外^一堂、禮林、
 長安坊[×] 十如坊 本妙坊 圓光坊[×] 顯盛坊
 法蘭坊[×] 瑞光坊[×] 芳心坊[×] 清玉坊[×] 慶雲坊[×]
 貞俊坊[×] 妙應坊[×] 春光坊[×] 觀道坊 大光坊[×]
 法久巷<sup>今稱常
 唱堂</sup> 法明坊<sup>今稱三
 水屋</sup> 孝東院^{奥ノ院}

●七面山道

計 十七坊外^二奥ノ院
 松樹巷 威井坊<sup>始ハ交接
 中ハ妙泉</sup> 十萬部寺 宗說坊 神力坊^{赤澤}
 神通坊 蓮花坊 肝心坊 中適坊 妙福寺

晴雲坊

安住坊

七面本社
敬懷院

同興院
影響坊

計 十三坊外、妙福寺

合計 百六十七坊外、二堂、一寺、一寮

右の諸坊一時に悉く存在せしにはあらざるが如し、舊記に徴するに甲斐國誌(文化年間)には房院百廿内廿六房今廢すと誌し、又國經(寛保年間)には百卅四房を示し、日壽師が山内地圖(維新頃)には百六坊を録せり之を要するに時勢の變遷は一山の盛衰支院の興廢に影響せしものならんか若し委しく之を檢討せば宗史に資すると勘からざるべけれど前にもいへるが如く本院の配録すら尙ほ詳かならず維新以後に於ける支院の合廢に就ては僅に左の表を見るのみ

○明治四年一月 第七十二健師代

合併

三ヶ坊

○全七年一月全代無種無縁に付縣廳より被申付

廢寺

十三ヶ坊

○全七年十二月 第七十三薩師代

合併

四十七ヶ坊

○全十年六月 第七十四鑿師代

合併

四ヶ坊

總計合廢六十七ヶ坊

現存 三十二ヶ坊

外ニ清分寺

以上

第七章 遺文、詩、歌

富士開山白蓮日興尊者投于波木井邑主日圓居士書九別三十七與也將往臨別投普抑一閣浮提之內有日本國日本國之內有甲斐州甲斐州之內有波本井鄉乃斯久遠實成釋迦牟尼如來金剛寶座也名之呼身延山久遠寺天魔不得便也波旬不可惱也如今末法後五百歲不盡佛識本化上行日蓮上人穩坐于茲或魔民魔屬伺其隙則外護之力何為忽之乎恭惟吾太祖天照皇太神宮者是久成世尊應化也然則皇太神宮本懷亦是非法華經而何也吾師上人恒首神道佛道其揆一也其謂之矣日本國中上自王侯下迄庶人咸无不皇太神宮之遺裔今稟生於末法而具本化之徒者背如來遺教違皇太神宮本懷謂之不忠臣謂之不孝子謂之不敬徒矣竊以丁今之時如說信法華經之人弗足下夫誰可謂大敬之徒大孝之子大忠之臣也法華經興于茲法華經隆于茲寔是波木井鄉者末法萬年廣宣流布

之澄艦矣携殿供養本師久成世尊賜土地涌上首上行菩薩無邊行菩薩淨行菩薩安立行菩薩然則規矩盡未來際宜一依據立正安國論復久遠寺院主板首鐵腸鐵肝勿畏三類之敵者善也足下夫計之不悉元也正應元戊子十一月日興尊手書今現存身延廟中雖然書中源十一日興尊手書今現存身延廟中雖然書中源

身延山十功德并序統七

十一代行學院日朝

吾高祖大菩薩者末法唱導師本化上行菩薩應化也是以受生末法持塔中別付囑之真印者不可不拜其靈廟雖然身延地僻細路曉喃棧道險危非老幼婦女荷屨跋覽之所克堪於是乎山僧手分其真骨築塔鎌倉呼為東身延山令一瞻一禮之儀普結大緣因數十德以告之云高祖遺訓曰我身延山者月氏靈鷲山飛來者也一又曰一遊斯山毀滅無始罪障三障即三德者也一又曰道山來遊之輩釋迦佛引手帝釋為馬梵王

隨身日月為眼守護也。又曰日蓮靈山會上相承一大事肉團胸中秘藏矣。是以胸間者諸佛入定處舌上者轉法輪處喉者誕生處口中者正覺處絕代不思議之法華經行者穩坐是地爭可劣靈山淨土法妙故人貴人貴故處貴者其是謂之乎。又曰日蓮之神靈未來際可留身延山初求隱築也門人處々招之我不應之別有所思而到夙世因緣乎。又案台家相承曰靈山者三世諸佛說法住處死骨安置靈地也今身延山者高祖說法住處全骨安置道場也。又案高祖在世靈山的受法門若破若立多是山而錄出。又案高祖應世也生處小湊也得道清澄也轉法輪身延也入涅槃池上也。又高祖弘化之地雖有小湊松谷比企中山池上而惟筆身延山不筆其餘。又以未法正流布言之月氏靈山者在世八年而已如今身延山者未法萬年澄觴也。是以後昆無輕身延山者善焉。別啓靈山九十五引之云云。

身延伽藍記

付靈上夢說別顯統記卷三二帶同十四三帶

十二代圓教院日意

文永十一年甲戌吾祖嘉應波木井氏請到于甲地僅結小茅淨界百餘弓。鷹取嶽麓猿鹿為伍去俗數里讀誦唱題快得安穩矣。桃李成蹊終為一會別開方六丈佛殿扁呼身延山久遠寺祝釐拈香為宗門祖山六萬恒沙相次而出也。世不乏人滅後如今二百餘年澄觴一水湛為法海也。禮趙實長亦內祕之人預禱後與隆竊迴遠鑑四至增地於峰於阜于谿于河周匝不測殆甲天下矣。吾師朝公來主于茲是地隘狹衆每苦之師振鼎建之力移今之地躬自鋤山塞谷拽木搬石殿堂樓廡迄于子院孫舍各抱地勢各得其處達巷交衢俗民亦得其便也。於是偶見古經外帙烟煤敗墨之間微見字形掃塵細閱第五代鏡圓臺上之識文也。其文曰貞和二年丙戌九月二十日之夜夢山僧偶遊隣村梅平四顧山巖有塔之九輪下之一等平地如砥宏基鉅構殿堂樓閣爵乎盛矣。村居處々傍崖抱流農夫取役夢裡思念他日吾山嘉運有時輪奐

至是歟夢醒矣乃就其九輪之地築八幡社以誌之云吾師能畢見之敢不語
人余竊稟命拜之奇說八幡舊社今猶存也謹惟高祖遺訓往々言身延山者
真之靈山事之寂光土也然則三災不燒四劫不遷久遠劫來靈山一會儼然
未散實本國土妙者也凡夫不識悲夫臺上託夢而說理朝公者即理而跡事
相聖者之域足俯而可信者乎哉矣文明十年戊戌正月八日

上身延日傳和尚書別頭統記
十五十帶

池上佛壽日現時住本行寺后爲比
池兩山十一代主

這回始拜祖塔畢矣滯留數日饜應有禮法談勸發靈寶寬拜不得利益實不
知所附也無恙還錫具以告日純焉且就歸之晨勞慮法勞不面而去波耶河
上羌端塲坊道誼之爲抑資利送客之禮歟九頓是輕着后欲以伴謝之而騷
騷亂鼓干戈塞路遲延是怨藥原之僧往伺動靜幸告鄙懷野生東漂西泊三
十餘年今迄斯地朝々至信遙拜祖塔一日不應多年詣拜之願今日滿矣座

下洪庇多謝々々卍々布字天文乙巳四月朔日
右寄身延日傳和尚書也
現上親書存身延殿中

知見邈上傳曰羅山子道春結支許交春因語曰聞身延山爲真之靈山事之
常寂光土曾有官事予亦經過山之景色土之形勢不見其異何乎師曰吉野
之花更級之月振古稱之往而賞之不識其德不見其異身延山亦若斯法華
經之名處也予未具法眼乎羅山子擊節感慨一座聞之以爲美談別頭統記十
四三十五帶
寶藏叙上傳曰初甲陽侯信玄見身延山地勢固機千丈之嶽不測之豁要害
堅固欲移居城慙慙備禮差古老家臣告曰四至之界以倍酬願上人謀之若
斯再三師召執事老徒議之衆咸云信玄卿世領甲地尺寸之地無不其有主
德絕倫侯祿撫民聖天子亦容其仁政吾輩貧道曷得敵之乎師從容而曰
衆等聞吾言夫吾山者高祖所記久遠劫來三災不燒四劫不遷本化所顯之
妙土矧乎七面神守護著哉國君不知之爲容易望吾企跬步盡理陳之若不
遂則授山僧首也耳執事諸位聞而感伏以告信玄信玄大嘆曰靈山佛勅親

言王臣吾崇三寶告之以禮無解之僧欲背于吾制此非法外護之任何忽之乎吾起兵脅之降者赦之敵者誅之衆卒聞命元龜三年壬申四月十一日樹旗圍山鳴鼓吹螺先陣既至師確乎不動山中緇素集會影堂持咒唱題奉命高祖比躬塵芥時七面嶽甲冑車馬不知幾千萬林樹悉爲旌旗矛槊之狀國軍見之眼瞑膚戚敢不得近信玄聞之躬自進馬揚鞭勵兵恍惚之間神箭飛來鏃刺舌根口中痛甚打鼓而退懷大驚怖請師謝過是時身延山不受俗諦之汚師之功爲偉也矣統紀十四

七面大明神緣起

元政上人

七面山者在身延峰之西春氣川之上乃吉祥天之垂迹大明神示現之靈區也山閉鬼門而開七面故名焉相傳金輪際湧出而黃金所成矣絕頂有池澄入德水生五色雲其峻極之狀旁礪之態玲瓏之美瑰奇之勝自非登陟而歷覽安得而盡焉所謂吉祥天者何也鬼子母天之女父名德叉迦華言具足天女

梵語室利摩訶提毘耶華稱吉祥大天又言第一威德成就衆事大功德天諸經之中略號功德天是也經云乃往古世於琉璃金山寶華先照吉祥功德海如來所種諸善根是故我今隨念所至之方能令衆生受諸快樂衣服飲食乃至七寶悉無所乏北方毘沙門天王城名阿毘曼陀其城有園名妙華福光中有最勝殿七寶所成我常住此天女身相端正赤白二臂左持如意珠右持施無畏有種種纓絡鑲釧耳璫天衣寶冠坐寶臺上左邊有梵摩天手執寶鏡右邊有帝釋天背後有七寶山出五色雲雲上有六牙白象鼻絞瑪瑙餅餅中傾出種種妙物灌於天女頂百寶花林千葉寶蓋諸天妓樂散花供養天女宿植善根所感福報如是且能令衆生成就衆福滿足所願亦與大辯才及四天王擁護四方具如經說不遑悉載夫七面山黃金所成則經所云七寶山者耶瑠璃金山之所變耶抑又七寶勝殿之所現耶應化之迹不可測也肉眼之力不可見也昔我祖師居身延山誦經說法一日會中有一婦人容粧甚雅于時檀

越波木井實長在座。心懷疑惑。師乃知之。告婦人曰。汝復本形乎。答曰。得一箇水。可也。師命侍者執花瓶。授之。婦人承瓶。水忽作毒蛇。長一丈餘。纏繞花瓶。婦人首吐舌。甚可怖畏。實長疑水渙然。感渴益至。乃令書工名大藏。身延。鑿下。六作。野氏。者。誤矣。又國字傳有。眼。又九老。行。公。父。某。夢。得。七。面。神。給。像。大。士。點。眼。之。圖。永。為。寺。鎮。婦。人。更。復。形。而。白。師。曰。師。親。受。塔。之。蛇。形。真。影。高。祖。年。贈。收。與。下。廿。八。圖。永。為。寺。鎮。婦人更復形。而白師曰。師親受塔中。付囑。為未法。導師。妾亦蒙佛勅。為護法神。永令此山。無有水。火。兵。革。之難。其有衆生。信受。一乘。回向。無上。菩提。令其所願。皆得如意。吉祥。誓已。而去。彼山到。于今。無諸變災者。豈非神女堅誓之信也。哉。寬文六年仲夏。既望。霞谷。除。體。不。可思議記。(草山集廿六十一)

又

大中日孝慈忍

是山關七面。而鎖其鬼門也。故曰七面山。神明垂迹于此。故曰七面大明神。是山岸平。徹碧落。截然如削。成攀峯者。眼界列國。臨谷者。足下起雲。飛鳥不易過。走獸叵可除。俯仰頓蹇。勞苦心目。去絕頂。不遠較平坦。有為丘焉。周圍三四里。自

是而望之。山容温如。不甚險峻。勝狀美麗。叵可以喻。杉檜森列。竹箭茂密。望眼不見一點塵埃。寔神仙之所窟宅。此非凡愚之可栖息。爰有湖水。蒼藍而清。雖歲旱不枯。渴乃就其處。擣寶殿。所謂七面大明神也。緇素臨乎湖水者。除熱惱。男女參神祠者。滿志願。其神像猶天女形。首戴寶冠。身踞寶石。右捧寶珠。左持寶輪。而其為本地。不可測知。相傳是吉祥天。應現也。蓋以廣大之利益。而言之。等妙之垂迹。與誰議其本者也。昔者我祖。韜晦于身。延每講法華會。有一婦人。來也。年可二十。容貌端嚴。服飾綺麗。侍祖師側。而預法會。諸人疑之。南部六郎亦在座。祖師欲解其惑。告曰。汝復本形。對曰。諾然。無水。則不能云。祖乃命侍者。與瓶水。忽變龍身。甚可驚怖。眼光射雷爪牙。植又鱗色。緋錦舌。頭涌炎。長一丈餘。纏繞華瓶者。二三匝。矯首回顧。甚可怖畏。于茲六郎等。疑念忽散。歎未曾有。少焉復其初。且言我師已受一乘之付囑。遠為未法之導師。我儕亦蒙佛勅。擁護持經者。豈不報盛怒之本誓也。自今而後。令持經者。各果諸願。除七難。長生。

七福復守護此伽藍除壞火災飢饉疫癘等住持三寶永不斷絕言已即沒又
 六師口傳曰師至講提婆品蛇來聽聞師云八歲龍女已上御義口傳下六十一云此已前甲州日春日法別頭統紀
十一卷初紙二十紙依所望讀經云云今所引六老讀經師筆記者即弘安元年戊寅以是因緣正月一日也故所首已前本化高祖年譜三十一紙係于建治三年十二月身延監下五全
 吾宗緇白男女貴賤悉皆尊崇而至今仍也靈應如響略言一二近古州君某元
三年壬申四月十一日武田信玄圍山統紀十四卷二十第十五代叙師傳委悉前抄出又身延監下七紙此事云天文年中欲侵掠于此山兵馬已至應時
 山林悉變弓矢矛鏃旌旗武夫之狀而為之防卒不可進又有賊徒謀燒矢于
 伽藍屋以火擲亦屢滅卒不可燒又僧某甚貧祈福神賜錫子徑可一尺以炊
 飯非只自給亦與他人遂無盡矣錫子今現在而其事與僧沒又祈疾疫者不
日而愈不可勝數而云實是神女堅誓之信乎哉又傳昔者每年祖師宿忌之夕黑
 雲變驟驟雨飛散自西方而至應時諸堂罽籠一時俱鳴是為神降之相此等
 奇事非余筆墨之所罄嗚乎和光之始寔然利物之終可識也已
 (別頭統紀卅三紙四)

緣起及本地垂迹統紀廿七之學海餘滴三十身延鑑四下高祖年譜一冊等辨之所
 說大同中就中餘滴廣列舉實例具辯或者或結云七面明神之昭蹟言之相
 傳漫不可廢矣又年譜致異廿八云神力從來無碍譬之一月萬影何必可
 論本地哉

因記身延鑑四下之云第廿一代遠師神體作菩薩形云云又或記云初神
 也贊辭甚烈延峰要師第廿四世造釋迦座像藏於神華臺中白神言濁末利生
 唯可以柔和為本何烈威之為於是神崇頗息焉云云

身延山久遠寺鐘銘

日 乾

娑婆世界一須彌內南閻浮提大日本甲州波木井鄉身延山久遠寺者吾法
 華宗元祖開闢勝地九年安棲靈幙也誠是法水流布澄觴宗門興建本基也
 普天之支流流於此率土之緇田生於此矣當于始日遠住持之時有西谷山
 城禪門道順者適詣當峰見鍵槌微少忽弘願言乞巡檢諸邦遍擗貴賤新銘

巨鐘以充法器矣貫首大衆九悅諾焉從是已來除城々岨峻渡漫々巨海敵官舍衙門才庶民柴扉不擇寸鐵求其助不讓片壤乞芳緣積勞多歲也存命之間未遂所願其躬逝吊之贈號善願房日行矣爰東照大權現御息源黃門賴宣同宰相願房兩卿母公蓮院妙紹日心者經王信力超他當時稱有善女也故從初已來加志力然患于久有其名未得其實至千今時大屬檀功督速治鑄矣依之日深太得便其期方熟果以命其治造巨鐘掛住持三寶尊前累年大願今者已滿足也伏冀妙音周遍鐵圍山之界祖教永傳樓至如來之時四衆八部同得常樂而已即作銘曰奇哉妙韻橫響大千下達阿鼻上至預天六時普告覺塵勞眠集僧勸俗念誦安禪百八徹耳情識寂然說法聽法互開心蓮貴賤老少結緣無邊金鐘盛德幾千萬年 南無妙法蓮華經

前住寂照院日乾誌

寬永元年龍集甲子八月如意珠日

治工棟梁駿州江尻住藤原山田若狹守種秀

十一辰鐘銘

日 脫

京極氏落飾號養仙院其弟信收之又落飾號長松院二信女篤奉三寶無不以外護佛法爲任也近况山中不知時乃鑄大鐘而寄焉又卜寶樓于方丈之南某處而篋焉鳴鐘行者無衣食資夫人又給焉於是乎延山十二辰之候備矣昔廬山遠公造蓮華漏定十二時以爲行道之節信女此舉自然契矣寧只行道之節而已哉一聲發之鳥以知歸人知以憩臥者以起起者以臥天魔忽伏外道忽訥劍輪忽碎地獄忽空以至九界衆生無不各受其賜若以佛眼觀之一音救是也法身毘盧遮那說法是也唯一鐘聲具足無量功德如是何况十二時時々鳴之永不退轉者哉不可思議不可得名遂爲之銘曰第一義天本離代謝三界已非誰問春夏但有因緣亦說晝夜卯辰己午及與丑寅相續不住更互推移惟人之性懶惰且癡鳴此法器報十二支凡百聽者莫空過時

時延寶八年歲次庚申中秋穀日

日脫誌

治工田中丹波守藤原重正

七面山鐘銘

日孝

延峰西蔚乎深秀者七面山也山之東面平坦之處自然湖水湛然者七面池也池龍曾化人來聽受吾祖之法矣所謂七面之神也神嘗擁護延峰伽藍防于火災福于人民抵今四百載湖水不涸無回祿之變其靈跡昭々焉寧曰神之非正直乎嗚呼古老之言筆墨之傳不經而已矣自古神之廣堂狹隘而浸及毀廢甲寅之歲以十方樂施再興修營則神廟拜殿樓門等凡所宜有咸皆新成焉朝散大夫久恆女捨若干貲修造樓鐘於是乎七面之山輪奐盡美矣神其無享乎以勒神之德於鐘而為之銘曰日東延岳月支鷲峰本光呈瑞發輝妙宗菴池之山隣于靈縱嵯峨七面青螺萬重澄潭一碧神之幽宮水接阿耨德亞善菴初祖揮塵靈物景從修運弘願以獲好兒翼々靈宇維德所鍾修

造瓊殿鑄金鐘無明銅鍊妙觀冶融時成寶器圓滿玲瓏聖應如響機感如撞天堂忽現幽府俄空一音徧滿十界雷同願言檀信爵祿無窮子孫繁衍神理交通遠霽妙道普扇祖風真俗並盛文武四充天長地久國泰民豐

時延寶三載乙卯中春吉辰越州法輪寺比丘慈忍誌

檀越朝散大夫越州刺史政明內室

○久遠二妙臺

久成寶殿 本堂也中央安七字首題釋迦多寶左右其脇侍上行等四大士也

應識寶殿 祖師堂也右久成殿左萬善堂是曰三堂宏基鉅構鳥企山峙

○身延山十二景

般若閣 在本殿之左祖師堂之後石級數十梯朱闕玲瓏風啄龍躍所謂

高祖，本地上行菩薩閣也。呼曰本地堂。榜本地菩薩閣，五大字，非安般若經處也。

菩提梯 自羅漢閣，屈白毫樓，石級三百段高，四十有三，仍壯觀可知。在本殿前也。

五層塔 居本殿東北方，珠象遙出，碧岑之表，自山下仰之，其形勝益奇。

三光堂 在本殿東北三里，芬陀梨峰之左，繞紫竹林，中安日月星三光尊像。

乃清揚廟，所狝富川環廻，其左勢益急，瞰臨船石春撞，其險惡不可狀。土人舟子時，觀雲物，以卜陰晴，將有吉兆，則見祥雲，亦可謂一奇耳。

黃鶯谷 在本殿東，架通本橋，長百二十尺許，以為福會堂。至三堂之要路，西行法師曾遊于此，而賦和歌，句有鶯聲先諸谷之意。贈我人口，自是為名區。

若鷹山 在本殿南，俗呼名鷹取山，古出鷹，以作貢物。今不產，山腰有師子松，其絕頂曰先照尖，形如覆孟，巍然崎立，或比之雞足山。

龍潭水 在芬陀梨峯下，水自翠岑不知其源，流液不常，煖澇無異，一百餘院，剝木破竹引之，以供爨。傳云是仙藥水，飲之延年實不測之妙泉也。

鹿都村 在本殿西北方六七里，古有村落，今則亡矣。幽遠靜禱，惟麋鹿獼猴為鳴走耳。

風師井 直本殿之北，有一土囊，吐出風雲，俗呼稱風穴，相傳與富士人穴通焉。峭壁如屏，樹々森列，霜葉之節，瓊瑤可玩。

天子峯 在本殿東南數十里，巍然饒天雪花，早白，至夏開黛色，共可愛。相傳該云富士為帝峯，為太子言其高比富士也。後人太誤，作天。

羽切邑 在本殿東南五六里，原作波木井，或作羽切水，作羅帶山，似劍鏗時，見蜩虹，豔影掩映，最相宜矣。南部六郎實長居於此，乃是身延開基嫡男某。

仕南朝次男某，住東奧，今之南部八戶是也。
富士川 在本殿東南羽切傍，列峯平沙村落，高低返照，可賞。

○芬陀梨六致

亦加房地長岫。湊浦雙墳為八勝。

大孝遺烈 閣曰思親高祖至孝信可欽慕也時々陟此高南望房州小湊浦
侍怙之雙墳焉後人締於閣之左呼大孝庵

巨人異跡 異人神人往々相逢傳言是高祖孝感所致也與

清夜天樂 秋月清明之夜空中聞管絃之聲經曰諸天擊天鼓常作衆妓樂

幽溪聖鐘 幽溪有時鐘然有聲古老云仙佛所集也不與豐山之九鐘同也

深殿明燭 寶殿無盡燈夜々青燐輝映空翠題意則可知

奧殿梵唄 思親閣有深殿有奧殿梵唄琅々朝昏不斷或曰至信者聽神人

誦經之音

○七面山八覽

亦加甲府金城信地瓊嶽為十景

蓬萊瑞日 唐史多指日本為蓬萊故本邦古來以富山比蓬島日本第一名
樹也與七面山相對如語言凡登高山則鷄鳴可見海底日出此嶽亦然朝

霧未散則如海之注洋溟波銜輪忽上蓬萊寔山中第一之壯觀也夕景亦
次之

夷洲仙舟 伊豆浦歷々可睹如箇々舟船往復于仙山也前脩曰吾朝伊

豆乃是夷洲也在山南十里外

珊瑚紅葉 紅葉披錦布繡燭燧其溪路呼為珊瑚路

摩尼彩霞 七面山一名摩尼珠嶺春霞其象尤可愛也

仙霞對雨 乃在本社之右館也一雨猶與佗之境異棄置人間世逍遙仙霞

館或所默識也

天都翫月 拜庇曰天都宮月色輝娟之夜誦經唱題之外有想後夜之佛法

僧之三寶也相傳天雨桂實

朝陽早雪 自本社南攬長蕙按飛莖躋攀三四里下臨萬丈之絕冥奇觀無

比七面境中之最高峰也雪亦早積所謂朝陽洞洞廣強四里許

無熱，午涼。本社後，有一湖水，滌濯炎蒸，涼氣萬斛也。振古比八功德水。

身延山偶吟

一圓院 日脫

可憐。或者視崖岡，見々靈山未散場。水韻風聲呼妙法，獸蹄禽翅放金光。菩提日拂無明闇，般若月移本覺鄉。本化棲神事常寂，西天良位識章昌。

題身延山

智禪院 日慈天字義

法海蓬萊不老門，無量仙藥雨餘春。風聲水韻奏天樂，山色雲巒拜世尊。室內從容真日月，迹中閒適別乾坤。不移一步寂光土，本果唱題此地存。

登身延山

遠成院 日近長字幸

延嶽巍々入碧天，奇觀神秀具難宣。山風高與道風蕩，溪水長兼法水傳。影現寂光金寶地，儼然靈鷲妙經筵。悲歡交落數行淚，雖恨後師亦勝緣。

上身延山

飯高如海妙譯日

俯谷仰天行，又行高蘿積翠瘦猿鳴。五重塔拂五重關，三寶鳥呼三寶名。空裡窺煙知主客，雲中樓鼓卜陰晴。時々自見異人迹，走卒兒童遺世情。

身延山偶成

大義院 日宗旭字海

地靈賢聖自來臨，奇石怪松真土岑。麓谷泉流宜洗耳，鷲峰月潔耐澄心。堂前澄影無邊照，壇上香烟法界深。千品萬差皆實相，風鳴水響一乘音。

上身延山

飯高慈恩教譯日

群仙相會地，高祖永棲神。樹々皆金色，山々自法身。猿偷一乘果，童拾七財薪。至信唱題去，聖鐘有報晨。

詣身延山

艸山善利

延嶽高知幾，回頭沖碧天。祖翁埋骨地，神女現姿巔。香氣凝堂裏，經音響寺前。暫時換骨趣，胸次拂塵烟。

題身延山

禪智院 日好妙字唯

殘生尋祖跡。此器因緣。山獸如遊。定水鳴似。似說玄雲。埋飛閣裡。霧集古龍邊。
九歲爲何事。南無妙法蓮。

上_二身延山_一

飯高空水應日

樓臺空裡。尊。巡照脫凡。腸。流。說。久。成。法。霧。燒。不。斷。香。異。人。供。佛。火。神。馬。運。付。糧。曳。錫。催。歸。處。富。川。一。帶。長。

享保五年庚子五月十四日

太上皇帝宸翰。大菩薩號降。至。燒。香。祝。盞。

見龍院 日裕

唱_レ偈_レ志_レ喜

久遠世尊上足人。擲。捐。支。竺。與。吾。神。細。酬。聖。識。忍。三。類。寬。舉。本。旗。導。四。民。苦。薩。證。號。王者。翰。檀。那。護。法。我。家。珍。德。高。不。恥。塔。中。勅。滅。後。閻。浮。一。大。麟。

勅願寺。鳳詔降。至。走。朝。口。號

遠沾院 日亨

萬年。勅願寺。鳳詔下。身延。王。法。合。真。教。神。威。接。竺。天。國。家。洪。胤。盛。樓。閣。禮。容。連。

不老蓬萊裡。護。長。吾。大。仙。

羅漢閣

大中院 日孝字忍

環。閣。皆。山。也。流。水。日。夜。瀉。悖。魂。攀。大。空。屏。氣。接。尊。者。北。對。二。天。門。西。望。七。面。社。世。人。不。易。登。本。門。真。蘭。若。

賜紫 朝拜口號

一圓院 日脫

辱。著。紫。衣。朝。紫。宸。可。憐。今。日。聖。恩。新。佛。乘。帝。道。和。融。處。虔。祝。萬。年。末。法。春。

身延山偶吟

寂照院 日乾

古今不更本地顏。唱題穩坐別頭關。何須迹化畜年曆。山獸水談人自閒。

身延山偶成

養真院 日住字圓

處々猿聲十二時。唱題遺世亦忘飢。定心穩坐白雲裡。日暮風清月亦隨。

三上_二身延山_一

大中院 日孝出前

一上即消無始罪。不疑三上障殄滅。何圖深山幽谷中。開個微妙大寶刹。

題身延山

慈廣院 日忍說字如

瑠璃爲地白雲間。旭日昇來金色顏。溪水山風皆說法。祖翁不動一床閒。

詣身延山二首

遠成院 日芳池上主

天降神護久成山。殊特逼人毛孔寒。煩惱雲暗何罪有。飛來靈鷲駐東關。
感淚銘肝真鷲峰。三千一念片聲中。教林法樹境觀滿。溪水山風是義空。

延山寶藏

遠成院 日近出前

異蹟爲堆總絕奇。拜來今日客心怡。碎身舍利依然在。千載後猶如遇師。

棲神寶殿

草山知量充

宣揚大法嘗辛苦。粉骨碎身知幾年。滅後靈塲白雲裡。永留舍利利人天。

題身延山

事息院 日空式字延

帶雲降月殿堂連。本地久成妙法蓮。事々靈空塔中趣。水聲山色別頭禪。

聞三寶鳥

普門院 日榮

玉宮瓊架吉祥天。幽谷寂寥月色鮮。來訪殊歡三寶鳥。妙音暗似祝身延。

又

大義院 日宗前出

和光垂迹濟人天。古往今來種福田。靈瑞時哉三寶鳥。聲々啼月共談禪。

又

仙臺保春又盛大林

玉塵玄談一義天。醍醐上味潤淄田。異禽三寶感時格。聲接經王唱淨禪。

拜二金剛

智光院 日迷字義

密迹金剛儼若生。山中擁護甚分明。并吞沙界虛空會。化及至微不汚聲。

渡富士川

大中院 日孝出前

一葉如飛下激灘。驚師得意過奔流。兩山回折岩間窄。幾處欲危舟自安。

南部道中

全上

南部道中富水涯。林丘處處似城基。六郎舊跡今墟矣。借問村翁不知。
發萬澤路上吟 草山元政日政

懸崖迴復轉。偏信馬蹄痕。松老西行坂。雲深南部村。延山遙仰樹。富水未知源。自此阻三里。一鞭到寺門。

詣林陀梨窟

遠成院 日近前

吾祖九年裡。幾回陟此巖。松杉根石老。堂閣架崖全。遺像神如在。望鄉跡可憐。誰知無垢雪。尙孝順爲先。

又

日富 桑名縣主也

投筇山額上。先拜祖宗堂。恣眼窮江海。凝眸對總房。雲低封客路。露冷濕行裝。往昔瞻望跡。餘輝照十方。

又二首

遠成院 日芳 池上主

浮躬龜鏡作流通。晦迹身延締觀融。時顯白雲雙塚在。遺恩入袖故鄉風。死身弘法報親恩。猶慕故鄉孝此存。頓首沾巾雙眼淚。長教子弟護宗門。

又二首

應信也

海氣蒼茫斷。山嵐縹緲和。天邊瞻遠岫。偃蹇似長蛇。

極浦白雲孤。雙墳望不及。百年追慕心。日夕攀巖岵。

七面山

大中院 日孝 出前

七面峯頭湖水濱。樓臺不受世間塵。慇懃念誦祠壇下。正直神加正直人。

又二首

遠成院 日芳 出前

有我宗來示現新。祖風振處種威振。山繁地富。福田徧。天女於焉爲巨鎮。捫蘿罔石里餘。間分霧披雲。七面山天落。真端空會上。肅然合掌唱題閉。

○

丁亥秋遊身延山願僧主僧

中州 三島 毅

卜斯名勝地。宗祖實英豪。殿閣勢雄拔。溪流響怒號。四壇山不小。七面嶽最高。幽邃如無路。焚香人釋屨。

身延山偶吟

玉泉道人

山高聳碧落。溪淨水泱々。吾祖棲神地。本來常寂光。

身延山日蓮上人骨堂作

聽雨 杉 重華

雖云不佞佛。來吊亦因緣。古像白毫在。放光六百年。

宿久遠寺奉呈日修上人

藍田 谷口中秋

老樹連天氣鬱蒼。慈雲法雨滿山涼。知君照破魔軍去。衣裡名珠萬丈光。

將發身延山留別日修上人

七旬年近路三千。曳杖遙攀兜率天。吾與靈山緣不淺。一生再度入雲烟。

戊子二月遊身延

松塘 鱧 彦之

我是蓮公舊國人。托生塵世六十春。有緣今夕來投宿。亂醉題詩師莫瞋。

身延山

枕山 大沼 厚

巨剎經營金碧全。可知遺德及千年。傳神靈活長存矣。山喚身延壽亦延。

水鳴閣開古書畫

羽峯 南摩綱紀

巍峨梵閣靠青山。雲色泉聲添靜閑。讀畫品書消半日。不知塵熱在人間。

題水鳴樓壁

靜齋 堤 正勝

名山幾出佛中龍。積翠知他靈秀鍾。却愛有心雲一片。載吾幽夢度層峯。

富士川

菖水 辻澤玄

芙蓉之水何悠悠。直下天潢萬里流。風聲雨聲濤聲合。樹影橋影山影浮。

步南翁下不二川韵

白雲堆裏主人

一條溪水繞千山。半日身浮活畫間。左顧丹楓黃葉岸。右看翠竹白沙灣。

○

水鳴樓中秋賞月記

身延 日 潤

身延山。結界の内。うしとらの隈に。三十歩はかりの。幽邃閑寂の地あり。北にうちむかへは高山そひへたち。茂樹倒にかゝり。削りなすの山勢なり。ふもとにそふて。宗祖大士の玉骨安措の寶藏まします。軒端ならへに。佛

菩薩あまたたせたまふ。古佛堂あり。その下つかた。咫尺へたてゝ水鳴樓といひし僧舎。中むかしのころより侍りしかども。五七年已前に。池魚のわさはひにかゝり。無何有の境となりはてにたり。ことし天保七のとし丙申の春。篤信のおのこありて。ふたゝひおこし。功なり。ねかひみちて。奮觀そなはる。そもく水鳴樓と。どなへしは。山のうへより。おちくる瀧つ岩波。ひめもす。よもすから。たえまなく。峯にひきては。つゝみをうつかこどく。なかれゆく水聲は。琴瑟をしらへけるに似たり。その下つ岩根に。放生池をもふけ。水たゝへたり。あまたいろくす。浮つ。沈つ。さはしるころは。へは。莊周か。いはゆる游魚の樂みつへし。宗祇法師の。ことこの葉にも。花のころは色にいて。水のころはをどになる。どなんつたへし。此わたり臺榭を。卜築せし故に。古哲佳趣を見やりて。水鳴樓と。名をあたへたまふなるべし。けに水鳴樓なる哉。このたかどのは。事にふれ。折にのそ

み。四の時。かはるく。の。勝景つきず。春は古巢いての鶯も。よるこひを告わたり。櫻山吹さきみたれたり。夏は若葉しけりそひ。かけすし。郭公百千返ひゃくせんかへなきて。をこたりの夢をさます。秋は妻こふ鹿。友まつ虫のこえこえわはれなり。ひかし南のかたをなかわれば。遙なる山。ちかき野への。たゝすまひこたちまでも。明眸のうちにいりきたる。あたかも畫圖をひらけるかど。あやしみ。どりわきて月のよころは。譬をとるにも。のなし。三千世界眼前。盡ついで。十二因縁。心裡。空くうと。都良香か。詠吟にも。ことならず。冬は四邊雪降つもり。木々のこすゑは。春をもまたす。花の咲かどうたかはれ。ほのく。と朝日さしのはれる。ひかりをあふきては。東方一萬八千世界を。てらしたまふ放光瑞を。したひ。たかねより。嵐にさそはれ。ちりくるしら雪は。四種よしゆの花のふりかゝるかど。よろこぶ。ことし中秋。も中の月を見はやど。手をありまぢくらしぬる。しかしなから。むかしより。狂雲素娥をねた

み。暴雨玄兔をさふる。なけきすくなからす。こよひは十四日なれど。四望くまなくはれわたり。明夜陰晴は。はかるべからずと。おもひたち。日のくるゝをまちつけ。われど。こゝろひとしき。人しなければ。ひとりひそかに。立いて。しはしみきりにやしらひ。月ののぼるをむかへ。水鳴樓の板敷に。静坐をしめ。老らくか羊のおゆみ。ちかつくことをもわすれ。あかなく月影にむかひ。こしかたゆくさを。おもひめぐらし。みるかうちに。時うつり。なかそらをすき。月面さまに。わたらせたまふ。ひまゆく駒はたとへに。あらず。生住異滅四運心の。ことばりさへ。忽然としおもひおこし。在五中。將か。月やあらぬ。春やむかしの。春ならぬ。といひしも。圓位上人。なけしとて。月やはものをおもはする。と詠し侍りけるも。觀心のこゝろはへなるへし。人情として。喜怒哀樂をそなへたれば。月をみて。たのしむも。月をかなしむも。有爲の心なるべし。樂天か三五夜中新月。色。二千里外故郷。心。と

のへしも。月にこゝろすましたのしめるうちに。ふるさをしたひ。友をこふるこゝろおこるとかや。孤僧も。こよひ。月にむかひ。こゝろをすましけるうちに。故郷したふ妄想もよほし。くまとなり侍りにければ。未練の心のおさましさを。はちて。身のうき雲のはれよかしと。いのり。吾祖大士の御詠歌。たちわたる身のうき雲もはれぬべし。たへのみのりの。わしの山風と。口すさみのよふに。折かへしうたふて。室にひきこもり侍りぬる

元政上人

○
せめて世をのかれしかひの身延山

すむらん月をたつねてや見む

三寶鳥

可卷上人

わか道のみつの寶をそのまゝに

世にみるどりの聲そたふとき

聞きおきて都のつとにかたむと

思ふ甲斐ある鳥のこゑかも

身延山にもものする道にて

不二かはの水とほく見わたせは

山わけのほるふねもありけり

久遠寺にまうてゝ

こみなとの涙しる妙に法の華

さくやみのふの川上にして

* * * * *

高崎正風

附 録

● 身延山参詣順路并里程概表

○東海道 奥津街道

此驛以西より登山するものは此順路によるべし○身延まで十三里なり

△奥津 一里餘 小島 半二里 穴原 二里半

○岩淵街道

此驛以东より登山するものは此順路によるべし○身延まで十二里なり

△岩淵 一里半 松野 二里 内房(本成寺) 二里 萬澤 三里 南部(妙淨寺) 一里 中野(此)

